

平成 2 6 年美浦村告示第 1 2 号

平成 2 6 年第 1 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 6 年 2 月 3 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 6 年 3 月 6 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成 2 6 年美浦村議会第 1 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	3 月 6 日	木	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託 ・予算審査特別委員会の設置
2	3 月 7 日	金	○議案調査
3	3 月 8 日	土	○議案調査
4	3 月 9 日	日	○議案調査
5	3 月 1 0 日	月	○予算審査特別委員会
6	3 月 1 1 日	火	○予算審査特別委員会
7	3 月 1 2 日	水	○総務常任委員会 ○経済建設常任委員会 ○厚生文教常任委員会 ○議案調査
8	3 月 1 3 日	木	○本会議 ・一般質問
9	3 月 1 4 日	金	○議案調査
10	3 月 1 5 日	土	○議案調査
11	3 月 1 6 日	日	○議案調査
12	3 月 1 7 日	月	○議案調査
13	3 月 1 8 日	火	○議案調査
14	3 月 1 9 日	水	○議案調査
15	3 月 2 0 日	木	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成 26 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号

平成 26 年 3 月 6 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 2 号 村道路線の認定について

議案第 3 号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 美浦村環境美化条例

議案第 10 号 美浦村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

議案第 11 号 美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例

議案第 12 号 平成 25 年度美浦村一般会計補正予算 (第 11 号)

議案第 13 号 平成 25 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 14 号 平成 25 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 15 号 平成 25 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 16 号 平成 25 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 平成 25 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 18 号 平成 25 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 4 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託)

議案第 19 号 平成 26 年度美浦村一般会計予算

議案第 20 号 平成 26 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 平成 26 年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 26 年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算

議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算

(請願一括上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願

請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書

請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時05分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

これより、平成26年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めましておはようございます。

26年の第1回美浦村定例議会について、所信を申し上げます。

3月に入り、寒さも緩み、草木の新芽も春を待ちわびるように幾分膨らんできているように感じられます。先月2月8日、9日には、東日本側に張り出した弾丸低気圧が記録的な大雪を降らせ、一部で交通が麻痺し、小中学校の登校時間の遅延措置をとるような事態も発生いたしました。翌週の15日にも再度の雪や降雨により高橋川が氾濫し、昨年の台風26号による氾濫被害もあり、125号国道も冠水し、通行不能が5時間に及ぶなど、地域住民の生活に不安を与えました。災害への迅速な対応や防災に備える必要があることから、早急な対策を隣接する稲敷市や土地改良区と協議してまいります。

議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、平成26年第1回美浦村定例議会にご参集をいただき、まことにご苦労さまでございます。また、日ごろより本村行政発展のため、議会活動を通して福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと、改めまして敬意を表する次第であります。

今、国際情勢を見ますと、まだ紛争が絶えず、安全で安心な日常生活を送ることのできない地域がたくさんあります。シリア紛争はまだ解決に至らず、政権が崩壊したウクライナではロシア軍が介入するなど、国々が抱える政治的不安定な要素が新たな冷戦を引き起こしかねない状況にあります。個々の意識は平和を望む声が大半ですが、人種の対立や国々の利害を考えると、争いは耐えない現状であります。問題が起きたときに平和的に話し合いで解決できる国連の強化を望みたいものであります。

さて、日本ではアベノミクス効果により、経済状況は「景気は緩やかに回復している」との基調判断がなされております。円安により輸出が持ち直し、大企業では社員のベース

アップも聞かれる中、家計所得や投資の増加など、景気の回復が期待されております。しかし、4月からの消費税引き上げに伴う駆け込み需要がある中、その反動は、景気の下振れとなるリスクもはらんでおります。加えて景気回復の景況感が中小企業に及んでいるとは言いがたく、物価上昇が先行し、住民生活を圧迫する負の傾向も見られる状況にあり、政府の早急な対策が望まれるところであります。

東日本大震災も3月11日で3年になりますが、ことしも県庁において三周年追悼式典が举行されます。震災の悲惨さを忘れることなく後世に伝え、防災や減災の取り組みは、日ごろの訓練により大規模災害から住民を守ることに繋がります。

防災訓練の実施については、昨年度は3月24日に安中小学校区域住民を対象に、安中小学校において地区の区長さん、子ども会、老人会、各団体、事務所等の協力をいただき、実施しました。今年度は、今月23日に木原小学校において区域内住民を対象に、昨年度同様に実施してまいります。

ことしから、村内の避難場所17カ所に、災害に強い情報連携システムのWi-Fiデジタルが昨年12月末に完成し、試験運用も終了しております。停電時でも対策本部との連絡が可能であり、災害後の住民の安全・安心の確認や被害の情報を把握できる装置であります。このシステム導入は、総務省からの補助事業で石巻市と美浦村が採択を受けたもので、県内では初めての運用になります。住民に周知して、安全・安心を確保していきたいと思っております。

行政や防災関係機関の迅速な対応、住民一人一人が自分の身を自分で守る、地域の身近な隣人と協力し合い、防災活動に取り組む、この三つの公助・自助・共助がつながることにより、被害が軽減できることとなります。

村では今、安中大山地区で計画している太陽光発電事業では、財務省から払い下げた3.68ヘクタールに国の再生可能エネルギー買い取り制度を活用し、最大電力1,980キロワットを20年間、東京電力に売電し、村内の公共施設の電気料の経費に充当しようとするものであります。

プロポーザルにより3社の応募がありました。選定委員会を設置し、委員には総務部長、保健福祉部長、経済建設部長、教育次長、総務課長、企画財政課長、そして専門的事項に関して学識経験のある者に関しては、茨城県再生可能エネルギーアドバイザー派遣制度に基づき、選定委員に筑波大学システム情報系リスク工学専攻、岡島敬一准教授を講師に招きました。

事業企画提案の採点の結果、想定年間発電量、想定売電収入、太陽光発電の施工実績と村への保証発電量について、株式会社日電が他社を大きく上回る結果となり、選定されました。2月12日に企画提案会社に審査結果の通知を行ったところであります。

また、パブリカ栽培のリッチフィールド美浦の隣に2期工事を申請していますが、今月末に茨城県を通じて承認がされるものと思っております。

今定例会に提出しております案件は、議案第1号で教育委員会委員の任命についてが1件、議案第2号で村道路線の認定についてが1件、議案第3号から議案第8号までは、美浦村の条例の一部を改正する条例が6件、議案第9号で美浦村環境美化条例が1件、議案第10号で美浦村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例が1件、議案第11号で美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例が1件、議案第12号で平成25年度美浦村一般会計補正予算が1件、議案第13号から議案第17号までは、平成25年度美浦村特別会計補正予算が5件であります。

議案第18号で平成25年度美浦村水道事業会計補正予算が1件、議案第19号で平成26年度美浦村一般会計予算が1件、議案第20号から議案第24号までは、平成26年度美浦村特別会計予算が5件、議案第25号で平成26年度美浦村水道事業会計予算が1件、新たに、議案第26号で平成26年度美浦村電気事業会計予算が1件の、全26議案であります。

美浦村の新年度の事業は291事業を計画しておりまして、ほとんどが継続事業であります。新規事業は昨年と同じく18件となっております。議会の皆さんとともに、「人と自然が輝くまち 美浦」づくりに、職員一同邁進していく所存でございます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

2番議員 岡 沢 清 君

3番議員 飯 田 洋 司 君

4番議員 椎 名 利 夫 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの15日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号の教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

本村教育委員として、平成16年6月から美浦村の教育振興に尽力されました中島賢一氏より辞職願が提出され、本年3月31日をもちまして辞任となります。教育委員として4年4カ月、教育委員長として5年5カ月、都合9年9カ月にわたり、すぐれた識見をもって美浦村の教育振興にご尽力されました。本村教育が高く評価されているのも、中島教育委員長の力によるところが多いと感謝をしております。

中島氏の後任として、小峯健治氏を教育委員として任命いたしたく、規定に基づき議会の同意をいただきたくご提案するものでございます。小峯健治氏の経歴等につきましてご説明を申し上げます。

小峯健治氏は、美浦村大字布佐1781番地20にお住まいで、昭和27年7月9日生まれ、満61歳でございます。昭和58年3月に美浦村に転入され、既に31年居住されております。昭和52年、立正大学文学部地理学科を卒業され、同年東京都立大島高等学校教諭として着任されました。都立小石川工業高等学校教諭、都立足立東高等学校教諭を経て、平成3年、東京都立教育研究所指導主事、東京都教育庁指導主事を経て、平成12年、都立本所工業高等学校教頭になられました。平成16年、都立台東地区単位制高等学校開設準備担当校長、都立忍岡高等学校長、平成21年、東京都立城東高等学校長を歴任され、平成25年3月、定年退職されました。

東京都教育庁の指導主事として教育行政に9年間従事し、また、東京都立高校の教頭及び校長として13年間携わり、学校運営、学校経営に大きな成果を上げております。その一つを紹介しますと、健康づくりの取り組みがあり、「早寝 早起き 朝ごはん」を掲げ、実施した結果、生徒の肥満や拒食症の根絶を図ったことが認められ、東京都教育委員会より健康づくり優良学校の表彰も受けております。また、在任中に全国高等学校校長協会家庭部会の理事長や公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会の常務理事等も務めておられます。

村での活動としては、創設当初から「陸平をヨイショする会」、美浦村文化財教育委員として活躍されており、陸平貝塚の保存と活用に協力いただいております。

小峯氏は、人格・識見ともにすぐれ、教育に情熱を傾ける方であり、多くの村民の皆様からも信頼されている方であります。

以上のようなことから、積極的に本村教育の発展のためにご尽力いただける小峯健治氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第であります。

以上、議案第1号について提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議のほ

どお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまご丁寧にご説明をいただきまして、理解はしたところでございます。村内に31年間在住をされ、いろいろな教育関係、高校生関係に携わられて、また、村としても陸平をヨイショする会の創設から、また、文化財センターの保存と活用にご尽力いただいていることは了解するところでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、現実、教育委員となりますと、やっぱり幼小中、保育所、子ども関係のことにかかわることも多くなる職務だと認識しております。そこで、この31年間で村の子どもたちとかかわった実績等がございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 林議員の小峯健治氏の子どもたちとのかかわりという部分については、直接の部分ではなくて、昨年3月まで東京都の学校にありましたので、直接的にかかわったのは、陸平をヨイショする会とか文化財の中でののかかわりが主だったと思います。

現在は、村の中にいろいろなところに顔を出して、村とのつながりも含めて協議会とか集まりには積極的に出てきてくれていると、私はそういう姿もお見受けをしております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 昨年まで勤務をされていたので、この1年間でいろいろな集まりに顔出しをされているということで、今後いろいろ美浦村の教育のほうにご尽力いただけるお気持ちのある方なのかなというところは推察されました。

現実、前教育委員長も本当に現場主義でありまして、現場の声に本当に耳を傾けて、現場の方のための対応を本当にまめまめしく行動された方であります。一例を申し上げれば、安中小の教員の問題があったときにも、子どもたちの安全のために毎日のように子どもたちの見守りに足しげく通い、子どもたちを守っていただいた経緯がございまして、本当に前教育委員長には敬意を表するものがございます。

ですので、その前教育委員長の思いをきちっと受けとめて、教育の、教職員の立場ではなくして、今度は現場を守る立場として、しっかりと職務に当たっていただけることを強く要望し、また期待をして質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 村道路線の認定についてから、日程第20 議案第18号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）までの17議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号より議案第18号まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号の村道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回の村道路線の認定をお願いしている路線は、2路線であります。一つ目の路線は、提案書3ページの認定路線位置図に示すとおり、南原地区の外周村道と稲敷市の庁舎及び稲敷広域消防署の新築箇所に接して、県道稲敷阿見線につながる新設連絡道路のうち、美浦村内に位置する部分の路線でございます。

二つ目の路線は、4ページの認定路線位置図に示すとおり、本村都市計画の工業専用地域に今般進出することになりました株式会社ユニフードの進入路として新たに整備する路線でございます。

続いて、議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。これは、村が太陽光発電事業を開始することから、分掌事務の中に電気事業の項目を経済建設部に追加するものです。担当課については、規則により定めますが、生活環境課といたします。

続いて、議案第4号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

現在の美浦中学校の生徒指導は、生徒指導主事が中心となり、学級担任、他の教科主任や各学年の生徒指導担当者などと連携を図ることにより、組織的な対応に努めているところであります。しかし、担当等は授業時数が多いことから、生徒指導上の緊急の対応や教室に入れない生徒の学習指導は、授業のない時間帯に交代して対応している実情がありま

す。緊急時には、担当等が緊急対応するために、やむなく授業を自習にしなければならない状況になることがあります。

また、生徒により指導に時間がかかる生徒を根気強く対応する一方、一般の生徒に対する授業を質的、量的に確保するためにも、一人で授業できる教職員の数をふやす必要があります。そこで、教科指導と生徒指導の充実を図るため、非常勤講師を中学校に配置し、担任や生徒指導主事の負担を軽減するものであります。報酬額については、茨城県非常勤講師に準じ、1日4時間、週5日勤務とし、年間35週の勤務を計画しております。非常勤講師配置により、生徒指導上の諸問題により迅速かつ適切な指導を行えるものとなると考えております。

また、廃棄物対策監理官についてでございますが、現在、廃棄物の不法投棄を初めとするさまざまな問題は、美浦村の環境に大きなダメージを与えているばかりでなく、住民も不安を抱えており、環境問題の対策は喫緊の課題となっております。近隣市町村でも既に廃棄物対策監理官を委嘱しているか、もしくは来年度から委嘱を決定しております。このようなことから、生活環境保全に関する法令等の徹底した指導と取り締まり及び監視活動の強化を図るため、専門的な知識及び経験と実績のある人材を廃棄物対策監理官として委嘱するため、報酬額を定めるものであります。なお、本職は1日7時間、週2日の勤務を予定しております。

続いて、議案第5号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、平成25年8月に国家公務員に対して人事院勧告がありましたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

平成19年から平成22年までの職員の昇給抑制を行いました。平成26年4月1日に、平成19年から平成22年まで昇給を抑制された職員のうち調整が必要な職員について、45歳未満の中堅若手職員の給与を1号給回復するものであります。

続いて、議案第6号 美浦村在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案は、美浦村在宅心身障害児福祉手当の支払い期について、県南地域市町村の実情に応じ、3期から2期に改めるものです。なお、支払金額の変更はございません。

続いて、議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。この条例は、昭和48年3月20日、条例第5号として公布、施行され、現在に至っております。このたび公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成25年文部科学省令第25号として平成25年9月10日に公布され、平成26年4月1日から施行されることになりました。これは、さきの第183回国会において成立し、平成25年6月14日に公布された地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

により、社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委員の委嘱は文部科学省令で定める基準を参酌して、各地方公共団体において条例で定めることとされたことに伴い、改めるものであります。

続いて、議案第8号 美浦村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例は、昭和34年9月7日、条例第8号として公布、施行されて現在に至っております。

このたび、さきの第183回国会において成立し、平成25年6月14日に公布され、平成26年4月1日から施行される地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、これまで法律で定めていた会長と委員の要件にかかわる規定を廃止したことから、各地方公共団体において、上記要件を条例で定めることとされたことに伴い、改めるものであります。

続いて、議案第9号 美浦村環境美化条例についてご説明申し上げます。12ページを開きいただきたいと思います。

近年、環境問題や社会情勢が多様化、複雑化し、身近な生活環境の悪化を心配する村民の声が聞かれるようになってとともに、既存の法律や条例で対応が難しい事案が増加してきました。そこで、資源の有効活用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的として、本条例を制定するものであります。

具体的には、空き缶等の投げ捨て禁止及び指定容器の資源化促進、空き地等の管理の適正化、環境美化の促進、霞ヶ浦湖岸の美化促進、自動車・家具・家電製品等の放置防止、飼い犬のふん害防止及び違反ごみ出しの防止について、美浦村、村民と事業者及び占有者等の責務を定めるものであります。指導、費用徴収、調査、勧告、命令及び罰則について規定し、目的が達成されるようにするものであります。

また、附則において、本条例が施行されることにより、美浦村空き缶回収に関する条例、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例を廃止することについて定めております。

続いて、議案第10号 美浦村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、茨城県信用保証協会が中小企業等に対する救済権を行使して回収金を取得する場合に生ずる、村が保証協会から回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生の促進を図るものであり、各自治体において被害中小企業者等の再生に迅速に対応するため、県下一律に制定するものであります。

内容としましては、東日本大震災の影響により二重債務の問題を抱える中小企業者等の事業資金の供給を円滑にし事業の再生を促進するため、茨城県産業復興機構投資事業有限責任組合が設立されました。これに伴い、既往債務を買い取る場合等において、損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を放棄できるようにするものであります。

続いて、議案第11号 美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例についてご説明申し上げます。26ページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明でも申し上げましたが、村で太陽光発電事業を行うに当たり、生活環境課に電気事業係を置くことから、職員に手当を支払うことがありますので、その方法につきましては、村の職員の給与に関する各条例、規則の適用を受ける職員の例により支給することを定めるものであります。

続いて、議案第12号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ2,361万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億8,746万5,000円とするものでございます。今回の補正が、平成25年度の最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの及び見込みがついたものの調整、緊急性を要する事業の補正を行っております。

次に、第2条の繰越明許費では、今年度予算措置された事業のうち、年度内に完成できない見込みの事業2件について、翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、1件の追加と1件の廃止をお願いしております。

最後に第4条の地方債の補正では、3件の追加、1件の廃止及び2件の変更をお願いしております。

繰越明許費の設定、債務負担行為の地方債の補正についてご説明させていただきます。34ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の設定では、12月の議会定例会の補正予算で計上しました子ども・子育て支援新制度システム構築事業につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次の、公立学校施設災害復旧事業では、台風26号による安中小学校のり面の災害復旧工事費につきまして、今回の増額補正分を含めた1,915万2,000円につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次に、第3表の債務負担行為の補正では、消費税率の引き上げに伴う、契約変更を行うため、ホームページ作成ソフト等使用料につきまして2万7,000円の追加設定をお願いしております。

また、12月の議会定例会の補正予算で設定を行った中央公民館空調設備賃借料につきましては、エネルギー使用合理化事業者支援補助金が26年度も継続となる見込みとなり、この補助金申請を行うこととしたため、設定の廃止をお願いしております。

次に、第4表の地方債の補正では、農林漁業者トレーニングセンター耐震補強事業費の財源につきまして、緊急防災・減災事業債から、公共事業債及び防災対策事業債への変更を行っておりますので、公共事業等債及び防災対策事業債の追加の計上、また、緊急防災・減災事業債の廃止をお願いしております。また、台風26号による道路及び公共施設災害復旧単独事業分の財源としまして、災害復旧事業債の計上をお願いしております。

最後に、地方債の変更では、地域活動支援センター増築事業の財源としている社会福祉施設整備事業債で、地域の元気臨時交付金の増額補正分を増築事業に充当したことにより、限度額の変更をお願いしております。

また、台風26号による安中小学校のり面の災害復旧補助事業の国庫補助対象分の財源としている災害復旧事業債では、国庫補助事業費の決定により、限度額の変更をお願いしております。

それでは、今回の補正は計上されている事項も多岐にわたっておりますので、ただいま申し上げましたことも含めまして、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

最初に、歳出予算から申し上げます。44ページをお開きいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、本年度末退職分の退職手当負担金として1,854万円の計上をいたしております。

次の総務事務費では、村が上告していた損害賠償請求事件の判決が最高裁判所で決定したことにより、賠償金119万2,000円の計上をお願いしております。

続いて、民生費について申し上げます。48ページをお願いいたします。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、6,815万円の増額補正をお願いしております。主な内容としましては、保険税軽減分で国・県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、政令に基づき、一般会計負担分4分の1を合わせた繰出し202万7,000円の増額補正。その他、繰出金で歳入不足分等により6,574万1,000円の増額補正をお願いいたします。

続いて、衛生費について申し上げます。51ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の保健衛生総務費では、職員給与関係経費で、昨年11月末での退職者分の給与等で、総額217万4,000円の減額をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。予防費では、執行額の見通しがついたことにより、それぞれの事業で減額をいたしております。

次に、上水道費では、水道事業会計繰出金で、工業専用地域水道管整備費及び会計制度改正対応に要する経費の確定により872万円の減額をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。農業費の農地費では、県営土地改良事業負担金で県営事業の事業費が確定したことに伴い、県営かんがい排水事業余郷入地区負担金1,040万円の減額をいたしております。

続いて土木費について申し上げます。道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、総額294万円の増額補正をお願いいたしております。主なものとして、工作物補償、道路拡張工事に伴うN T T電柱移設費の105万円と、稲敷美浦連絡道路整備事業関連構築物移設費の105万円を合わせた210万円の増額補正をお願いしております。

続いて、消防費について申し上げます。56ページをお願いいたします。災害対策費では、災害応急対策費で、排水機場操作委託料44万2,000円の計上をいたしております。この委託料は、台風26号の豪雨による河川等の氾濫を防ぐため、土地改良区の排水機場の操作をお願いしたときのものです。また、2月の記録的な大雪により、安全な通行確保のため、道路及び通学路の除雪作業を村内の建設事業者へ委託して行っておりますので、その委託料として123万7,000円の計上をいたしております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。62ページをお開きいただきたいと思います。

公共公用施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費での2月の大雪による落雪により中学校武道館の天窓が破損したため、施設修繕料18万9,000円の計上をいたしております。また、台風26号による安中小学校のり面の災害復旧工事費では、予算を繰越明許したことによる消費税率の引き上げ、及び2月に労務単価の見直しがあったことにより147万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきましては説明申し上げました。ただ、ただいま申し上げました以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。38ページをお開きいただきたいと思います。

村税では、それぞれの税目で歳入見込みの額の精査を行い、村民税で7,726万5,000円の増額、固定資産税で136万8,000円の増額、村たばこ税では450万円の減額補正をいたしております。

次の地方譲与税から次ページの自動車取得税交付金までの各種交付金につきましては、本年度の交付決定状況及び景気の動向等を勘案しまして、それぞれの項目で増減の調整を行っております。

次に、地方交付税の普通交付税では、190万4,000円の追加交付の決定がありましたので、今回の補正予算で計上いたしております。

次に、国庫支出金について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、地域の元気臨時交付金の交付額が決定したことに伴い、これまでの予算計上額との差額1,151万9,000円の増額補正をいたしております。

次に、県支出金について申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。

県補助金の民生費県補助金では、安心こども支援事業費補助金で12月の議会定例会の補

正予算により計上しました子ども・子育て支援新制度システム構築事業費734万4,000円に對しまして469万3,000円の交付決定がありましたので、今回の補正予算で計上いたしております。

次に、繰入金についてご説明申し上げます。特別会計繰入金の農業集落排水事業特別会計繰入金では、加入分担金の増収分として245万4,000円の増額補正を行っております。また、平成24年度事業費確定による精算分としまして、介護保険特別会計繰入金で779万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で116万5,000円をそれぞれ増額補正しております。次のページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金の陸平基金繰入金では、120万円の増額補正をいたしておりまして、この補正は予備費により陸平貝塚散策路の改修工事134万4,000円を行いましたが、基金からの繰入金を財源とすることとしたこと、また、今回の補正予算での基金充当経費13万4,000円の減額補正を行ったことによるものであります。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、8,622万6,000円の財政調整基金に戻し入れることといたしまして、3月補正後の繰入予算額を1億812万3,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。延滞金加算金及び過料の延滞金では、収納対策の強化推進を行ってきた結果として、当初予算額を上回る増収が見込まれておりますので、1,300万円の増額補正を行っております。

最後に、村債について申し上げます。

村債では、冒頭の地方債の補正でご説明いたしましたとおり、それぞれの還付で増減補正を行っております。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後零時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、午前中に引き続き、議案第13号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,533万1,000円を減額し、補正後の予算総額を21億6,983万2,000円とするものでございます。補正予算

の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。78ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金の取り扱いの見直しが行われることに伴うシステム改修費及びパソコンOSのサポート終了に伴う国保事業報告システムのバージョンアップ費の委託料125万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の第2款保険給付費の第1項療養諸費及び第2項高額療養費の一般被保険者に係る給付費では、財源としている歳入、第3款国庫支出金が減額される見込みとなったため、財源振替をしております。

また、退職被保険者等に係る給付費につきましても、財源としている歳入、第4款療養給付費交付金が増額される見込みとなったため、同じく財源振替をしております。

第3目、一般被保険者高額介護合算療養費では、今年度の支払い見込額を推計し、不足額4万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続く第3款後期高齢者支援金等と第6款介護納付金では、財源としている歳入、第3款国庫支出金の後期高齢者医療費支援金と介護納付金の増減により、財源振替をしております。

次の第7款共同事業拠出金では、拠出額の確定により、高額医療費共同事業拠出金で613万7,000円の減額補正、次のページの保険財政共同安定化事業拠出金で2,039万3,000円の減額補正をするものであります。

次の第8款保健事業費の第1項保健事業費の第1目保健衛生普及費では、当初予定していたパンフレット購入見送り及び各種パンフレットの購入単価が安価だったため、22万2,000円の減額補正をするものでございます。

第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金では、平成24年度特定健康診査、保健指導の国・県負担金が確定したことにより、精算返還金12万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、75ページに戻っていただきたいと思います。歳入についてご説明いたします。

まず、第1款国民健康保険税では、現年度分の調達額及び収納状況から収納額を見込み、一般被保険者分で956万3,000円の増額補正、退職被保険者等分で162万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の第3款国庫支出金の第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金で、保険給付費や納付金等により算定された国庫負担金との差額7,047万7,000円の減額、第2目高額医療費共同事業負担金では、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定による国・県負担金額の確定に伴い、153万5,000円の減額をするものでございます。

第4款療養給付費交付金では、退職被保険者等療養給付費交付金の交付額決定により、

673万3,000円の増額補正をするものです。

第6款県支出金、第1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金が前述の国庫負担金と同額の交付であるため、153万5,000円の減額をするものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付金見積額通知により、第1目の高額医療費共同事業交付金で152万円の減額、第2目の保険財政共同安定化事業交付金では、3,808万1,000円の減額補正をするものでございます。

次のページの第9款、繰入金の第1項、他会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金の第1節、保険基盤安定繰入金で、保険基盤安定制度繰入金の交付決定通知による繰入額の確定により230万5,000円の増額を、第4節財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税で算定された額の通知により10万4,000円の増額補正を、第5節その他繰入金では、歳入不足の不足額6,574万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第11款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金が相当額収入されており、収入額を1,430万円と見込み、500万円の増額補正をするものでございます。

続いて、議案第14号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。81ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成25年度最終補正となるため、各事業の精査見直し、過不足の調整を行っております。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,647万3,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出のほうから申し上げます。85ページをお開きいただきたいと思います。

まず総務費の一般管理費につきましては、総額577万1,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、役務費で17万5,000円、委託料で25万2,000円の減額補正をそれぞれ計上してございます。

また、積立金では、主に各施設の施設管理費の見直しによる減額分について、農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるため、493万円、公課費では平成25年度分消費税の中間払いとして、126万8,000円の増額補正をそれぞれ計上してございます。

次に、施設管理費につきましては、各処理施設管理費の見直しを行いまして、舟子地区施設管理費につきましては、需用費、役務費、委託料、工事請負費及び備品購入費について、それぞれ減額いたしまして、総額331万5,000円の減額補正を計上してございます。

次に、信太地区施設管理費につきましては、需用費、役務費、委託料、工事請負費及び備品購入費についてそれぞれ減額いたしまして、総額32万1,000円の減額補正を計上してございます。

次に、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、需用費、役務費、委託料、工事請負費及び備品購入費について、それぞれ減額いたしまして、総額262万8,000円の減額補

正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、加入分担金として納付のあった金額を全額一般会計へ繰り出すため、245万4,000円の増額補正を計上してございます。

続きまして、歳入について申し上げます。84ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金及び負担金の農業集落排水事業費分担金につきましては、既施設の新規加入の納付等によりまして、総額245万4,000円の増額補正を計上してございます。

次に、使用料及び手数料の農業集落排水事業使用料につきましては、総額25万円の減額補正を計上してございます。

次に、諸収入の雑入では、脱水汚泥の放射能測定費用及び試料採取等に要した燃料費に係る東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金が確定したため、24万3,000円の減額補正を計上してございます。

続きまして、議案第15号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。89ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成25年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直し、過不足の調整を行っております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,656万5,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を10億7,270万8,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、公共下水道事業費において、国庫補助事業に係る費用のうち、年度内に完成できない見込みの事業分2億1,500万円について、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を1億4,700万円をお願いするものでございます。それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

まず、歳出予算から申し上げます。95ページをお開きいただきたいと思います。

まず、下水道費の一般管理費の積立金につきましては、使用料及び負担金の歳入及び充当先事業の見直しによりまして、208万2,000円の減額補正を計上してございます。次に、施設管理費につきましては、事業費の見直しを行いまして、需用費、委託料及び備品購入費について、それぞれ減額いたしまして、総額3,340万円の減額補正を計上してございます。

次に、公共下水道事業費につきましては、国庫補助金及び一部事業費の確定に伴い、事業費の見直しを行いまして、委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金及び補償、補填及び賠償金について減額いたしまして、総額5,108万3,000円の減額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。

93ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金につきましては、278万円の増額補正を計上してございます。

次に、使用料及び手数料の公共下水道使用料につきましては、2,321万円の減額補正を計上しております。

次に、国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、国庫補助金の決定に伴いまして1,694万円の減額補正を計上しております。

次に、県支出金の公共下水道費県補助金につきましては、事業の見直しを行いまして、62万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、諸収入の雑入では、脱水汚泥の放射能測定費用及び試料採取等に要した燃料費に係る東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金が確定したため、57万円の減額補正を計上してございます。

次に、村債の下水道事業債につきましては、事業費の見直しによりまして4,800万円の減額補正を計上してございます。

続きまして、議案第16号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに2,105万4,000円を増額いたしまして、予算総額9億3,419万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、最後の補正となることから、介護保険事業全体を見通し、歳入にあつては国・県負担金、支払基金交付金の確定による増減、歳出に当たっては、保険給付費の増減補正等が主な内容となっております。それでは、まず歳出の保険事業勘定よりご説明申し上げます。107ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費の介護保険事務費委託料につきましては、消費税率の改定に伴う介護報酬改定によるシステム改修についての費用として63万円を計上しております。

次に、保険給付費につきましては、これまでの支払い実績から年度内の給付費を科目ごとに見直した結果、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費で400万円を減額計上、地域密着型介護サービス給付費で85万円を増額計上、施設介護サービス給付費で1,600万円を減額し、介護サービス等諸費全体では1,915万円を減額しております。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの給付実績に基づき、まず、介護予防サービス給付費で50万円、地域密着型介護予防サービス給付費で40万円それぞれ減額し、介護予防サービス等諸費全体で90万円を減額しております。

次の高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス費で60万円の増額補正を行っております。

次の特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が施設サービスを利用する際、居住費、食費の軽減を図るために給付するものですが、給付実績により、特定入

所者介護サービス費で250万円の増額、特定入所者介護予防サービス費で10万円の減額をしております。

次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金ですが、平成24年度繰越金において、全ての給付費等を精算した残額2,035万3,000円を介護給付費準備基金の積立金として積み立てるものであります。

次に、地域支援事業費の介護予防事業費では、二次予防対象者施策事業費におきましては、二次予防対象者通所型介護予防事業を100万円減額、一次予防対象者施策事業費におきましては、介護予防普及啓発事業費29万8,000円を減額するものであります。

次に、諸支出金の償還金ですが、平成24年度分の国庫支出金返還金として、363万3,000円、県支出金返還金として699万5,000円、合計1,062万8,000円を計上いたしております。

次の諸支出金の一般会計繰出金では、平成24年度一般会計繰入分の精算金として、一般会計への返還金779万1,000円を計上いたしております。

続きまして、介護保険勘定の歳入について説明申し上げます。104ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に介護保険料ですが、現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料の収納見通しに合わせた見直しを行い、特別徴収保険料では342万円を増額し、次の普通徴収保険料では、現年度分で138万4,000円を、滞納繰越分普通徴収保険料で77万1,000円を増額しております。

次に国庫支出金につきましては、歳出の介護給付費の見直しに基づき、介護給付費負担金で50万9,000円、介護給付費調整交付金で535万円、地域支援事業交付金で25万円をそれぞれ減額しております。

また、介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の補助金として、31万5,000円を計上しております。

次に、支払基金交付金では、介護給付費交付金で1,545万7,000円、地域支援事業交付金で29万1,000円を減額しております。

次の県支出金ですが、介護給付費負担金につきまして1,051万8,000円を減額、地域支援事業交付金につきまして、介護予防事業費の減により12万5,000円の減額をしております。

次に、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金につきましては、給付費見直しにより213万1,000円の減額計上、地域支援事業繰入金の現年度分介護予防事業費繰入金として、12万5,000円の減額計上をいたしております。また、その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事業費調整分として32万7,000円の増額補正を行っております。

次に、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減少に伴い、国、県、社会保険支払基金、村負担金が当初の見込みより減額となったことにより、1,084万6,000円を計上するものであります。

次に、繰越金では3,874万7,000円を計上し、前年度国庫支出金、県支出金返還金に充当

しております。

続いて、議案第17号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。113ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ294万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,164万4,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、本年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それぞれの科目に過不足の調整を行っております。それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。117ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合保険料納付金として141万8,000円の増額補正、保険基盤安定納付金は36万1,000円の増額補正をするものでございます。保険料還付金につきましては、財源内訳の変更で、補正額はありません。さらに一般会計繰出金については、平成24年度精算金として116万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、歳入の内容についてご説明申し上げます。116ページをお開きいただきたいと思います。後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料が見込みの調定額を上回るため、300万円の増額補正、普通徴収保険料については、見込みの調定額を下回るため、174万2,000円の減額補正、滞納繰越分普通徴収保険料についても、見込みの調定額を下回るため7万円の減額補正を、それぞれお願いするものでございます。

また、一般会計繰入金の36万1,000円の増額補正をいたしております。

繰越金につきましては、前年度の決算額として116万5,000円の増額補正、延滞金については5万円の増額補正、保険料還付金については18万円の増額補正をしております。

最後に、議案第18号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。119ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、平成25年度最終の補正となるため、各事業の精査を見直し、過不足の調整を行っております。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益及び営業外収益で、総額3,521万6,000円を減額補正いたしまして、水道事業収益を5億5,048万4,000円としております。次に、支出では、営業費用で867万9,000円を減額補正いたしまして、水道事業費用を5億7,481万3,000円としております。

次に、資本的収入及び支出の収入では、加入分担金及び負担金で、総額916万2,000円を減額補正いたしまして、資本的収入を2,391万8,000円としております。次に、支出では、建設改良費で766万5,000円を減額補正いたしまして、資本的支出を1億5,350万9,000円としております。

123ページをお開きいただきたいと思います。最初に収益的収入及び支出の支出予算からご説明申し上げます。

まず、水道事業費用の営業費用の受水費につきましては、一般家庭用及び業務用使用水

量が減少となる見込みのため、500万円の減額補正を計上しております。

次に、配水及び給水費では、備・消耗品費及び委託料についてそれぞれ減額し、薬品費では不足が見込まれることから、4万1,000円の増額補正を計上いたしまして、総額178万9,000円の減額補正を計上しております。

次に、総係費につきましては、公営企業会計制度改正に伴うシステム改修経費が確定したため、委託料で189万円の減額補正を計上しております。

続きまして、収入予算についてご説明申し上げます。まず、水道事業収益の営業収益の給水収益につきましては、家庭用料金及び業務用料金が減収となる見込みのため、3,500万円の減額補正を計上しております。次に、受託工事収益のその他の工事収益につきましては、公共下水道管渠工事に係る配水管切り廻し工事分として、108万9,000円の増額補正を計上しております。

次に、営業外収益の他会計補助金では、公営企業会計制度改正に伴うシステム改修経費が確定したため、105万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、雑収益のその他雑収益では、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金について、対象となる事項が発生しなかったため、25万円の減額補正を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。124ページをお開きいただきたいと思います。まず資本的支出の建設改良費の配水施設拡張費につきましては、総額766万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、工業専用地域への配水管布設工事が完了したため、委託料で63万円、工事請負費で703万5,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

続きまして、収入についてご説明申し上げます。資本的収入の加入分担金につきましては、149万7,000円、負担金の他会計負担金では、766万5,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

以上、議案第2号から議案第18号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案説明、大変ご苦労さまでした。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第21 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算から、日程第28 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局には、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第19号から議案第26号の当初予算についてご説明申し上げます。

議案第19号から議案第26号までの平成26年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において、予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成26年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算から議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算まで、以上8件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これにより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

午後2時25分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

予算審査特別委員長に、石川 修君。

副委員長に、椎名利夫君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 日程第29 請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願から、日程第31 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願までの3請願を一括議題とい

たします。

請願の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 日程第29 請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願を議題といたします。

紹介議員から、趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願の趣旨は、ただいま事務局が読み上げてくれたとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第30 請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書を議題といたします。

紹介議員から、趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） つい先ほど事務局が朗読しました請願の趣旨をもって、請願の趣旨説明とさせていただきます。

なお、一言つけ加えさせていただきますが、この介護保険改正法案は、昨年夏から社会保障制度審議会の介護保険部会でたび重なる討論が積み重ねられてきました。その介護保険部会では、介護事業者の代表、そして、介護に携わる地域の地方公共団体の代表からもさまざまな反対の意見が出されています。

この法案は、2月12日、閣議決定がなされ、今通常国会で4月以降に審議が開始されるということですけれども、この法案には、要支援外しというこの請願の趣旨以外にも、要介護1、2の人を特別養護老人ホームから締め出すとか、あるいは介護のサービス利用料を一定の所得のある人は引き上げるという内容も含んでおり、その点でも多くの反対の声が寄せられています。

今回のこの請願は、その中でも一番重要だと思われる要支援1、2に対する保険給付サービスの切り離しを問題とするものです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第31 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 先ほど議会事務局が読み上げました請願趣旨書の内容をもって、請願の趣旨説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時42分 散会

平成26年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成26年3月13日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書	記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成26年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問の質問方式は、選択制で行うことを許します。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質問時間30分で質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせ60分の制限時間内で一般質問を行うこととします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山本一恵君の一問一答方式での一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） おはようございます。久しぶりの1番ということで大変緊張しておりますが、すばらしい答弁を引き出したいと思ひまして、ご協力よろしくお願いいたします。それでは、通告書に従ひまして、一問一答方式で質問いたします。

まず1点目、村のPR活動に名刺を活用することについて質問いたします。

人口減少対策が求められている昨今、各自治体でもさまざまな対策を実施しているところですが、まちの魅力を積極的にPRし、イメージアップを図り、人口を増加させることが必要だと思います。本村でも、企業誘致事業、定住促進事業、地域活性化事業、空き家対策などを実施しております。

また、PR活動としては、江戸崎ショッピングセンターの2階にまちかど情報センターを開設し、稲敷市と美浦村のPRコーナーがあり、観光ガイド、物産品のパンフレットや美浦村を紹介するポスター、パネル等が展示されています。また、毎年12月には中山競馬場で開催される美浦ステークスのときにも観光物産展を行っているなど、いろいろな機会にPR活動をされていますが、美浦村をPRする手段の一つとして、特産品や観光名所な

どの絵を入れたPR名刺を作成し、村の知名度向上とイメージアップを図り、住んでみたくなるような魅力ある村の情報発信として、PR名刺を活用してはどうかとお伺いします。
よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。山本議員の村のPR活動に名刺の活用といったところにつきましてお答えを申し上げます。

我が国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに見てみますと、総人口は2030年（平成42年）の1億1,662万人を経て、2048年（平成60年）には、1億人を割って9,913万人になるものと見込まれております。このように人口が減少するとともに、地方では地域間競争が激化しており、定住化促進を掲げ、人口増を目的とした施策の展開に、自治体同士しのぎを削っている状況となっております。

本村におきましても、地区計画の策定を開始し、定住化促進奨励金制度を設けるなど、人口減少対策に取り組んでいるわけですが、これらの取り組みや美浦村のイメージを広くPRする手段といたしまして、広報やホームページ、そしてパンフレット等の活用は、推進を図る上でなくてはならないアイテムとなっているところでございます。

議員ご提案の名刺を活用したPR活動も、生きた手段の一つといたしまして効果が見込めるものと考えます。皆様のお手元にお配りいたしました名刺台紙のコピーを配ってございます。資料として提出をさせていただいたわけですが、村花、村木であるとか、陸平貝塚から出土された双口土器など、本村のPRを図るため作成をいたしましたものですが、確かにメッセージ性は強いとはいえないものかと考えるわけでございます。

そこで、作成に当たっては限られたスペースの中に、特産品や名所等、どのような図柄を取り入れるか、何種類の名刺にするか、デザインをどうするかなど、各部門と調整を図りながら検討し、作成していく方向で進めていきたいと考えております。なお、名刺作成につきましては、各自のパソコンで作成することにより費用を削減するといったところを考えております。

また、検討に当たりましては、議員各位からも、アイデアをお寄せいただきたいと思いますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたたく存じます。

以上で、山本議員の質問の答弁といたします。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 非常に前向きな答弁、ありがとうございました。

名刺は、職員全員が美浦村をPRできる非常に有効なものと思います。議員もそうですが、全職員もPR名刺を活用して、美浦村の魅力を内外に発信していけばいいかなと思いました。それから、名刺交換の機会や個人個人の活動の場でも、大いに活用できると思います。

例としまして、栃木県の鹿沼市では、既にこういうPR名刺を実施しておりまして、職

員だけではなく、広く市民にも活用してもらうために、ホームページからダウンロードができて、名前や住所、連絡先などを入力して、オリジナルな名刺を印刷することができるそうなのです。デザインは鹿沼市の特産品や地域のお祭り、風景、そういうものがあるそうです。さらに進んでいる自治体では、スマートフォンを使い、名刺の絵のところにかざすと、市の紹介動画が表示されるというところもあるそうなんです。なかなかそこまでは、すぐにはいけないと思いますが、そういうことも今現実に行っている自治体もございます。

ここで村長にお聞きしたいんですけども、企業誘致とかPR活動で村長は本当に名刺をたくさん活用されていると思いますけれども、職員、議員が一丸となつてのPRの取り組みがこれからは必要になってくると思いますけれども、村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 議員各位には、再開日定例議会、大変ご苦労さまでございます。きょうは一般質問ということで、山本議員の村の名刺を活用したPRで、町の活性化、まちおこしをということ。

ただ幹部、管理する中で、管理者また部課長さんだけではなく職員も含めて、また鹿沼市では、ホームページからダウンロードしたり、市民も含めてそういう活動に加わっているということでございますので、職員も各市町村との関係、また、県南県民センター、県と通じて、いろいろなところで行政の相談をしております。ぜひそういう面からも、職員のほうのいろいろなPRをどのようにしたほうがいいのかというのは、管理職だけが考える部分ではなく、職員からもそういうPRの仕方の部分も募って、美浦村をいかにアピールできるか。いいアイデアは採用しながら、美浦村をPRしていければというふうに思います。

先ほど部長のほうからも、議員各位からもひとつお願いしたいという話がありましたけれども、私のほうからは職員全体に、自分の持ち場でこういうことがいいたろうかという考え方を持っている方もいるかと思います。そういうことも踏まえて、職員全体に総務課のほうからメールで流していただいて、こういう名刺を使った中のPRを、いかに皆さんがどのように考えているかという部分も投げかけて、いいアイデアがあれば活用をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） ありがとうございます。名刺、今、先ほどの資料にございましたけれども、説明がないのがほとんどなんですけれども、自治体によっては裏も使うようなところもありました。ですから、見て、あ、何だろうというふうに食いつけるようなそういうPR名刺がいいのかなと思いましたので、また、それらの皆さんのアイデアをいろいろと取り入れていただきながら活用していただければなと思います。

これは本当に予算的にはほとんどかからず、台紙だけがかかるかなと思いますので、早

い時期の作成をして実行していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次に２点目の環境美化の取り組みについて質問いたします。

これは、空き地や宅地等のまだまだ多くの場所で、枯れ草や雑草が生い茂り、その結果、ごみや空き缶等の不法投棄や火災、犯罪等にもつながっています。きのうも火事がありましたけれども、特に枯れ草等における火災も最近は多く発生しているところでございます。

村では、これらの未然防止や住みよい生活環境を保持することを目的として、宅地造成地内の空き地を対象に雑草等の除去を実施しているところですが、今年度の除去委託、自己管理の件数及び督促を出した件数をお伺いしたいと思います。

また、村民の方々の身近な生活環境を保持するために、村所有の草刈り機を無料で貸し出ししていますが、この件数もあわせてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） おはようございます。山本議員ご質問の環境美化の取り組み、特に空き地に繁茂した雑草等の除去に関するご質問でございます。平成25年度の条例に基づく実施の状況をお答え申し上げます。

平成25年度、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づきまして、宅造地内の火災または犯罪の発生原因となる雑草が繁茂した空き地と想定される土地、除去の対象地でございますけれども、平成25年度は1,688宅地がございます。この1,688の宅地の所有者に対しまして、雑草等除去委託申請書兼雑草除去報告書というものを送付いたしました。

ご自身で管理を行うか、村に雑草除去を委託されるかを選択していただきまして、村委託分は村が業務委託により雑草を除去しているという状況でございます。本年度、村に委託した方が637件、ご自身で管理される方が359件、その他所在不明者、駐車場等宅地以外のごことで利用されているような方が692件となっております。

なお、適切な管理をされていないと思われる方に対しましては、条例に基づき、雑草除去命令書を送付しており、この件数が512件となっております。なお、昨年末、雑草除去命令書を送付しました512件を含めまして状況を調査しました結果、雑草、枯れ葉が生い茂った状況、適正な管理がされていないと思われる土地が383件ございました。

以上が平成25年度の実施状況でございます。

それと、二つ目のご質問でございますけれども、草刈り機の貸し出し状況なんですけれども、平成24年度より村民の方が身近な生活環境を維持するために、村が所有する草刈り機を無料でお貸しをしているというような事業を行っております。24年度の実績なんですけれども、24年度は２件でございました。それから25年度は、現在のところ４件の方に貸し出しをしております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 具体的に件数が出ましたけれども、なかなかこの件数は毎年ほとんど変わらず、雑草を刈る、刈らないところはほとんど毎年、もうずっと刈っていないというところがあります。また、督促を出してもなかなか改善されないように思われますが、空き地の雑草対策というのは地域の大きな課題になっていると思います。議会においても過去に同僚議員から再三取り上げてきましたが、これは本当に地主の良識に頼るのが今の現状でないかと思い、なかなか解決できない問題かと思っています。

先ほどの草刈り機のことですけれども、24年度から始まった新しい試みですけれども、なかなか件数的には少ない。広報を見ましたら非常に、貸し出しは土曜日と日曜日のみとか、それから保険に入るとか、いろいろと手続上面倒なのかなというのがありますけれども、これは本当に危険な部分もあるので、保険というのは仕方がないのかなとは思いますが、土日だけというのが、平日は貸せないのかなという思いがあります。この辺もちょっと再度お聞きしたいと思っています。

それから、この草刈りに関してですけれども、枯れ葉対策ですけれども、それらの問題点、今までもずっとあるかと思っていますけれども、課題及び今後の取り組みについて再度お伺いしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） それでは、山本議員2回目のご質問にお答え申し上げます。空き地に繁茂した雑草等の除去、ご指摘のように、全体で1,688件の対象地があって、先ほど適正に管理をされていない土地が383件、確認した結果、ありますということで報告をさせていただきました。全体の数からいいますと、383件というのは、私もちょっと多過ぎるのかなと思います。そのことによってさまざまな問題が出てきているのかなというような感じがしております。

それで、今後の対策なんですけれども、本議会、今回の議会に上程をさせていただいております美浦村環境美化条例におきましては、宅造地内の空き地に限りませんが、命令に従わない方の氏名、それとその内容を公表するような仕組みを条例の中に盛り込んでおります。どの程度の効果があるかはやってみないとわかりませんが、少しでも状況が改善されるように対応してまいりたいと考えております。

なお、条例は、宅造地内の空き地のみが対象となっております、通学路に係る山林や耕作をしていない畑などは対象としておりません。以前より都市建設課が行っている一斉草刈りやこさ払い、地域の方々による除草作業、空き缶拾い等で環境を維持してまいりたいと考えております。

また、環境美化条例では、環境美化促進重点地域の指定や環境美化の日の制定などの規定も盛り込んでおりまして、今後どのように環境美化を推進し、安心・安全なまちづくりを進めていくか検討をしてまいりたいと考えております。

環境美化条例の制定を機に、みずからの村はみずからきれいにしていくなだと、そうい

う意識を持ってもらえるように、村の広報でありますとかホームページ、リーフレット等で啓発を進めてまいりたいと考えております。

それと、ご指摘の草刈り機の貸し出しなんですけれども、確かに土曜日・日曜日に限ることはないと思います。平日であってもよろしいかと思います。あと、保険のほうは、どうしても刈り払い機で事故等もございますので、その点については引き続き保険のほうに加入をしていただくということは続けたいと思います。

貸し出しの曜日については、平日も含めるような形で再度検討しまして、ホームページのほうの掲載も内容の変更をしてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 草刈り機の貸出期間、平日も考えていただけるということですので、よろしくお願いいたします。なかなか、平日も休みとかでやりたい人もいますので、そうすると貸出件数もふえてくるのではないかなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

今回、長年の懸案であった環境美化条例が制定されまして、本当に一歩前に踏み込んだ対策ができるのではないかと期待しております。特に重点地域指定と「環境美化の日」の制定の早い時期を望みたいと思います。

そこで、今回、3月に第6次美浦村総合計画というものがことしの3月に出されまして、その中に「美しい景観づくりの推進」というものがあります。村民・事業者総ぐるみによる村の景観づくりを推進・支援します、というところです。先ほど部長が申されましたけれども、みんなが一緒になってやるというのが一番理想だと思います。これからは、地域の課題は地域の力で解決するという、そういうものもこれからは必要かと思います。

地域住民が行政と一体となって、美しい村づくりを目指したいと思いますが、この環境美化条例の制定に対し、どのように今後取り組んでいくのか、村長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山本一恵議員の環境美化条例について、どのように進めていくかということでございますけれども、第6次総合計画も示してございますし、今回の定例議会に環境美化条例を提案してございます。これが最終日、20日になるかと思いますが、そのときに、議員の皆さんのご同意をいただいて可決させていただければ、4月1日よりこの条例を施行してまいりたい。その条例にのっとって、美浦村がこうに変わりますよというPRは当然していかなくてはならないし、これは、空き地に繁茂した雑草だけではなく、多岐にわたってこの美化条例が皆さんの前でこの前お示ししましたが、けれども、いろいろな関連がございまして、これが制定されますとより美浦村の環境に対するイメージが変わってくるかと思います。

それによって美しい村づくりという部分も、この条例の制定によって大きく変わってくるという意味で、ぜひ20日の最終日には議員全員のご同意をいただいて、この制定を定めていきたいというふうに思います。そういう制定ができれば、職員もまた議会も、そして村民もその意識に向かって啓発、啓蒙を村としては促していきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） ありがとうございます。余談ですけども、美浦村というのは、美しい村は、何か一つしかなくなったということで、その名に恥じないような、美しい村づくりをとともどもにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

以上で質問終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了します。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番飯田。通告書に従い、一問一答方式での質問をいたします。

最初に、美浦村のICT授業についてお伺いしたいと思います。

早いもので3年ですかね。国の助成を受けて、英断して、今のICT授業が始まりました。先生も大分なれてきたのかなと思います。私も以前、視察、見学に訪れて、子どもたちがたしか、木原小と安中小だと思うんですけれども、広島原爆について、両方の子どもたちがテレビ電話で授業をしていたんですよ。本当に感慨深いものがありました。

私もパソコンをいじってもう40年近くなりますけれども、学校授業にこういった今はやりのスライドを使いながら、両校の子どもたちの意見というものを出し合いながら会議をするなんていうのは、本当に感動しました。まして、子どもたちもICT、パソコン、いろいろなゲームをやっていますけれども、我々以上に感動したのかなと思います。

そこで、美浦村3校、安中小、木原小、大谷小、ICT授業が始まって3年たちます。ICT授業の効果、または今後の方針などお伺いできればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、私のほうから飯田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、ICT授業の導入の効果についてご説明申し上げます。小学校で導入しました電子黒板に、生徒が使用している教科書と同じ内容のデジタル教科書や、自作の教材を電子黒板に表示できることで、課題の提示が容易になります。また、課題がわかりやすく表示されることから、課題について考えたり話し合ったりする活動がふえ、現行の学習指導要領で重視されている思考力・表現力・判断力の育成に役立っております。

デジタル教科書の使い方につきましては、教科書内の文章、写真を拡大することで見やすくすることや、写真の部分を動画や音声などでわかりやすく説明することができ、授業に変化が生まれ、児童の関心や意欲が向上しております。

あと、授業の現在やっている内容でございますが、電子黒板を使用している授業につきましては、国語、算数、理科、社会、道德等で毎日使用してございます。

電子教科書以外の資料を用い、例えば、わかりやすく比較するグラフを用いた説明、インターネットから収集した情報等の説明資料、デジタルカメラ等で写した画像・動画、パワーポイントを用いた自作の教材を用いまして、ＩＣＴ支援員と共同で作成し、授業を行っております。

今後の方針でございます。本村の児童生徒の学力について大きな課題は、平均より下の子どもたちの底上げをいかに図るかでございます。こうした子どもたちは、授業中、学習に集中できない傾向にあることから、電子黒板で課題をわかりやすく表示したり、タブレットに自分の考えをまとめたりする活動は集中力を高めるのに大いに役立っていると考えられます。

３年目になる教員もＩＣＴの特徴をかなり把握しており、このほかにも、体育におけるタブレット活用、特別支援学級での活用、修学旅行での活用など、ＩＣＴの活用方法には、広がりを見せてございます。今後もＩＣＴ研修会を行い、今以上に教員のスキルアップをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○３番（飯田洋司君） ありがとうございます。３年たってきて、現場の先生たちも試行錯誤しながら、支援員と相談しながら、また、学校教育課とも相談しながら進めてきたかと思えます。一つお伺いしたいんですけれども、３年前と比べて、特に今言った授業を通して子どもたちが劇的に変わったものを、一つで結構ですから、もし伺えればお願いしたいと思えます。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、飯田議員からのご質問の、一つと云うようなことですので、私のほうから、学校を訪問いたしまして、それで感じたところを申し上げたいと思えます。

子どもさんのところでは、授業中、やはり教科書と向き合っておりますと、どうしても先生のほうが説明しましても、教科書を見るんですが、どこの部分かわからないというのがちょっとございます。それが電子黒板で教科書と同じところを表示しますと、子どもさんも電子黒板のほうに顔を向けてもらえますので、それで子どもさんたちの集中力というんですか、そういうものが教師のほうがわかりますので、やはりそういうところの集中力を高めるというところが一番の役に立っているところかなと思っています。

それによって先生が考えている授業の進め方もできますので、やはりこの集中力のアップが一番のところかなというふうに私は考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに私も若いころ、といってももう60歳ですけども、40年、50年前ですか、わからない授業だと教科書を開いていても、その教科書が何ページなのかというのがなかなか見つからなくて、そのうち居眠りしちゃうとか。そういう感じで、わからない子どもたちが画面が切りかわって電子黒板のほうに振り向いてくれると、それだけでも相当の効果があるのかなと。

今現在、小学校の先生たちは相当、カリキュラム以上にスキルアップなどもしていますので、次の質問として、中学校、今度ICT授業を取り入れると思いますけれども、中学校についてもどういった方針で今後臨まれるのか、教育次長のほうからご答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。美浦中学校へのICT授業導入についてでございます。平成26年度美浦中学校、電子黒板等の導入計画は、電子黒板を普通教室に14台、タブレットを50台、整備を行う予定でございます。

今後の方針につきましてですが、平成26年度に美浦中学校の電子黒板を整備したことで、ICT支援員の対応が必要と考えております。26年度に村採用となりますICT支援員が中心となり、小中学校のICT支援に当たります。

また、本年度も、民間に委託しておりましたICT支援員が当たります。1人は週5日、もう1人は週2日の対応となります。本年度と同じように支援に当たりたいと思います。今後もICT研修会を行い、今以上にスキルアップをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） もう一回お伺いしますけれども、電子黒板が14台で、教室が12教室ですよね。一応、全部の教室に電子黒板は行き渡ると。

タブレット50台で間違いないと思うんですけども、多分、全校生徒は50人ではないと思うんですけども、このタブレット50台について、今、3年間授業を受けた各小学校の卒業生たちがことし、来月ですか、新中学1年生となって入学しますけれども、その子どもたち全部には行き渡らないんですけれども、この50台について、ことし入学する1年生に対してだけのタブレットなのか、それとも全校生徒、1年、2年、3年に対してのタブレットの供給なのか、それをちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、お答えいたします。

タブレット50台の件でございます。このタブレットにつきましては、中学校ともいろいろ協議を進めてございます。それで、この考え方としましては、各教科、数学から社会、理科、英語、いろいろございますが、その中でタブレットの使い方としましては、ある程度グループ学習の中で使いたいというふうなことで学校では考えてございます。ですから、2人に1台とか、あるいは4人に1台とか、そういう教科の中のグループの学習の中で使いたいと。ですから、1人1台ということの考えもありますが、その教科によって学校さんのほうでタブレットの使い方を考えるという形になってございます。

それと、50台なんですけど、1クラスは最大で40人になってございます。プラス予備の分も考えてございまして50台というふうな形になってございます。ですから、使用の学年につきましては、1年生から3年生までを対象という形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。少ないタブレットの台数ですが、予算もつくことですので、なかなか全員には行き渡らない。今回に関しては、村のほうで全部経費を見ておりますので大変だと思います。何とか、次の質問に多少逆行しますけれども、何とか台数、来年また50台、再来年50台という形で、少しでも中学生たちがコンピュータ、タブレット授業を直接受けられるようにしてもらえたらと思います。

それで、第3質問なんですけれども、今言ったようなこともちょっと関連はするんです。本村の教育費、前にも一度ご質問させていただきましたけれども、財政に占める教育費の割合が、この近隣の市町村に比べると多少というのか、多少とは私は思えないんですけれども、去年も各市町村の決算書の中での教育費に占める割合というのは、当村は確か17%、18%というような形で推移しております。

もちろん決算上の制約はございますけれども、本村で教育費の財政に占める上限みたいなものをもし決めていただければいいなと思うんですけれども、そこら辺の対応をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ご質問にお答えいたします。

議員が以前にご質問がありました。その中でも答弁したんですが、平成23年度・24年度的美浦村の決算書をもとに、教育費から普通建設事業費を除いた経常的な比率につきましては、平成24年度では14.4%になってございます。24年度の決算書をもとに、やはり同じように普通建設事業費を除いた経常的な比率が13.8%になってございます。これは数字的に見ますと、若干ですが低くはなってございます。

それと、この比率だけではなくて、毎年度の予算要求のときも同じなんですけど、予算要求に関しましては、小中学校と予算のヒアリングを、企画財政課と行ってございます。で

すから、小中学校の内容も十二分わかってございまして、それで経常的な経費というのが毎年ありますので、決算書と照らし合わせながらヒアリングを行っております。

それで、議員が言っていますように、教育費の上限というところなんですけど、これは各市町村によってもまちまちになってございます。数字的に言うと、近隣ですと、美浦村が若干高いかなというような数字にはなっていますが、経常的な数字でいいますと、美浦村的にいいますと13%台というのがこの数字かなというふうに考えます。

あと、経常経費のお話をしてしまいますと、どうしても大きい学校と小さい学校でもやっぱり必要な金額というのがありますので、やはり小さい学校のほうが割高になってしまうということもあるので、一概に経常経費比率が高いと言うのはちょっと難しいところがあるんですが、でも、決算を見る限りでは適切に学校管理をしているのではないかなというふうに考えてございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 予算要求、これは各課皆、多分同じだと思います。今の話を聞きますと、13%台ということで、喫緊に上限を決める必要もないのかなとちょっと安堵いたしました。できれば、これからも引き続きやはりヒアリングなどを的確に開いてもらって、適正な予算をつけて、なるべく飛び跳ねないような予算をつけていただきたいなど。

先ほどのタブレットの件も、要求しておいて、安くしろということもちょっと、なかなか矛盾しているんですけれども、教育費の中で9億円、ことし8億円ですか、去年がたしか10億円近かったと思うんですけれども、なかなか教育費の中での各課の予算の奪い合いというのも多少あると思うんですけれども、何とか割り振りして、来年、タブレットに少しでもいいですから予算を振りつけてもらって、いいICT授業を続けてもらえたらと思います。上限の件は、23年度・24年度と来た高い数字から見ると随分下がっていますので、今のご返答でいいのかなと私は思っております。

続いての質問なんですけれども、地元、大山病院の財務省所有地について質問したいなと思います。昨年、大山病院跡に財務省の一部所有している3.6ヘクタールですか、売電事業という形で取得し、現在プロポーザルも決定して、予算のほうも全員協議会の中で、総額で7億2,000万円という形で再開発されて、本当に地元としても大変喜んでおります。

ところで、残りの半分4ヘクタール、これを取得して、売電事業をやれとは言いませんけれども、何とか平米810円というのは、多分消費税上がると来年は810円では取得できないと思いますので、何とかことし中に、取得を前提にいい企画を出しながら再開発していただきたいと思うんですけれども、そこら辺の方針、対策などをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の大山病院跡地ですが、約4ヘクタール

ございます。その土地利用に関する考え方でございますけれども、飯田議員、昨年6月に企業誘致というようなことで、村の全体の企業誘致をどのように考えているんだというようなご質問がございました。今回は一步踏み込んで、各論としての具体的な大山病院跡地、村としてどのように考えているんだということでの措置としてのご質問かと思います。

まず最初に、大山病院跡地の土地利用の村としての基本的な考え方を申し上げたいと思います。ご案内のとおり大山病院跡地は市街化調整区域でありまして、土地利用に関して一定の制限がかかっております。こうしたことから村としましては、平成24年2月に技術先端型業種指定市町村の指定を受けてございます。この指定を受けたことによりまして、技術先端型業種の工場・研究所等の立地が可能となっているものでございます。

また、平成24年3月策定的美浦村都市計画マスタープラン並びに平成26年3月策定の第6次美浦村総合計画においても、村の活性化のための産業導入拠点としての位置づけをしております。議員ご指摘のメガソーラー売電事業につきましても、こうした考え方のもと、財務省より土地を取得しまして事業を進めているところでございます。

それでは、飯田議員ご質問の大山病院跡地、財務省所有地の残り4ヘクタールについての考え方なんですけれども、さきに述べましたような基本的な考え方に基づきまして、企画財政課、都市建設課、企業誘致推進室が連携をしまして、土地の有効利用、企業の誘致を進めているところでございます。

一例を挙げますと、事業の熟度の問題から、まだ具体的な名称等は挙げられないんですけれども、霞ヶ浦の水辺の環境を活かしました事業として、産・学・官連携による企業誘致の可能性を探っているような案件も、具体的に今、動いております。現在進めている案件に限ることなく、広く可能性を探って、何とかあの4ヘクタールの土地を村の活性化のために有効に活用してまいりたいというようなことを考えております。

議員皆さんにおきましても、いろいろな機会を捉えて、霞ヶ浦湖畔に4ヘクタールの正形な平坦な土地があるんだというようなことを、いろいろな機会にPRをしていただいて、美浦村にそういう土地があるんだということを広く発信していただいて、企業誘致のほうがかまうようにということのお願いを、まずそれをお願いをしたいと思います。

あと、土地の取得なんですけれども、飯田議員のご質問はちょっとそういう趣旨がちょっとわからないんですが、先行的に土地を取得してしまっただろうかということかなとは思いますが、土地の先行取得につきましても、払い下げる側の財務省の考え方として、国有財産の払い下げの前提として、一般競争入札によらないで地元の公共団体に払い下げる場合には、地元の公共団体として土地利用の計画ですとか都市景観、まちづくりの観点等の意向があるかどうかということが非常に重要になってまいります。そして、取得後の具体的な計画がないと、競争入札によらないで村が取得するということは、ちょっと財務省の考え方と合わないということになってまいります。

それと、村としまして、今の大変厳しい財政状況の中で具体的にそこに進出したいで

あるとか、そういう企業があるとか、あと村として、具体的に取得した後のこういう土地利用があるんだというような具体的な計画がない中で、先行的に土地を取得してしまうのは、村の今の財政状況から考えるとちょっと難しいのかなというようなことを考えます。

最初の誘致の考え方で申し上げたように、まずはあそこに進出をしていただけるような企業を村として全力で誘致をしていくと。そういうことで企業が出てくれる見通しがついた中で、用地を取得していくということかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに、現在の価格で先行取得というのが一番望ましいのかなと思うんですけどもね。土地が国の所有地か美浦村の所有地かでやはり進むスピードと、やっぱり直接ダイレクトに企業からのいろいろな企画案というものが入ってくるのも、当然企業のほうも国の所有地と村の所有地で対応が全く違いますので、できれば、そういった今言ったような計画性を、計画書もしくは都市計画のプランなどを入れて、分割でも取得というのはできるのかどうかちょっとお伺いしたいなと。

その4ヘクタールという広大な土地の中で一度にやるとなると大変でしょうから、これは多少誘致する先端のテクノロジーにしても、やはり大きければ相当お金も出ますし、ちょっと少なくして1ヘクタールもしくは5反歩くらいで、そういうものが先行取得できるものなのかちょっとお伺いしたいなとは、いろいろ規制があって大変だと思うんですけども、そういう考えも一つにあるのかなと思うんですけども、お願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答え申し上げます。

4ヘクタール一括での取得ということじゃなくて、分割してでもどうかということかと思えます。これにつきましても、仮に4ヘクタールは必要ないんだけど、半分の2ヘクタールでも進出したいと言う企業があったときには、これはあとは財務省との相談になると思えます。財務省の考え方として、4ヘクタール一括でないと村に払い下げすることはできませんということであれば、その話はそれで終わってしまうんですけども、村としては、仮に2ヘクタールの工場があそこに出てきたいんだということがあった場合は、これは全力を挙げて財務省のほうにお願いをして、分割をしてでも2ヘクタールを取得させていただくということで動くのが村の立場かなということで考えます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに、最初にいい企画案があって、財務省の官僚の人たちがこれならいけるぞと言うような企画であれば、4ヘクタールと言わず、5ヘクタールでも6ヘクタールでも、ほかに土地があれば取得してやってもいいのかなと思います。

確かに計画、最先端のテクノロジーの企業という形で制約がございますので、今後、村

各課といろいろな企画を出して進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。江戸崎消防署美浦出張所についてお伺いします。3.11のあの大きな地震でも美浦出張所、この間、ちょっと写真を撮りながら見てきましたけれども、皆さんにご配付している昭和53年度につくった建物です、平屋ですけれども。

3.11のあの大きな地震でも、さほど被害がないと。現状でもしっかりして、使っている以上は全く問題ないです。多少、古いので色が悪いとかそういったもの、塗装が剥がれたり等ございますけれども、この美浦出張所、今度の江戸崎署、美浦出張所との統合によって、来年、27年の4月に統合されますので、厳密にいうと27年4月から空き家になると思うんですけれども。今やっている空き家対策ではないですけれども、全くそれと違って、せっかくある公共物、所有者が稲敷地方広域市町村圏事務組合の所有地になると思うんですね。

ちょっと調べたんですけれども、やっぱり江戸崎消防署も当然空き家になります。2カ所とも27年4月から空き家になるんですけれども、当然その空き家を壊すという形で、借地した土地を返還するという形の契約になっていますけれども、せっかくあれだけのいい公共物がありますので、できれば有効利用という形で村として何か考えているのか、もしくはそのまま空き家にしておいて、予算がつけば3年後か4年後か5年後かわかりませんが、取りつぶしにするのか、その間まで何か利用できれば、利用できるような形で利用できるのかちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員ご質問の江戸崎消防署・美浦出張所の活用といったところで、ただいまご質問をいただいております。

ただいま、国において消防広域化の指針といたしまして、平成18年に消防組織法の一部を改正する法律、これが公布されまして、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されております。これを受けまして、各市町村におきましては、消防力の向上、組織体制の強化などを図るために、統合の実施や動きが進められているといった状況です。本村でも、稲敷地方広域市町村圏事務組合の江戸崎署と美浦出張所の統合を基本計画に盛り込みまして、新消防署の建設に向け進めているところでございます。

それに伴いまして、統合後、使用しなくなる江戸崎署及び美浦出張所の建物と敷地の活用について、ただいま議員から先ほどお話がございましたように、今後検討が必要となってくるといったところで考えております。

現段階では、稲敷広域消防振興整備基本計画、この予定といたしまして、平成28年度に美浦出張所、平成29年度に旧江戸崎署の建物の解体をする方向で計画に位置づけているといった状況となっております。

参考までに敷地についての活用といたしまして、茨城県警より現在ある美駒駐在所の改築を予定しているといったところがございまして、建物の位置によって、敷地跡地の一部

について借用の要望があるといったことを聞いております。

また、現段階で建物利用等についてはまだ検討はしておりませんが、建物をそのまま利用した利活用例といたしましては、保育所の駐車場だとか、あとは防災備蓄倉庫、シルバー人材センターの拠点といったようなことが考えられようかと思っておりますけれども、まだ若干の時間的な余裕がございますので、平成28年度の解体計画までの間には、解体以外での建物の活用ができるかどうかを含めまして、その方向性を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今言ったように、シルバー人材センターもしくはボランティア、もしくは駐車場といった形で、なるべく固定資産税と水、電気、そういうものが賄われて、何とか、後の修繕費など出せるような形で維持ができれば、本当は一番いいでしょうけれども、庁内の各課でプランを出していただいて、総務課だけじゃなくて、生活環境課でも結構ですし、福祉介護課のほうでも結構です、各課でプランを出していただいて、一番いい案を、また次回の全協か何かでもんでもらって、できれば地域活性化として、あの建物を利用していただくように前進させていただきたいなと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

11時20分に再開をいたします。よろしく願いをいたします。

午前11時07分休憩

午前11時21分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 5番議員山崎です。通告書に従い、質問をいたします。

昨年台風による高橋川氾濫時の詳細な被害状況をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいま山崎議員ご質問の、昨年10月の台風26号についての被害状況、これについてご説明を申し上げます。皆様のお手元に資料が配っているかと思っておりますけれども、お目通しいただきたいと思います。

まず、建物被害といたしまして、全壊、これは崖崩れによる被害でございまして、農家住宅1棟が全壊をしております。床上浸水が7件、そして床下浸水が42件となっております。実際、床下と申ししましても、敷地までの侵入まで含まれた数字でございまして、実際は25件が床下浸水であるといったところでございます。

その他でございます。道路が9件、冠水が6件、陥没が3件でございます。

河川等の氾濫、高橋川の1カ所でございます。

崖崩れにつきましては11件、それから土のう配布といったところで、これは床下浸水の住宅に対して、2件の土のう配布を行っております。

それから、下に※を書いてございますけれども、車両1台といったところで、これは、村の公用車の軽トラが冠水によって1台被害を受けてございます。それと、もう1台が冠水をしたといったことで聞いておりますけれども、実際、報告は受けておりませんので、ここには明記してございません。以上であります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ただいま総務部長から被害状況の報告を受けましたが、被害の状況はただ、床上・床下だけでは済まされない。車の買い換え、家電製品の買い換え等、水につかったら使えなくなるものが出てきます。そうしますと、被害額も高額なものとなります。その辺の被害状況の把握はされているのでしょうか。

それと、避難基準のチラシを作成してござっておりますが、身の安全の確保が第一だということはもちろん最優先ですが、車を高台に移動することも大切なことだと思います。車が2台も3台も水没してしまったときに、車の修理や買い換えには高額な費用がかかってしまいます。川が氾濫する前に車を退避させる場所の確保はできているのでしょうか。避難所の美浦幼稚園に高橋川近辺の各家庭がそれぞれ2台も3台も持っていった場合、置くスペースはあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま山崎議員ご質問の被害状況の把握といったご質問だったと思います。この被害の把握というのは、本村に届け出があった部分の被害の状況といったところでございまして、その金額については、こちらでも把握はしていないといった状況でございます。

それで、車と、先ほど車の冠水があったといったところでございますけれども、昨年の10月にそういう状況を目の当たりにしてございまして、ことし2月にもやはりそういう高橋川の氾濫があったわけでございますけれども、その際には、事前に車の移動をしていたといったことで、これは消防署、また村の消防団の本部、また地元消防団等にご協力いただきまして、そういう形で車の移動、または避難の呼びかけ等をさせていただいたといった状況でございます。

その車については基本的に、ここにごございますように、皆様のお手元に配りました資料の、大雨洪水警報が出たら、「避難所は美浦幼稚園です」と書いてある資料がございます。これにごございますように、基本的には美浦幼稚園、ここに避難をしていただくといったところで考えてございます。ただ、その近辺に地区の公民館等もございますので、それは皆さんに選んでいただけるような方法をとりたいといったところで、今回はそうさせていた

だいたというような状況でございます。

それと、幼稚園の裏に駐車場スペースはございますので、そこであれば、冠水の住宅のほとんどの車があそこに退避できるような状況はとってございます。

今、こちらで資料を配付しましたので、これについてちょっとご説明をさせていただきますと、大雨洪水警報が発令されたときに、指定避難所の案内と確認をここで行っていただく。そして、避難に当たっての諸注意がここに書いてございます。そして、自主避難の目安として、ここまで水が来たときには避難をしていただきたいといったような内容、そして、雨量の参考値等もここに記載をさせていただいております。

このチラシにつきましては、来週配ろうといったところで考えてはいたのですが、きょう、何か今晚大分大きな雨が降るといったところで、けさ、チラシを配布をさせていただいた。大体住宅の3分の2の住宅の方にこれを持っていってご説明をさせていただいたといったところでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 2月の大雨のときには、事前に声かけをしてくださって、車の移動等もやれたということによかったと思います。その際に、こういうチラシをせっかくつくってくださったのですから、ここに公民館に持っていくとか、幼稚園にもスペースがありますとか、それもここにちょっと、その中につけ加えて、車はこの場所とこの場所、ここに置けますよというようなことも明記したほうがいいかとは思います。

そして、声かけをしてくださったということですが、前回の台風の際には、住民が1軒1軒回って、呼び鈴を押して連絡して回ったということだったんですけれども、これは大雨とか台風の際には、風雨の影響もあって聞こえないので、2階で寝ていたりすると聞こえませんので、電話等の呼びかけにしてもらったほうがいいです、という住民からの声はありました。

そして、ある人が台風の際には、その人はまだ引っ越したばかりだったんですよね。それまで自分の家のある場所がそれほど被害が強く遭うということの認識がなくて、明け方、外に出てみたんですけれども、道路が冠水していた。冠水していたので、その両サイド、そこに車が入っていかないようにということで消防団関係の人たちが、道路のところには一応声かけするためにそこに立って誘導というか、ここは行けませんよというようなことをしていたみたいなんですけれども、そのときに、その人に言わせると、その時点で自分の自宅の前はもう既に道路は冠水していたんですよ。その人が出たときに、そういう消防団関係の人たちがいたのは見えた。その消防団関係の人たちが「これからもっとその場所は危険になるから車等移動してください」とか、そういうことを教えてもらえれば、ここまで被害はひどくならなかったのにというような、そういう声はありました。

これからは事前に避難勧告を、もっときちんと住民に伝えるような方法を使うとか早目の勧告をすとか、そういったことをやっていただきたいと思います。

では、次に、高橋川の今後の整備計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 山崎議員ご質問の、今後の高橋川の整備計画についてお答えをいたします。

昨年10月の台風26号による被害の詳細については、先ほど総務部長が申し上げたとおりでございます。経済建設部としましては、都市建設課が中心となり、村道の安全管理、また、生活環境課は被害家屋の消毒、井戸水の検査等、被害対策の実施をいたしました。また、総務課を中心として消防団本部、消防団、消防署と連携のもと、住民の避難、救出等に全力を尽くしたところでございます。

それでは、山崎議員ご質問の今後の高橋川の整備計画でございますが、さきに総務部長のほうから避難とソフト面でのお話はありましたので、私からは、ハード面での対策の考え方を申し上げたいと思います。ハード面の対策としましては、次の2つの対策を進めてまいりたいと考えております。

1点目は、広域的な視点での対策でございます。高橋川の氾濫による水害は、美浦村だけの問題ではありません。ご案内のとおり高橋川の流域は、稲敷市、美浦村にまたがる大変広域な範囲となっております。また、最終的な流末は霞ヶ浦でございまして、霞ヶ浦の水位が上がると流れも緩やかになってしまいまして、大谷地区を中心に被害が生じるという構造となっております。

こうしたことから、稲敷市、美浦村における対策協議会を立ち上げるべく、昨年末から事務段階で協議に入っております。この協議会では、稲敷市とともに高橋川の水害の原因がどこにあるのか、また、どのような対策が必要なのか、稲敷市、美浦村だけではなく、茨城県、さらには国まで巻き込んで、具体的な対策を検討していきたいと考えております。茨城県の河川課には、被害の状況等を伝えまして、有効な手段がないかとか既に相談を進めているところでございます。

2点目としまして、緊急の対策として、美浦村独自の対策がとれないか検討をしたいと考えます。さきに申し上げた稲敷市と連携した対応とは別に、美浦村地内において、緊急・応急的な対応として水害を未然に防止する対策がないか、あるいは被害を少しでも抑えるような対策がとれないかを検討していきたいと考えております。

昨今、地球温暖化の影響で大型の台風あるいは集中豪雨の発生頻度が多くなっております。こうしたことから、今後も高橋川の氾濫の発生頻度も高まることが予想されます。村民の財産を守る、安心・安全な生活を守るといった観点から、高橋川の水害対策は取り組まなければならない重要な課題として捉えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。高橋川整備計画として、昨年末に稲敷市

と美浦村による対策協議会を立ち上げたとのことですが、次回の協議会はもう予定されておるのでしょうか。いつごろ行われるのでしょうか。それと、緊急の対策として美浦村独自の対策を検討していくとのことですが、それは、いつごろできそうなのでしょうか。どのようなことを考えておられるのか。

避難住民が、私たちはもう高齢で、被害に遭うたびに蓄えてあったもので対応してきたけれども、蓄えも底を突いてしまった。私たちが生きている間に水害に遭わないように整備をしてくれるのだろうかとか切実な思いを訴えていました。そのことに関して、協議会がいつごろ行われるのかということと、美浦村独自の対策、やはり住民の切実な思いを考えて、これは早急にやってもらいたいと思うのですが、いつごろできそうなのか、どのようなことができるのかということをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。被害対策のための稲敷市との対策協議会なんですけれども、経過を申し上げますと、去年の暮れに稲敷市のほうからもありましたし、こちらからも呼びかけたんですけれども、去年の末にそういう協議会、稲敷市と美浦村で、高橋川の水害対策のためのいろいろな話し合いをする場を立ち上げないといけないよねという話になりまして、それが去年の暮れでした。

その後、2月に入りまして、2月25日なんですけれども、そのときは自分と総務部長、そして都市建設課長が村からは参りました。向こうからも産業建設部長、それから総務部長、農地サイドの方、建設課の課長というようなメンバーで、今後どういう形で対策協議会を進めていったらいいのかというようなことでの事前の打ち合わせを行いました。

それで、その場でいろいろ話が出たんですけれども、例えば委員会のメンバーでありますとか、あるいは工程的に、どういう工程でどういうことをやっていったらいいんだというようなことも話が出たんですけれども、具体的なメンバーについても、例えばこれは農地も含んでおりますので土地改良区の役員の方も入っていただかないといけないよねとか、いろいろ話がそのときに出了ました。

ただ、対策のための事業が可能性としていろいろな対策事業が考えられますし、ある程度事務的にその辺の整理をしてから土地改良区のメンバーが、入っていただくのであれば入ったほうがいいだろうということで、そのときは今後の、正式な立ち上げということは実はまだされておられません。その準備段階を進めているということで、正式な立ち上げについては4月に入って、新年度に入ってから、正式な対策協議会を立ち上げましょうということで、2月の段階では話が、稲敷市と美浦村で整ったと、事務段階なんですけれども、そういうことで話が整っているという状況でございます。

4月に入ってから早々に協議会のほうを立ち上げまして、今後のその対策、どういうものが具体的に考えられるのかということも詰めていきたいなということで考えております。

もう1点ですが、緊急の対策が、村としてどのような対策がいつごろまでにというよう

なお話なんですけれども、実は稲敷広域的な対策ということで考えておりました、美浦村独自の対策ということでの予算というのは、26年度当初予算の中には含まれておりません。

広域的な水害対策がとられて初めて、その被害が抑えられるのかなという考えもありましたので、稲敷市との話し合いの経過も踏まえて、美浦村独自の対策ということかなという考えがあったもので、当初の予算の中には含まれておりませんが、2月の稲敷市との話し合いの中では、稲敷市は稲敷市として独自のその対策も進めているんですよ。予算のほうも計上されていますというようなお話を伺ったもので、稲敷市と美浦村で広域的に進めるその対策とは別に、美浦村としてもその対策がとれるところがあるのかなと。そのための調査というのは、村として稲敷市とは別にやっていく必要はあるのかなというようなことで今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。協議会は、正式な立ち上げは4月に入ってからということで、これは本当にやはり住民の健康や生命にも被害を及ぼすようなことなので、早急にやっていただきたいと思います。

それと、各自治体で独自にできるものということで、稲敷市はもう予算は計上してあって、美浦村は計上していないというのはちょっと、補正ででもぜひとも計上して、本当に緊急の対策としてやっていただきたいと思います。

昨年の水害時に家屋の消毒と井戸水の検査を行ったとのことですが、その井戸水の検査の結果はどうだったのでしょうかということと、あと、平成3年ころの水害のときには、高橋川の川底の泥を取ったというお話を聞いたことがあります、せめてそのようなことだけでもできないものなのか、その辺をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 先ほど被害対策として、消毒とそれから井戸水の検査をしましたということを申し上げました。その詳細なんですけれども、浸水区域の殺菌消毒としまして、敷地のほうは、44世帯の庭を消毒いたしました。

それから、床下なんですけれども、通気孔から床下に向かって噴霧するような方法だったので、畳を上げてということまではできなかったんですけれども、通気孔から床下の消毒をしたご家庭が22軒ということでございました。

それから、井戸水の検査のほうなんですけれども、井戸水の検査の必要な家庭というのは、浸水区域の中で、3世帯で4つの井戸について検査をいたしました。10月18日に検体の採取をしまして、23日に結果をお知らせをしております。結果的には、4検体のうち3つが飲用不適という結果となりました。ただ幸いなことに、3世帯4検体とも、井戸水とそれと村の上水を併用している家庭であったために、検体採取の際に、井戸水については飲用として使わないでくださいというようなことで注意喚起をしておりましたので、その

井戸水を飲んだことによって汚染されたご家庭、その３つの井戸を使っているご家庭でも、健康被害が起きたというような報告は受けておりません。以上でございます。

○５番（山崎幸子君） 川底の泥、川底の泥。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 済みません、答弁漏れておりました。

高橋川、多分トレセンのほうに向かい、高橋川より上流側だと思うんですけども、平成３年のころ、長年の土砂の堆積等で、あそこは土砂さらいといいますか、そういうことをやったかと思います。その後、今の状況を見ますと、高橋川は底盤も打ってありますし、それほど土砂の堆積はないのかなということで考えております。

国道から下流側については稲敷市の管理になっておりますので、あの辺がちょっとどうなっているかというのはちょっと村のほうで把握していないんですけども、国道から上流部分については、平成３年ごろのあの当時の土砂のひどい堆積というのは、今は見られないのかなということで思っております。以上であります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○５番（山崎幸子君） 今は土砂の堆積はないということで、やる必要はないというようなことですが、住民にすると、あのときは、すぐにこういう対応をしてくれたのにということで、今回はまだ何もやってくれていないというような、そういうあれがあるんですよね。

だから、土砂を取るのには、余りやる必要がないということですが、何か住民の目に見えるような何かをやってあげるといことはできないのでしょうか。それをしてくださいという要望はしません。でも、住民が、どうせ美浦村は何もやってくれないんだからというような暗い気持ちだったんですけども、何かをやってくれば、ああ、自分たちのためにやってくれるんだというような明るい方向に行くと思うんです。

それと、井戸水の検査で４カ所検査をした結果、３カ所が飲用不適であったということで、幸いここは水道と併用しているところなので、さほど問題はなかったということですが、この高橋川沿岸の信太地区で下水道の工事がされていない地区がちょっと一部まだ残っているんですよね。その地区も、やはり川の氾濫のときに浄化槽の中まで水が入って、それがあふれてきたということです。衛生的にも非常に問題がありますので、下水道工事の順番というものも、立地的にはだんだんに外に向かってというようなそういう関係もあるでしょうけれども、こういう特殊な地区の場合は、健康に被害を及ぼす危険性もありますので、そういう地区はなるべく優先して工事をやるというようなことはできないものなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 最初のほうの、水路のほうの土砂とか、しゅんせつの話なんですけれども、私、必要がないということではありません。そういう状況に今なっていないのかなということで思ってそういう答弁をいたしました。確認はさせていただきます。

す。状況として、水路のしゅんせつが必要なような泥の堆積があるのか、ごみの堆積があるのかというのは、もう一度確認をさせていただきます。

それと、下水道の整備区域なんですけれども、ご案内のとおり、村内全域に下水道を整備するという事で、現在、農業集落排水事業による整備はもう一段落して、今は公共下水道事業のほうで村内全域を整備するというようなことで進んでおります。

それで、山崎議員ご指摘のように、あの地区は既に建っていたお宅については、信太地区の農業集落排水事業で一部整備をされているご家庭もあります。ただ、ほとんどがその当時、農業集落排水事業として整備をするときに、まだ建っていなかったか、ちょうど境目、微妙な時期なんですけれども、まだ、農業集落排水事業に加入しますよということでの意思表示がなかったかどうか、あれなんですけれども、一部のご家庭しか、あそこの区域は下水道は整備されておりません。近くまで農業集落排水事業の管は来ているんですけれども、そういう状況になっております。

それで、既存の管につなぐという方法もあると思います。ただ、現状の設備でそれが可能かどうか、そこは検討する必要が出てくると思います。あと、どれぐらいのあそこの地域の方で加入される方があるのかという意思の確認も必要かと思えます。

あと、全体の計画では、あそこは公共下水道事業で残りのご家庭は整備をしますよというような区域になっているんですけれども、その計画でいきますと、現在の計画でいきますと、平成32年度を目指して整備を進める区域ということになっておりまして、山崎議員ご指摘のように、そういう被害を考える区域であれば、その計画を待たずに整備をという考えもあるかと思えます。

ことし、生活排水ベストプランというように、村の公共下水道事業、農業集落排水事業も含めて、村の下水道の全体のあり方をもう一度考え直す、再検討するような調査も、ことし、新年度予算に上げておりますけれども、生活排水ベストプランの見直しというようにして予算化をしておりますけれども、そういう中であの地域が今の予定よりも早く整備することができないかというようなこともその計画の中で検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） この生活排水ベストプラン、ぜひとも再検討をして、こういった地区はやはり特殊な地域ですので、こういったところは早くやっていただけるように検討していただきたいと思います。

それで、次の質問に入って……。

○議長（下村 宏君） ここで会議の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩といたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に続き、会議を開きます。

山崎幸子君の一般質問を続けてください。

○5番（山崎幸子君） 休憩前に引き続きまして、質問を続けさせていただきます。

先ほどの高橋川の整備計画については、今後住民が困らないよう早急に対策をお願いいたします。

次に、本村役場の休日の受付業務はどのようなものがあるのかということと、昼休み中の住民に対する窓口の対応についてですが、ある住民の息子さんが東京に住んでおり、その方が東京から美浦村に転入するための手続に来て、庁内の昼休みの時間帯に役場を訪ねて窓口で要件を伝えたところ、担当者が昼休憩のため、しばらくお待ちくださいとのことで、かなりの時間待たされたそうです。その人は、東京の役所では住民をこんなに待たせることはないのに、美浦村の役場職員はどうなっているんだとかなり憤慨して、私に言ってきました。

住民へのサービス意識が低下していると思います。もし担当した職員が処理できない場合は、住民を待たせるのではなく、窓口で対応した職員が、休憩中の担当職員に聞きに行くというようなことをしてもいいのではないかと思います。でも、転入の手続くらいなら、どの職員でもできるのではないのでしょうか。

それと、これは別の人の話ですが、婚姻届を休日に提出したのですが、後日、役場から電話があり、住所の記入漏れが1カ所あったので、役場に来てくださいとのことだったそうです。その人が、その休日に提出した際にも、当番の職員が2名でかなり念入りにチェックをし、「はい、オッケーです」と言われて提出してきたそうです。幸い、受理日は提出した日の扱いのままでオーケーだったのでよかったのですが、場合によっては受理日も変更になるとのことです。入籍する人たちは、記念日となる日なので日にちも選んで提出に行っているのに、その場合は記念日も変わってしまいます。それに婚姻届を訂正に行くのに仕事の都合でなかなか行けなかったりした場合、戸籍謄本のでき上がるのも遅くなってしまい、そのためにいろいろな手続がおくれ、さまざまところで支障が生じてきます。

記入漏れを見落としたことは、職員のミスなのではないのでしょうか。もう少し住民の立場に立って考え、今後このようなことがないよう、マニュアルをつくり、マニュアルの見方の説明会をし、そのマニュアルに照らし合わせれば記入漏れのチェック等はできると思うのですが、総務部長の見解をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

本村行政の推進の中で特に接遇の向上につきましては、平成24年度に村職員が立ち上げました接遇推進委員会の中で検討し作成をいたしました接遇マニュアルに沿って推進を図

っているところでございます。

挨拶、対応等に気配りやおもてなしの対応を基本に、職員が実践しているところでございますが、時としてケースバイケースで行き違いが生じることもございまして、村民の皆様にはご不満やご迷惑をおかけすることもあるようでございます。また、議員のご指摘にもございますように、業務対応、特に窓口の対応につきましても、接遇の中で実践していくよう取り上げております。

さて今回、議員からのご質問といたしまして、時間外での対応についての内容と認識をいたして、各課においてどのような対応をしているか、現状、概要のご説明を申し上げます。

近年、一般住民におきましては、ニーズ、生活スタイルの変化などで、これまでどおりの時間の利用形態が変わりつつあり、特に一般には土曜・日曜・祝日しか用を足せない方もふえ、行政のサービスにも幅をきかせた変化が必要となってきたと認識はしております。このような中、各市町村におきましても、休日等の事務をするところがふえてきている状況でございます。各市町村では、休日については基本的に閉庁となっておりますが、一部の公的な証明書の申請発行業務を中心に、休日業務の実施を行っているところがふえております。

本村におきまして、住民課で月2回、これは月の第2・第4水曜日でございます。この平日夜7時までの時間延長対応を行っているところでございまして、休日・祝日の対応では電話等での住民票、印鑑登録証明書の事前予約者への発行業務と戸籍届書の受付事務のみ行っておりますが、他課におきましては原則、職員の配置はございませんで、閉庁となり、業務を行っていないのが現状となっております。なお休日では、日直による対応でございますので、書類の内容までは深く入っていない状況であり、受け付けにとどまっております。

内容までのチェックをするためには、一部のマニュアル化対応もでき得るわけでございますが、ふだんの専門事務以外での対応で間違いがあった場合は支障を来しますので、できる限り日直者の戸籍対応は受け付け対応のみとしたいと考えてございます。

また、昼休みの対応につきまして、各課、基本的に1名の職員を交代配置し、日直対応として実施し、内容に応じて担当職員との連絡体制を密にすることを基本として窓口の対応をしております。今後、近隣の状況などを参考にして、住民の皆様のライフスタイルの変化等の推移を検証しながら、サービスにつきましては向上をさせていきたいと考えてございます。

また、休日の対応といったところで、死亡届、死産届以外の届け出があった場合、例えば、婚姻届につきましては、確認で済むものはマニュアル化したものを日直が確認し、受け付けをいたしているといった状況でございますが、戸籍の届け出につきましては、新本籍をつくる場合、相手の戸籍に入籍する場合、そして戸籍に変動がない場合等、さまざま

なケースがございます。

休日の届け出に関しましては、新本籍をつくる場合に指定のところに本籍が置けるかどうか、休日につきましては本籍地の確認ができないため、週明けに確認をさせていただくことになりまして、置けない場合に、後日来庁いただいて戸籍の届け出の補正をしていただくことになっております。

戸籍の届け出対応につきましては、出生から死亡に至るまでのご本人及び親族関係を登録、公証するための重要な書類を受け付けるといったことでございますので、慎重な対応が図られる必要がございます。そのため、今後にも必要な事項を伺うために、再度ご来庁いただくこともあろうかと存じますが、何とぞご理解をお願いしたく存じます。

そういうことで、先ほど山崎議員の戸籍、届け出の種類という話がございましたけれども、これは出生から認知届、養子縁組届、これらを全部含めると30種類以上の届け出がございます。そういったものについて、一つ一つマニュアル化することはちょっと難しいといったことでございます。

平成24年・25年の日直の届け出受付件数を見ますと、平成24年には71件でございます。婚姻が19件、出生が3件、死亡が43件。77条の2という届け出が2件、養子縁組が1件といった内容となっております。25年につきましては78件、婚姻が18件、出生が11件、死亡が46件、死産が1件、養子縁組が2件、このような届け出になってございます。

これを見る限り、死亡がやっぱり一番多いわけですがけれども、婚姻もその次の届け出の順位になってございますので、これらにつきましても、今後は日直のほうもきちっと、マニュアル、書き方というのはもうつくってございますので、それに沿った内容で確認をさせていただくといったところで。

○5番（山崎幸子君） ちょっと聞こえない。「それに沿った」、その後が聞こえなかったの。

○総務部長（岡田 守君） それに沿った形で確認をさせていただくといったところで考えてございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。お昼休みに関しては、これから接遇推進委員会というものもあって、いい方向にやっていくということで了解しました。

それと、休日の届が30種類ほどあるということで、これ全てをマニュアル化して、その説明会というのは難しいでしょうけれども、せめて婚姻届、出生届、死亡届、この辺に関しては、記入漏れのチェックくらいはできると思いますので、その辺はきちっとできるような形で対応していただきたいと思います。これからは住民の立場に立って、美浦村の職員はとても対応がいいと住民から喜ばれるように頑張ってください。

次の質問に移らせていただきます。

2013年第2回定例会の一般質問において、小中学校の運動会開催時期についてのアンケ

ート実施の要望をし、その集計結果はいただきましたが、集計結果についての説明と、保護者の意見欄の意見についてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、小中学校運動会の開催時期のアンケートについてお答えいたします。

アンケートにつきましては、小学校運動会、中学校体育祭の開催時期についてのアンケート調査を平成26年の2月3日、小中学校の保護者に配布をしまして、保護者からのご意見を回答してもらってございます。配布アンケートにつきましては、資料で提出しております。資料1のページ1からページ5まで、これを小中学校のほうで配ってございます。1ページにつきましては、こちらが学校教育課のほうで見本的につくられたもので、2ページ以降につきましては、それぞれの学校で配布したものでございます。

アンケート結果につきまして集計したもので申し上げます。資料の2をお開きください。6ページになります。これが集計結果でございます。まず、この結果の表の見方についてご説明したいと思います。質問1のところを見ていただきたいと思います。

木原小学校の欄のPTA会員数、213とございます。これは、学校も兄弟等がございまして、保護者の数が少なくなっておりますので、PTAの会員数になってございます。その上の回答者106、これが今回アンケートで回答していただいた人の数になってございます。それと、設問が1、2、3という形で、それぞれに集計結果を出してございます。

それと、括弧につきましては、％で表示してございます。以上が表のつくり方になってございます。

まず、各小中学校の回答率につきまして申し上げます。木原小学校、49.8%、安中小学校83.8%、大谷小学校、68.0%、美浦中学校、39.8%になってございます。

質問1の運動会を行う時期はいつが望ましいかという質問でございます。

1の「これまで通り、幼稚園から中学校まで、すべて秋に行うのが望ましい。」と回答された方、木原小学校回答者38名、割合35.8%、安中小学校、回答者31名、割合46.3%、大谷小学校、回答者72人、割合30.5%という形になってございます。

2番目の質問につきまして、「幼稚園と小学校は春に行い、中学校の体育祭は秋に行うのが望ましい。」木原小学校、これは回答者だけで申し上げます、18名。安中小学校、11名、大谷小学校、39名となっております。それと、あくまでも小学校だけで申し上げます。

3番の質問、「幼稚園、小学校、中学校とも、全部、春に行う」、木原小学校の回答者、38名、安中小学校、25名、大谷小学校、125名という形になってございます。木原小学校では、回答なしという方が12名ほどおります。

集計結果を見ますと、木原小学校につきましては、質問1の「これまで通り、幼稚園から中学校まで、すべて秋に行うのが望ましい。」と、質問3の「幼稚園、小学校、中学校

とも、全部、春に行く」という方が、38名と同数となっております。

安中小学校は、「これまで通り、幼稚園から中学校まで、すべて秋に行うのが望ましい。」という方が31名で、46.3%となっております。

大谷小学校につきましては、3番目の「幼稚園、小学校、中学校とも、全部春に行く」という方が125名、53%となっております。

美浦中学校につきましては、質問1の「これまで通り、幼稚園から中学校まで、すべて秋に行うのが望ましい。」方が67名、48.7%。質問2、「幼稚園と小学校は春に行い、中学校の体育祭は、秋に行うのが望ましい。」が38名、24.4%。3番の質問、「幼稚園、小学校、中学校とも、全部、春に行く」が42名、26.9%となっております。

以上が集計結果でございます。

それと、質問3に、ほかにご意見があれば、ご自由にお書き下さい、という質問もつくってございましたので、それにつきましては7ページ以降ですね。7ページについては学校の集計結果なんですけど、8ページは、保護者からのご意見をまとめてございます。それぞれの学校ごとにまとめたものを添付してございます。後で読んでいただければと思ってございます。

以上が、今回のアンケートの集計結果となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ちょっと時間が残り少ないということなので、ちょっとはしょっていきたいと思います。

各学校によって、運動会開催時期の希望はかなりばらつきがありますが、他の自治体では学校によって開催時期は違っているところもあります。本村では、それは不可能なのでしょうか。そして、ちょっと続けて質問、行かせてもらいます。

このアンケートはことしの2月3日に行われていますが、私が昨年6月の一般質問をしたときに、教育長が、アンケートは行いますと言ってくれたのでうれしく思っていましたけど、当然、運動会終了直後に行ってくれるものだと思っていたのですが、どうしてこれだけ日にちがたっていたのでしょうか。

そして、冬に行くということは、暑さに対する感覚も、喉元過ぎれば熱さを忘れるというようなことになり、そのときの暑くて過酷で大変という思いは薄らいでくるのではないのでしょうか。これを運動会直後にアンケートを行っていたら、結果は違ったものになってきたのではないのでしょうか。このどうして冬に行ったのかということもお聞きして、そしてもう一つが、美浦中でアンケート用紙を生徒に配った際に、そのアンケート用紙に名前を書かせたそうなんです。そして、その名前を書いた用紙を親に渡すようにということで、その用紙には記名欄はなかったにもかかわらず、アンケートなのに、何のために名前を書かせたのでしょうか。

それと、ちょっと時間がないのであれなんですけれども、皆さんのお手元にあるアンケート用紙で、学校教育課からの見本としてのアンケート用紙には、質問が3番まであります。美浦中のアンケート用紙には、この中の2番の、ふさわしい月についてはというところが抜かれてあります。これは勘ぐって考えると、何か学校としては、ほかの月には移行したくないというような、保護者の中ではそういうふうに捉えている方もあります。

それと、このアンケートのとり方が、小学校は小学校だけのことを考えたり、中学校は中学校だけのことを考えたりということではなくて、幼稚園から中学校までのトータルのに質問しています。でも、これは、各小学校は小学校、中学校は中学校、幼稚園は幼稚園、そのような質問の仕方のアンケートだったら、また内容は変わってきたのではないかと思います。

そのことに関してご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） お答えいたします。まず初めに、アンケートの時期でございます。このアンケートの時期につきましては、今回実施しましたのが2月というようなことで、冬の時期になってしまいました。

これにつきましてはちょっと、教育長のほうがアンケートの内容も精査してつくってございますので、時期がおくれたというのは、議員がおっしゃるとおり、もっと早い時期にやらなければならなかったのかなというふうに、私的には考えてございます。

それと、あと、ほかの学校でも、美浦村じゃないところだと思うんですが、運動会の時期、これを春にやっているところと秋にやっているところが実際ございます。これにつきましては、運動会・体育祭は、学校が独自の教育方針に沿って実施しております学校行事ですので、これにつきましては、その市町村の学校の関係者というんですか、校長さん、PTA、保護者、そういう方が相談いたしまして実施時期を決定しているのではないかと考えてございます。

それと、美浦中学校のアンケートの用紙がほかの小学校と違うところなんですけど、これは学校のほうが学校教育課から見本でつくったものを学校が持ち帰りまして、それで、学校さんの中で作り直しをしてございます。まず初めに、学校のほうで考えたものは、今、秋にやっていますので、その時期について、春にした場合はどういう行事と重なるのかなというところがございますので、そういう形のもので今までの行事関係を載せてございます。これは、運動クラブ関係の行事が1学期の間に大分入っていますので、やはり県の大大会まで行く運動行事がありますので、そういうものも保護者の方にもわかっていただきたいというようなところがありますので、それで学校として秋にしている理由というような形で、アンケートをつくり直してございます。

それとアンケートにつきましては、私どものほうも、無記名が基本と考えてございます。ですから、今回の見本につきましても、氏名欄というのはつけてございません。それで、

中学校のほうで配布した用紙につきましても記名欄はないのですが、今回中学校の1クラスなんですが、記名をするようにというようなことで先生が伝えましたので、それで記名をされているというものもごございます。これについては不適切な取り扱いなのかなと思ってございますので、深くおわびをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 申し上げます。山崎幸子君の持ち時間は、既に60分を過ぎております。特別に質問を許します。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。質問ではないのですが、要望なんです。

学校の行事のやりくりも大変かとは思いますが、春に開催している学校もたくさんあるわけですから、できないことはないと思います。保護者が、我が子の熱中症を心配する気持ちも尊重して、取り返しのつかないことになる前に、前向きに検討していただきたいということを要望して、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 通告書に基づき、質問します。

1点目は、今通常国会での介護保険法改正の動向と、本村の対応についてです。

本年2月12日の政府閣議で、介護保険法の改正案が閣議決定され、通常国会で法案審議の予定となっています。国会の審議は4月以降になると思われますが、改正の中身では、要支援1、2向けのサービス費用の6割を占める訪問介護・通所介護を、介護保険給付の対象から外し、市町村が行ういわゆる総合事業に、民間事業者、ボランティア、NPOに肩がわりさせるものですが、移行させるというものです。

市町村が実施する総合事業については、75歳以上の人口の伸びに応じて事業費に上限を設けるもので、サービスの切り下げを強いるもので、十分な在宅サービスを受けられない高齢者が続出することが予想されます。

また、全日本民主医療機関連合会の調査では、訪問介護を利用する要支援者の81.4%、通所介護を受ける要支援者の87.7%が何らかの認知症を抱えているということで、介護保険サービスから外されれば、初期の認知症の人への支援が大幅に切り下げられ、家族の負担が一層深刻になり、重度化を加速しかねない状況が予測されます。

直近の資料によれば、本日保健福祉部からいただいた資料ですが、平成25年10月末現在の本村の要支援1、2の認定者数は、要支援1が82名、要支援2が62名です。それらの介護予防サービスを必要とする人たちがサービスから外される事態が予測されるということは、本村の健康づくり計画案の最初からの見直しを余儀なくされる状況と思われます。政府の介護保険法改正の中身は、数々の重大な問題を含むものでありますが、今回の質問では、要支援1、2のサービスの切り下げ問題について取り上げるものです。

最初の質問ですが、要支援１、２の訪問・通所介護対象者が保険給付の対象から外れ、市町村が行ういわゆる総合事業へ移されることになれば、村独自にどのような事業を行うことになるのか、法案審議は４月以降になると思われますが、とりわけ市町村が実施する総合事業が、民間事業者、ボランティア、ＮＰＯが主体となっていることから、全ての自治体が十分な体制を準備できるかどうか、市町村の財政状況によって自治体ごとにサービスの差が生じることが十分に考えられます。本村で十分なサービス体制を供給できると考えられるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

現在、美浦村では平成24年度から26年度の３カ年度につきまして、第５次介護保険事業計画の中で事業の実施に取り組んでいるところでございます。

現在国会に提出されています介護保険法改正案の中で、ご質問の中に係る部分となる予防給付の見直しにつきましてご説明をさせていただきます。

法改正後は、現在の要支援１、２の方が受けている予防給付のうち、訪問介護、通所介護については、平成29年度までに介護保険制度の地域支援事業へ移行し、その他の給付につきましては、介護予防給付としまして今までどおりのサービスが受けられます。また、地域支援事業の枠組みの中で新たに設置されます総合事業に、訪問介護・通所介護のほか、現在実施をしております２次予防対象者へのサービス事業も含め、展開していくこととなります。

また、その他の事業内容については、市町村が地域の実情に応じた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的、効率的にサービスの提供ができるとの説明を受けております。今、ご説明をいたしました総合事業については、全ての市町村が平成29年４月までに総合事業を開始し、平成29年末までに移行することになっております。

先ほど申し上げました第５次介護保険事業計画が平成26年度で終了しますので、平成27年度から29年度の第６次介護保険事業計画については、平成26年度におきまして計画を策定いたします。

計画策定の中では、村独自の取り組みや事業についても検討し、介護保険事業計画推進委員会におきまして協議をしておりますので、現時点では具体的な計画はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○２番（岡沢 清君） 私も述べましたが、実質的な法案審議が４月以降予想されますということで、保健福祉部長の答弁では、事例を挙げて、例えば市町村の実情に応じた多様な主体によるサービスということについても、なかなか述べられないのはわかりませんが、ただ、市町村の実情に応じた多様な主体ということで、サービスということで、描ける部分があれば今の段階でお聞きしたかったですけれども、答弁をお聞きして

いると、現時点では答弁できる状況ではないということです、新たにそのことについては聞きません。

次に、法改正により、これは国会で法案が、法が成立すればという前提ですけれども、現在、要支援 1, 2 の認定者で訪問、通所介護を受けられなくなる人は、一体どのくらいの割合になると予想されるのかということです。

これも、法改正後の具体的な手続の中身が骨子の中で示されていない中で予測は困難とされますが、政府が現段階で示しているガイドラインや新聞報道などの情報から予想される範囲内で答弁を求めます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険法改正案につきましては、まだ国会での議決がなされておられません。法改正後の政令、省令等の改正につきましても、詳細な内容が明確となっていない状況でございます。また、平成26年2月25日に厚生労働省の老健局から出されました全国介護保険担当課長会議資料によりますと、国は指針としてのガイドラインを策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援するとなっておりますので、そのことについても、まだ現在、国から示されておられませんので、議員がご質問されたことにつきまして、人数等、現在把握をしておりません。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 次に、要支援 1、2 の認定者のうち、従来どおり訪問・通所介護の対象になる人と、村の総合事業への対象となる人の振り分けの方法をどのようにするかということです。

改正骨子そのものが要支援者を介護予防サービスから外すということでありますから、従来どおり訪問・通所サービスを受けられる人と切り捨てられる人といった振り分け方という考え方そのものが成り立つかどうかは疑わしいのですが、しかし、法案骨子では、介護利用申請窓口での介護認定の基準が、簡単な基本チェックリスト25項目で介護が必要かどうか、市町村事業に移行させるかを判断するというものであり、現状は、74項目のチェックリストと医師の意見書を反映させる仕組みとなっておりますが、このような簡易な基本チェックリストで判断するということは、介護保険外しを目的としていることがうかがえます。

そこで村として、法改正の内容に単に追随するというだけでなく、住民の命と健康を守るという行政サービスの根幹をなす使命という観点で、介護認定基準のあり方についてどう考えるかお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

現時点で国から案として示された内容によりますと、要支援 1、2 の方は、法改正後も

介護保険制度の中で介護予防給付として、訪問介護・通所介護を除く予防給付によるサービスが受けられ、地域支援事業の枠組みの中で、訪問介護・通所介護サービスと新たに創設される総合事業として実施をされる日常生活支援事業等や、現在も実施をしております介護予防体操教室、貯筋運動教室などの一次予防事業としての支援を受けることができるかとされておりますので、この点につきましては、村でも従来と同じように進めていきたいと考えております。

このことから、要支援１、２の方は、法改正後も現在と変わらないサービスを受けることができる見込みとなっております。

なお、介護認定基準でございますが、介護認定基準につきましては、介護保険法改正後も変わりなく、現在と同じと聞いております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○２番（岡沢 清君） ただいまの答弁で、法改正後も介護予防サービスを受けられるという趣旨の答弁だったと思いますが、１回目の答弁では、法律の法案の骨子は、要支援１、２の訪問介護・通所介護については、市町村の実情に応じ、多様な事業に移管していくという趣旨だったと思います。

確認しますが、その市町村が行う多様な事業というものは、介護保険事業の中で行われるものなのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

現時点で国から示されておりますのは、介護予防給付の部分については、介護保険法の中で残っていくということで聞いております。

通所介護・訪問介護につきましては、新たに創設される総合事業の中に取り組んで、そのほかの今お話ししました介護予防体操教室、貯筋運動教室などの一次予防事業も、総合事業の中で取り組んで実施をしていくということであると承知しております。ただ、国のほうで、先ほどもご説明いたしましたように、まだ法律並びに政令、省令、ガイドラインがまだ示されておきませんので、現時点ではこういうお答えしかできないものと思いますが、あす14日には、茨城県で各市町村担当者を集めて説明会が開催される予定になっておりますので、その時点でまた新たな情報が美浦村のほうに入ってくるのかなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○２番（岡沢 清君） 現時点ではこれ以上答えられないということですから、制度設計上のことを新たに突っ込んで、踏み込んで聞いてもいたし方ないのかなと。

ただ、保健福祉部長とこの点についてお話ししたときに、私の持っている資料と同じ資料を示されて、これは厚生労働省からのガイドラインなんですけれども、そこには、多様

な運営主体というのは、民間事業者やNPO、ボランティアとなっていますから、私としては、介護保険事業、介護給付サービスから外れるものと認識しております。

最後に村長にこの件についてお聞きしますけれども、介護を必要とする住民へのサービスの水準を引き下げることなく、引き続き必要なサービスを維持するという観点で、また高齢者の介護における介護予防が重要な要素という観点で、村長の基本方針をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の介護保険にかかわる要支援1、2が、29年度から外れるというようなことで、今、国会のほうでも政令・省令を含めて検討をしているという段階で、まだ決まってははいないんですけれども、その中で今年度、27年度から29年度までの中で第6次介護保険事業の計画を策定する。

その中で村としても、今の総合事業に移行をしたとしても、今、村で行っている、国が支えてくださっている支援よりも外れても、今よりもサービスの低下がないようなものを村の中で策定をしていきたい。

議員おっしゃるように、ここを切り捨ててしまうと、介護の部分がもっと多くなる。支援を大事にしないと、要するに予防を大事にしていけないと、介護状態に一気に行ってしまふ部分が多くなるということは、各自治体にとっても大変なことになりますので、それについては、この第6次介護保険事業計画の中でも、村としてそれぞれの市町村が考えなさいと言われたときには、今よりもサービスは落ちないという部分を策定してまいりたいというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 村長からは、一番聞きたい答弁をいただいたと思っています。

今国会での法案審議、制度設計が余りにも具体性がない。今の段階で描けないガイドラインの中で法律が策定されるということに、私は非常に不安を抱いているという観点から質問させていただきました。

2点目の質問に移ります。原子力災害に係る茨城県広域避難計画作成に関して、本村の対応についてです。

県内市町村で原子力災害に対する避難計画が検討されています。県は、広域避難計画の作成に向けて、昨年9月以降12月まで6回の勉強会を開催し、原発立地自治体のみならず、他の市町村も参加しました。広域避難計画とは、東海第二原発から半径30キロ以内、14市町村の地域住民が避難することを前提とするもので、東海第二原発の半径30キロ圏内には、昼間の人口で98万人、夜間人口で96万人が生活しています。東海第二原発で大規模な事故が起きた場合、半径30キロ以内の住民の避難経路や避難先だけでなく、避難者の受け入れ先自治体の受け入れ人数や避難所の運営など、課題が山積しており、その避難には想像を絶する困難が予想され、現状において実効性のある避難計画の策定は非常に難しいと思わ

れます。

同計画は、東海第二原発が再稼働した場合を想定するものと解釈されますが、しかし、東海第二原発周辺には18もの原子力事業所が立地しており、現在停止中であっても、東海第二原発には使用済み燃料を含め2,200袋もの燃料集合体が保管され、再処理施設においては、高レベル廃液が保管されています。

福島第一原発の過酷事故を考えれば、老朽化した東海第二原発の再稼働はすべきでなく、廃炉の決断をすべきと考えますが、仮に県の広域避難計画の作成に当たって、避難受け入れ自治体としての計画の検討という命題を与えられたとして、実行可能な計画が立てられるのでしょうか。

そこで、まず初めに、昨年実施された勉強会には何回参加したのでしょうか。勉強会の内容はどのようなものだったのかお聞きします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問の原子力災害に係る茨城県広域避難計画作成についての本村の対応につきましてお答えを申し上げます。

今般の福島第一原発事故を受け、本県にある東海原発に事故が起きた場合に対応した放射能災害における避難計画を進める上で、県は広域避難計画に係る勉強会を昨年から実施をしているところです。美浦村の位置づけは、東海第二原発から30キロ圏外に位置していることから、避難者の受け入れ計画の位置づけとなっております。

これまでは、県は市町村及び関係機関26団体を対象に検討事項に応じ、参集範囲を決定いたしまして9回の勉強会を実施しておりますが、原子力規制委員会が規定した予防的防護措置を準備する区域といたしまして、おおむね5キロ圏内と、緊急的防護措置を準備する区域の30キロ圏内にある14市町村と、企業の参加を主に勉強会を行っております。本村は、これまで初回と第6回目と第9回目、この3回の勉強会に出席をしております。

勉強会の内容といたしましては、避難方法に係る情報伝達や広報等に関すること、そして、避難方法に係る避難体制等に関すること、避難所の開設、運営等に関すること、災害時要援護者に係る対応等に関すること、以上の内容に関して検討を行うこととしております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） その勉強会の一部資料を見ますと、避難先地域の設定の項目の中で、避難地域市町村、茨城町、人口3万3,804人。避難先地域市町村名として、美浦村1万人、阿見町2万4,000人となっています。この数字は今後の具体的な検討に当たって現実味を持つものなのか。避難場所、支援物資等の面も含めて可能だと考えるか、お尋ねします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 議員ご指摘のとおり、当初は美浦村の受け入れ人数を茨城町

の約1万人という計画でございましたが、非現実性から、内容の変更に次ぐ変更で、県側では、現段階の案として、ひたちなか市の一部3,500人程度とした基本計画に修正をいたしまして、各市町村に対し示しているところでございます。

この条件も、避難所の確保や食糧等の物資の供給も含め、困難を要するものと考えてございます。また、他市町村でも同様の考えでございます。避難者の受け入れにつきましては、今のところ公共施設である小中学校体育館、保育所や幼稚園等8カ所を予定しているようです。

参考までに、県内での避難推計人口が96万479人でありまして、県内受け入れ数は46万8,087人とし、全体の残りの方々については県外、これは福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、この5県となることを考えているようでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 今後の具体的な計画作成のスケジュールはどのようになっているかお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） この県で行おうとしております避難計画、この計画につきましては、当初、25年度で計画を終えるという計画でございましたが、現在のところ、まだ計画が策定されていないといったような状況となっております。

美浦村としては、原子力災害対策指針に示されている区域から外れているようではございます。しかし、いざ事故が起き、放射性物質の及ぼす範囲は、気候や環境等によりまして、現実には不特定と考えざるを得ないところでございますので、当然、広域に及ぶ可能性を秘めてございますので、想定外のこと、また緊急事態に対応できますように、具体的な屋内待避計画等の作成が急がれることが必須となってまいります。

今後も県が考えようとしている計画の実現、実効性を考慮した策定指針の動向を見きわめまして、県内の市町村との情報、連携等を図りながら、計画の策定に当たっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

2時15分から再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡沢 清君の質問を許します。

○2番（岡沢 清君） 茨城県の広域避難計画について、最後に村長にお聞きします。

脱原発を目指す首長会議のメンバーとしての立場から、県の示す計画案に沿った本村の計画の検討、立案に努力するのみか、あるいは実行可能な計画の立案自体が非常に困難と

考えられることから、県及び原発立地自治体・原発立地周辺自治体に対して、東海第二原発の廃炉を求める姿勢をとるのか、率直な考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の原発の問題については、議員もご承知のとおり3.11のときに、自然災害だったら、今でももう戻れる方はいるんですけれども、原子力の事故があったために帰還できないという部分は、これは人間がつくったものを人間が制御できないというものはやってはならないということですよ。

ですから、私は東海第二原発であっても、再稼働は私は反対をする、個人的にでもしたいと思います。まして、そういう部分が、私も脱原発を目指す首長会議の一員として、その辺は一線を引いて、今約80名ぐらい全国で参加しておりますけれども、意思は変わらないで、その意見を持って、できれば近隣の首長にも賛同いただきながら、二度とこのような原発の事故を起こさないためにも、再稼働はこれはしてはならないというふうな立場であります。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの村長の答弁をお聞きして、非常にうれしく思います。

これからも美浦村の村長として、あるいは一個人として、今述べられた方針に基づいて活躍されることを心から願うものです。

3点目の質問に移ります。各種審議会・協議会について情報公開の検討状況です。昨年6月議会でも質問しましたが、検討されたのでしょうか。検討されたとすれば、どのような内容かお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問でございますが、昨年6月の定例会での議員よりの質問の中で、ご指摘のITを利用して、会議の日程公開や議事録等の公開についての情報提供につきましては、残念ながら具体的な検討はしておりません。

しかし、タブレットを通して情報や連絡などのあり方につきましては、実践に向けた活用運営事務の中に位置づけして検討しているところでございます。

また、行政事務といたしまして、審議会や協議会の設置、開催につきましては、多岐にわたる会議の開催を実施しているところでございますが、現段階では一般に向けての日程の事前公開や会議の内容のお知らせは実施をしておりません。参考までに、近隣では情報収集専門の部署を設置し、週報やホームページなどを通して事前お知らせ事務を実施しているところもございます。本村におきましては、問い合わせ対応は可能としておりますが、条例にある非公開としているものや、個人情報を除いての対応は、積極的に公開が行えるよう努力しているところでございます。

情報公開の実施につきましては、近隣が実施している状況や方法などを参考にいたしまして、今行われている全体の会議等を精査し、さらに各課との調整を行いながら、特に住

民参加型の会議を主に公開検討に向けた調整をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 具体的な検討といいますか、どのような審議会、協議会についてどのような形で公開するのかという段階には至っていないと受け取りました。

この問題は、単に予算をつくれればすぐ進むという問題じゃないということはよく承知をしております。ただ、検討課題であるということは、6月議会でも、ただいまの答弁でも述べられているわけですから、私は昨年の夏に、拓殖大学地方政治センターというのがあるんですけれども、その政治センター長の竹下 譲先生の講演を聞きました。

タイトルは「議会改革と議会基本条例」ということで、その中で、先生の述べられていたことなんです。これはちょっと嫌みな言い方になってしまって申しわけないのですが、議員が議会で要望したことについて、執行部が「検討します」と言ったときには、すぐはやらないことだとそう思っているよと言われて、私もああ、なるほどなど。全てがそういうわけではないでしょうけれども。検討するという答弁をなされた以上は、難しい問題もいろいろあるかもしれませんが、なるべく努力していただきたいと思います。

答弁の中で、タブレットの中にそういった内容を入れるとおっしゃっていただきましたけれども、それは確かによろしいことだと思います。私もただ執行部に、「情報公開を、情報公開を」と言う立場だけではありませんで、我々議員としても、議会と執行部は二元代表制、そして議会は、住民と村執行部とのパイプ役という認識を持っておりますので、議員もやはり村民に対して情報を伝えていく役割、使命を持っています。そういった観点から、タブレットで情報を知らせていただければ、それをもとに住民に知らせていくこともできると考えています。

なお、あえてこの場で、これはあくまで私個人の考えですけれども、やはり議会としても情報公開、住民に開かれた議会というものを努めていかなければならないと考えている次第です。

最後に村長にお聞きしたいんですけれども、やはり村のトップとしての考えをお聞きしたいんですが、村ホームページの村長室を開くと、村長の挨拶が載っています。抜粋ですが、「美浦村に住んでも、学んでも、働いても、遊んでも『みほっていいな〜』と思えるまちづくり、村民参加による村民協働のまちづくりを推進してまいりたい」とあります。村民参加による村民協働のまちづくりには、情報の共有が必要であり、情報の共有には情報公開が不可欠です。村政に関心を持ってもらう上で情報公開に向けた具体的な取り組みが求められます。村長として、可能な情報公開をいつごろまでに行う考えなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 行政の情報の伝達という部分では、国民の知る権利、住民の知る

権利で、議会は住民とのパイプ役ということは、当然私らもわかっております。そういう意味で、住民のために住民による住民の自治をやっていくためには、議会も、そして執行部も一緒にいろいろな情報を共有しながら、これは伝えていかなければならないというふうに思います。

この公開の部分については、非公開以外のものは全てオープンでいくのが当たり前だと思います。そうじゃないと、住民参加の自治にはつながっていかないというふうに思いますので、その辺はなるべく、というよりも早目に、タブレットだけではなく、いろいろな協議会の部分でも今、生涯学習課のところにも画面でどういう協議会、どういう会議があるかという部分はお知らせしてございます。本庁舎のほうでもそういうものを極力住民に知らせながら、また、それが傍聴できる部分、できない部分があるかと思えますけれども、その辺を区分けをして、参加できるもの、参加できないものも含めて、これからは周知をしていかなければならない。それが議員から住民にだけの連絡事項じゃなくて、それがわかれば、逆に住民のほうから議会の皆さんに逆に質問があつて、こういう集まりがあつて、この結果を教えてくださいというような部分も出てくるものだというふうに思います。

そういう意味では、こちらは全部非公開にするつもりはございませんので、どうしてもこれは出せないというものの以外は、全て公開はすべきであるというふうに私は認識しております。ぜひその実現に向けて、26年度は早目に実施をすると。「検討を」と言うと先ほど議員がおっしゃったように「やらない」というふうな言葉を今、議員のほうからありましたけれども、そうじゃなくて、検討した上でそういう広報の部分を検討をして実施をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

次に、羽成邦夫君の一问一答方式での一般質問を許します。

羽成邦夫君。

○11番（羽成邦夫君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

木原地区における都市計画道路及び村道整備についてでございます。木原地区における都市計画道路及び村道整備をお伺いをいたします。

まず1点目は、都市計画道路について。この道路は、第4次美浦村総合計画の中、平成6年につくられたものと聞いております。それから総合計画も第5次、第6次と進んでいる中、見直しもなされないまま、20年が過ぎ、現在に至っているところでございます。

その中、去る2月19日、都市計画道路でもあり県道上新田木原線バイパスが木原・浜入口まで開通されました。残る場所は、浜入口から上宿の木原郵便局、国道125号線までです。ここも測量もされ、地権者に説明もありました。あとの残る場所は、木原郵便局国道125号線から国道125号線バイパスまでの村道の部分であります。その部分は、いつごろま

でにつなげる考えであるのかを村長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 羽成議員のご質問にお答えをいたします。最初に、現在茨城県が進めております県道上新田木原線バイパスの今後の整備予定についてちょっと申し上げたいと思います。

羽成議員ご指摘のとおり、去る2月19日、県道上新田木原線バイパス520メートルが供用開始となりました。今後の整備予定について、茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認しましたところ、木原郵便局前の国道125号線までの残りの区間1,080メートルの区間の整備につきましては、平成26年、27年で測量、用地交渉を行い、順次整備を進めるとのことです。開通時期につきましては、用地交渉の進捗状況及び予算づけの問題もあり、現時点ではいつまでということは明言はちょっとできませんというような回答でございました。

それから、羽成議員ご質問の都市計画道路布佐・上宿線整備の考え方について申し上げます。都市計画道路布佐・上宿線は、木原郵便局前の国道125号線から国道125号線バイパスを結ぶ街路として、幅員16メートル、延長1,160メートルとして、平成6年、都市計画の線引きと同時に都市計画決定をされております。用地の一部は既に土地改良の創設換地により取得済みであり、新しく家を建てられた方については、セットバックのお願いをしているような状況でございます。

また、この道路を整備することにより、道路沿道の木原市街化区域の都市的土地利用が促進することも期待がされます。また、最初に申し上げた県道上新田木原線バイパスとのネットワークにより、安中地区から国道125号線バイパスまでを結び、阿見町、つくば市方面に至る重要な幹線道路の役割を果たす道路になるものと考えております。

こうしたことから、先ほど、線引き以来計画変更もされていないというご指摘もありましたけれども、この都市計画道路布佐・上宿線につきましては、県道上新田木原線バイパスの全線開通の時期に合わせて整備を進めまして、安中地区から国道125号線バイパスまでの道路ネットワークをきちっとつなげるということで整備をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 羽成邦夫君。

○11番（羽成邦夫君） 今、部長のほうから詳しく説明を受けましたけれども、県のほうの都市計画道路ではなく、美浦村でやる都市計画道路のほうね。今最後にちょこっとありましたけれども、県道のほうとあわせて整備をしていくというようなことですが、その辺の、詳しく、どのぐらいの幅でどういうふうに、どの辺まで行くのか。最終的には、国道125号線バイパスまで行くとはあるんですけれども、その辺、私も2回ほど質問はしましたけれども、いつもなかなか難しいんだよというようなことで2回終わっていますけれども、今度は県道が、県のほうもやってくれているということなので、26年・27年にかけて用地買収。その後やるということなので、美浦村もそれに合わせて、とは言えますけ

れども、その辺どのようにお考えなのか。村長でいいかな、村長で。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 議員ご指摘のように、上新田木原線については、県のほうで今整備を進めてくれているということでございます。それについては、26年・27年で測量と用地交渉を進めると。その後、その用地交渉の進捗状況、あわせて県の予算づけに合わせて、県では整備を進めていきますよということでございます。

村として、村の都市計画道路の布佐・上宿線、これは村として村が整備をする都市計画道路という位置づけになっております。先ほど申し上げましたように、幅員が16メートルで、延長が1,160メートルの都市計画道路ということでございまして、あわせて整備をしていきますという考え方なんですけれども、どういうことかといいますと、26年・27年で県のほうは用地交渉を進めて、その後、用地交渉と予算づけに合わせて整備を進めていくということで、26年・27年あたりで測量と用地交渉の進捗状況が見えてくると、おのずと開通の時期も見えてくると思います。木原郵便局前まで、旧道の国道125号線までの開通時期も見えてくるのかと思います。

そうということで、その木原郵便局前まで開通する時点では、村としても、村が整備する道路についても国道125号線から国道125号線バイパスの間の都市計画道路についても、それに合わせた形で整備をすることによって、安中地区から国道125号線までの道路のネットワークがきちっとつながるということですから、木原郵便局前の国道125号線に県道がつながる、その時期に合わせて村のほうで整備する道路もつなげていきたいという考えです。

それで、幅員16メートルというお話をしました。それで、今の計画道路の区域の中には移転をしなければ、16メートルの道路はできません。そういうことで最初からその半分でもいいので8メートルということではございません。基本的には16メートルの道路として通したいんですけれども、現実的な選択として、その半分の道路であっても、機能としては十分果たすものと考えます。

ですから、最初から16メートルなんて無理なので整備ができませんという考え方ではなくて、16メートル以下であっても木原郵便局の前から国道125号線バイパスまでは村としてはぜひ開通をさせたいということで考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、美浦村の都市計画道路という布佐・上宿線ですか、今、部長から話がありましたように、幅員は16メートル。しかし、現在もうちが建っていて、セットバックしてもらおうか、移転してもらわなくちゃならないようなところが5、6軒、議員もあの辺が一番詳しいところなのでご存じかと思うんですけれども。

移転まで考えるとなかなか、交渉が大分先まで行ってしまうということが考えられますので、そこは、建てかえ時期にはセットバックをしてもらうというような地権者との約束

を取り交わしながら、先ほど部長が言ったように、当面8メートルでもいいから、あそこは開通すべきであろうというような答弁をさせていただきました。

私もぜひそのような形で早目にあそこを、県とあわせてというふうな答弁をいただきましたけれども、あわせるのに県のほうが土地の買収が済んでしまって、美浦村の都市計画の中である程度買収もできない。土地改良のところで幅員ができているところは簡単なんですけれども、当然、住んでおられる方、また、田んぼとして使用している方との交渉も進めていない段階で、県のほうが地権者との交渉が終わったのに、接続する美浦村の部分が難航しているよというふうに言われないように、その辺は早目の対応をしてみたい。26年・27年の中で県はやりたいということなので、調査をしながら、27年度ぐらいにはその地権者との確約を取れるようにしていかなければ、かえっておくれてしまうという部分もありますので、その辺は、あわせるということじゃなくて、地権者との合意の取りつけは早目に村としても動いたほうが賢明だろうというふうに思っております。

議員のご指摘のように、幅員が16メートルのままいかない部分は、地権者との合意はなかなか難しいところがありますので、まずはつなぐということが一つの事業の走り出すことだろうというふうに思いますので、その辺はできるだけ意向調査も含めて入っていきたいというふうには思います。

○議長（下村 宏君） 羽成邦夫君。

○11番（羽成邦夫君） 今、村長の答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、今の県道でもあり都市計画でもある上宿の木原郵便局までのところなんですけれども、これは26年・27年で土地の買収をされるというような話でしたけれども、これは、県だけではなく村も入って進めたほうがよいのかなと思う気持ちがありますので、その辺、村長としてどのように考えているのかをお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 県のほうに任せるだけではなく、という意味だと思いますけれども、国道125号線バイパスについても、これも竜ヶ崎工事事務所が主でやってきました。しかし、いろいろ暗礁に乗り上げたときに、村の都市建設課もいろいろと地権者のほうと話し合いをしながら進めてきた。そしてまた、経済建設部長も、なられてから積極的にその辺を地権者の方との、村からの条件というか、村からの条件は土地の値段については一切出せませんので、協力をお願いするということでやってきた結果、先が見えてきたということもあります。

その意味では、地権者とのいろいろな関係は、村のほうは県よりは持っておりますので、値段については村が提示するわけにいきませんが、その辺の協力は村としても惜しまないでやって、できるだけ早目の開通を125号だけじゃなくて、県道上新田木原線もなるべく村も県のほうと一緒に開通に向けて協力はしていきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 羽成邦夫君。

○11番（羽成邦夫君） 今、村長のほうからお話がありました。うちのほうでも、地権者の中には建物もかかるお宅もあるので、やはり村と県のほうが一緒に行っていただいたほうがスムーズにいくのかなと思いますので、その辺はひとつよろしくお願いします。

続きまして、もう一点ですけれども、今の木原郵便局国道125号線までは、県道なので県が行うと思いますが、その手前より真っすぐに村道があります。その村道は、上宿の下から舟子、古屋の下を通り、阿見町島津に行っております。その島津まで、圏央道のアクセス道路が国道125号線まで来ております。そのアクセス道路まで接続可能なのか、村長としてどのように考えているのか。また、阿見町さんともそういう話をしたことがあるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。難しいとは思いますが。

もう一つは、村だったらば、清明川の堤防の道を広げて国道125号線まで、その先は大型自動車を通れる道が国道125号線バイパスまで行っているの、その区間は村なので、できるかどうか村長にお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

羽成議員ご提案の木原から舟子に至る旧道の国道125号線と平行に霞ヶ浦沿いの水田の中を走る道路なんですけれども、村道1001号線という村道になっております。この整備の考え方で、阿見町の工業団地に至る道路までつなげないのかというご指摘でございます。

村としましては、さきの質問でお答えしましたとおり、県道上新田木原線バイパスと連絡する道路、都市計画道路布佐・上宿線の整備を優先して考えたいと考えております。

また、県道上新田木原線バイパスが木原郵便局前で旧道国道125号線に接続すれば、安中地区から県道上新田木原線バイパスを経て、旧道国道125号線を経由して既存の清明川沿いの村道1864号線から国道125号線バイパスに抜けるというルートも考えられます。そういうことで、都市計画道路の布佐・上宿線から国道125号線バイパスに抜けるルート、それと旧道国道125号線から既存の清明川沿いの道路を通して国道125号線に抜ける道路ということで、安中地区から二つのルートが考えられると思います。

こうしたことから、羽成議員ご提案の木原から舟子に至る村道1001号線の整備につきましては、これらの道路の交通の状況を勘案しながら、さらにそのご指摘の道路が整備が必要だということであれば、検討させていただくということで、まずは都市計画道路の布佐・上宿線、この道路の整備をまず村としては優先をして整備をしていきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 羽成邦夫君。

○11番（羽成邦夫君） ありがとうございます。

今、二つ目の質問ですけれども、ここに村長も舟子でお膝元なので、その辺、島津まで行けばいいなと自分は思って今、質問したんですけれども、また、美浦村にも茨城県の県

議会議員をやっている方もいるので、これから村長、やっぱり一緒に手を携えて、できれば私としてはアクセス道路までつないでほしいというのが自分の思いでございます。

ひとつよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 村長の答弁はいいですか。

○11番（羽成邦夫君） はい、では。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 羽成議員には、私の地元の中の村道をとお気遣いいただきまして、本当にありがとうございます。

そういう意味では、今、部長のほうから答弁いたしましたけれども、まず都市計画道路もそういうめどがついていないような状況の中で、そちらも仕掛けるとなると、また、議員おっしゃったように、何年かかるんだよというようなことも言われかねませんので、まずご指摘をいただいたところを着実にもう推進ができるようになったときに、新たにその辺も計画としてのせていくときに、地元の、県の副会長もしておられますので、その辺を力を入れてやっていければ一番いいのかなというふうに思います。

ぜひ、この都市計画道路につなぐ県道の部分も、議員のほうから、これは県道でございますので、26年・27年を、26年度でそれが可能だということになれば、当然村の都市計画道路も1年前倒しでいかなくてもいけないということもありますので、そちらを時間を早めてやっていければ、今、議員のおっしゃる舟子の下を通る部分も、当然、橋も大きくしなくちゃいけない部分が出てくるだろうというふうに思いますけれども、そういう取り組みになることを私は願っておりますので、議員のお力をいただければ、私もうれしいというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 以上で、羽成邦夫君の一般質問を終了をいたします。

次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 1番議員の塚本でございます。一般質問通告書に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。私のほうからは、まず、企業誘致の推進をいかにしてという観点から、2点ほど質問してまいります。

まず1点目ですが、企業立地の推進により地元にもメリットがあることは言うまでもございません。そこで、1点目としまして、美浦村の現在の企業立地に対する優遇措置はいかなうものがあるのかお示してください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） それでは、塚本議員のご質問にお答えをいたします。

現在の企業誘致、美浦村に誘致した企業に対する優遇措置でございますが、村は平成15年度に村内に企業立地した法人を対象に、固定資産税の課税免除を行う制度として、美浦村産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例とい

うものを創設しております。その後、3度にわたり適用期間3年間の延長を行い、平成27年3月までの期限で今現在実施をしているところでございます。

制度の内容は、村内に事業所を新設または増設し、村内に居住する従業員5人以上を増加した法人を対象として、固定資産の取得の翌年度から課税される固定資産税を5年間免除するものであります。課税免除される固定資産税は、家屋及び家屋の敷地部分、そして償却資産ということになっております。

なお、今、固定資産税の減免期間を5年ということで申し上げましたけれども、近隣の市町村はこの期間を3年ということで定めております。そういう面から見ますと、村の5年間免除というのは、企業にとっては有利な制度ではないかなということで考えております。

また、昨年の6月の村議会でご審議いただき制定された美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例とちょっと長いんですけども、そういう条例で、木原工業専用地域においては、工場立地法で規制されています敷地面積に対して、緑地率を20%以上、同じく緑地を含む環境施設率を25%以上ということで定められているんですけども、これを、緑地率を5%以上、緑地を含む環境施設率を10%以上ということで緩和をしております。工業専用地域における既存の企業の設備投資及び新たな企業立地には有利な制度となっているところでございます。

この制度の適用の期間は、平成30年3月31日までということになっております。

それから、木原地域の工業専用地域の工業立地につきましては、村内の企業が工業専用地域のほうに立地をするということで現在開発を進めているところなんですけれども、その企業につきましては、例えば文化財の発掘でありますとか、進入路の面で、村としましても、できるだけ協力をしているというような、制度とは別なんですけれども、そういう措置も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。私も、今はどこでもホームページをあけると出てきますので、ある程度その辺も見てみたんですが、やはり美浦村の場合だと、新規企業立地に対しては先ほど部長からございましたけれども、固定資産税5年間の課税免除ということで、これは大体茨城県のほとんどの、ちょっと遠いところにあるところ以外は、大子町さんとかはあれですけども、ほとんどが3年間の優遇措置のようなんです。ですから、やはり美浦村というのは2年間の優遇を延長しているというようなことのようにございます。

あと、今先ほど去年そういえば、そういうのをやりましたね。逆に、ちょっと勉強不足のところは申しわけないですけども、緑地のことを確かにありました。今ふと思い出し

たところがあったんですが。

私として思うのは、要するに場所的な問題でいろいろな、もしくは交通インフラであるとかそういったもので、例えば高速道路等からちょっと離れているであるとか、立地的にちょっとどうなんだろうかというような自治体ほど、ある程度そういった優遇措置を出してくるのかなというイメージもあります、実はですね。

例えば本来は約3年の優遇措置、課税免除という自治体が多い中で、美浦村は2年間延長で5年間であるよということなんですが、例えば、その先、プラスアルファの優遇措置みたいなもので考えて、電気等はどこでも使うと思うんですが、そういった会社さんに対して、電気料金を何割負担してあげるとか、ここの部分。

雇用促進奨励金なんていう形で、これは人材登用を地元からした場合に、その1人に対して、額は定かじゃないんですが、50万円とか100万円。これは実は山陰のほうはそういう自治体が結構ありまして、美浦村というのは工業団地とかはございませんので、そういったところは4ヘクタールとか5ヘクタールなんていう形で出ていましたので、工業団地か何かの誘致で引っ張る手法かもしれませんが、そういうようなことをやっているところが山陰方面にはあったようなんですが、その辺はどうでしょうか、美浦村として。プラスアルファ。よろしくどうぞ。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問、何点かご指摘、ご提案がございました。

まず、交通インフラとか立地の問題なんですけれども、確かに美浦村は圏央道のインターから離れております。そういうことでは、阿見町とか稲敷市に比べますとそういう面ではハンデがあるのかなと思います。ただ、反面、阿見町、稲敷市よりは土地代が安いという、立地する側から見ればそういう利点もあるわけで、そういう美浦村に立地することによる利点を強調して、マイナス面はなるべく村のほうが立地に際していろいろな協力をしていくということでカバーをしながら立地を進めませんと、交通インフラの面だけはどうしてもカバーすることができませんので、そういう面での村が協力をしていくということが大事かなと思います。

それから、固定資産税の優遇期間の5年間の延長をさらに延ばすことはできないかということなんですけれども、これは既にほかの市町村に比べると、ほかの市町村が3年やっているところを5年ということで2年間延長して実施しております。それと、実際に村の税収を考えますと、5年間でさらに延ばすのがいいかどうかということは、これは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、電気料金の補助なんですけれども、電気料金の補助自体も、村内にも大きな電力を使う会社がございます。その企業に対して直接電気料を補助するというような仕組みというのは、ほかの企業との公平性もありますのでなかなか難しいと思います。

ただし、そういう大きな電力を使う会社から、地下水を使うことによって電気料が節減できるんだよというようなお話が昨年度ございました。くみ上げる量をふやすということではなくて、くみ上げた量の使い方、その目的を変えることによって電気料を減らせるというような相談内容でしたので、村としても、今まで許可をしていた内容と何ら変わるわけでもありません。利用目的が変わるだけですから地下水の。そういうことで周辺への影響もないという判断をしまして、それは企業のほうと相談をして、電気料金を節減できるのであれば村としてもそういう協力をしたという例もございます。そうしたことで村として企業から相談をいただければ、村としてできることは企業の意向に沿った形で協力をしていくということかなと思います。

それから、雇用の奨励金なんですけれども、山陰のほうで行われているということなんですけれども、これは自分ちょっと勉強不足でこの制度はよく承知をしておりません。ちょっと勉強させていただいて、企業誘致に、村にとってメリットがあるのか、この制度をやることによって企業立地が進むのかということを勉強させていただいて、そのことによって企業立地が進むのであれば、村としてもそういう制度は取り入れてもいいと思いますので、これはちょっと自分の勉強課題として受けとめをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。そうしましたら、若干、優遇措置からはちょっとずれるんですが、確認の意味なんですけれども、既存の村内の企業がございしますが、そちらのほうへ足を運ぶ機会、その頻度がどれくらいなのかということで、村の企業誘致推進室がもう3年ぐらいだったでしょうか、新たに設けられて。例えば月1回ペースで足を運んでいるんだよとか、3カ月に1回だよとか、具体的に回数があわせれば、なおのことありがたいんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

既に美浦村に立地をしております企業とのフォローアップみたいなものだと思うんですけれども、これにつきましては、昨年の6月の飯田議員のご質問の中でも何点かお答えした中の一つなんですけれども、既に美浦村に立地している地元の企業が外に出て行かないようにするというのも、その新しい企業を村内に呼ぶということだけではなくて、既に村内にある企業が外に出ていかにないように、きちっとしたフォローアップをしていくのも、一つ重要な視点なんですということでお話をさせていただきました。

その後、村内の工業クラブに加盟をしている会社というのが25社ございます。毎月月例会みたいに集まりがあるんですけれども、工業クラブの例会ということで集まりがあるわけなんですけれども、その答弁をしました後、企業誘致推進室の吉田室長とともにその会合に出席をさせていただいて、いろいろな制度のお話をいたしました。先ほど申し上げた

優遇措置の話も含めて説明をさせていただいて、関連する企業がもし新しい工場、会社を考えているのであれば、ぜひとも美浦村に来ていただけないかというようなお話の部分もさせていただきました。

それとあと工業クラブの例会には、村長が基本的には毎回出席をしております。そこで会社の社長さん方、役員の方々と意思の疎通を図っていろいろな情報を得ているということもしております。

それから、その後、会社のほうに何回出向いたんだという話なんですけれども、基本的に新しい制度があったときには、例えば新しい有利な融資制度とかそういうものが国のほうから流れてきますので、そういうものについては随時吉田のほうが郵便等でお知らせをしているというようなことも行っております。

なるべく既存の会社の役員の方とも顔を合わせるような機会を多くつくって、そういう形で人間関係をつくって、いろいろな情報を得ながら、既にある会社が村外に出て行かないように、そして、関連する会社が美浦村に立地していただけるように、そういうことでの村としてのフォローアップというのは、今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 実際に担当の方のあれではなくて、工業クラブさんへの村長がそのメンバーになっていますから、あと担当の、この企業誘致推進室ではなくて経済課ですよ、たしか担当というか。それをまた横のつながりで、縦縦的にもボンと来るんじゃないかと横へ、企業誘致推進室のほうにも横へ広げてフォローをされているという判断でよろしいかと思うんですが。

既存の企業への訪問も優遇措置の一つと私もそういうふうに考えます。と申しますのは、やはり過去に村外へ出て行った企業様の例も実はあったわけですね。ですから、守りも攻めの一手にちょっと変わっていくのかなという。やはり外に出て行かれてしまったののではというところがありますので。いい例が、ちょっと名前を出しちゃっていいものかどうかと思うんですけれども、ユニフード様の例もございますように、村外へ出るところをとどまっていたら、これも立派な本当に誘致の手法の一つだなと私も考えています。やはり攻めの優遇措置をこの辺に関しては評価したいと思っています。

次の質問で、今後の誘致展開というものをどのようにお考えでしょうか、ちょっと具体的に言っていただけるとありがたいです。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。今後の村としての企業の誘致展開をどのように考えるんだということでのご質問かと思えます。

これは、昨年6月、飯田議員の質問のときにもお答えしたんですが、そのときは基本的には三つのこととお話ししたと思います。そのことを基本にして進めていきたいと思いま

す。

企業誘致によって得られるものとしては、地域経済の活性化、雇用機会の確保・拡大、税収の増加など、具体的なものとして挙げられますが、これらの地域経済への波及効果を大きく得られると期待できる企業の誘致を推進してまいりたいと考えております。

政府による成長戦略が進められ、景気は緩やかな回復傾向にあるといわれておりますけれども、設備投資抑制の動きはいまだ終息しない上、国内市場の縮小が不安視されるほか、原材料の高騰が経営コストを圧迫することもあり、企業誘致の促進は厳しい状況であるというのが実情でございます。

具体的な企業誘致としましては、木原地区の工業専用地域の空きスペース約2.6ヘクタールございますけれども、ここへの誘致を進めることはもちろんで、茨城県知事指定による市街化調整区域でも5ヘクタール未満の面積であれば立地ができるということで、技術先端型業種の工場の誘致ですね。これは県のほうから指定を受けておりますけれども、技術先端型業種工場の誘致というものも考えていきたいと思っております。

あるいは、工場施設の立地型ですね。具体的にこういう工場が立地しますよということであれば、工業専用地域でなくても、大谷地区の地区計画と同じような形で、地区計画をかけて工場を誘致するという手法もあります。美浦村の工業専用地域が残り2.6ヘクタールぐらい、山林部分を合わせても、3.3ヘクタールぐらいです、残り。そうしますと、大きな工場としては、もう工業専用地域の中にはちょっと難しいという状況もあります。もし、そうした大きな工場が立地したいということであれば、地区計画という手法も使って工場の誘致を目指してまいりたいと考えております。

それと、工場を立地するための具体的な情報の収集なんですけれども、これまでやっていますことをちょっと申し上げたいんですけれども、一つは、県の機関からの情報収集を行っております。県の立地推進室や産業立地推進東京本部、こうした機関からの情報を得るようなこともしております。基本的には、県の推進室のほうというのは、工業団地のほうへの立地を第一に考えるんですけれども、それから漏れてくるような企業もございます。そうした情報をいただきながら、村のほうへの企業の立地を推進していくということでございます。

それから二つ目としては、やっぱり銀行さんというのは多くの情報を持っております。これも飯田議員の質問の後にそういうパンフレットを持って、企業ばかりではなく銀行のほうにもまいりました。常陽銀行、それと筑波銀行のほうにまいりまして、村のほうの企業立地の考え方とか、企業立地の適地、村にはこういう土地がありますと、銀行さんもぜひ村のほうにそういう情報があったときには情報を寄せてくださいというようなことで、銀行さんにもお願いをしているようなところでございます。

それから、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、工業クラブの中へ行って、既存の美浦村に立地する企業さんにいろいろな情報をお知らせをしながら、関連する企業

の情報もいただいて、もし美浦村にという企業があるときには、ぜひ村のほうにということでの誘致活動も行っているところでございます。

基本的に美浦村は工業団地を持たないというようなことで企業誘致を進めておりますと、実際それはかなりのハンデということになっております。実際そこは、先ほど申し上げたように工業団地より土地が安いと、あるいは村としても全面的に立地をする場合、村が全面的に協力をしていきますというような形で、そういうハンデの部分は乗り越えていかないと、なかなか美浦村への企業誘致というのは難しいのかなというのが実感でございます。

ただ、これも議員の皆様も美浦村のよさをPRしていただいて、ぜひとも美浦村に企業誘致が実現できるように、塚本議員もぜひともよろしくご協力をお願いしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ちょっと私がハッパをかけられても、やる気はあるんですけども。

実は美浦村の公式のホームページ上での立地企業ですね、優遇措置だったり応援内容というのは、各自治体どこも本当に右へ倣えで変わらないようなものがほとんどだと思います。やっぱり右へ倣えというのは余り、悪習なのか日本人の美德なのかちょっとわからないですけども、そこから一発ダウンと重要なところへ、その先へ進めないものなのかなということをちょっと、私も今回のこの質問をやる時、いろいろ考えてきたんですけども、どうもそういったホームページ上だけで見ていると、どうしても町のスタンスは、待っているだけのイメージのスタンスしかなくて、網を張っていて、そこから企業さんなりどうのこうのと、よそから入ってくるのかなというイメージしかないんですね。

今、部長がおっしゃっていたように、要は、いかにアンテナを高くして広範囲に情報をいかに引っ張ってくるか、これはもう戦国の世でも今でも一緒ですから、情報をいかに持っているかということなので、その辺をちょっとまだ質問していきたい部分がございます、要は美浦村へ興味があるんだよというようなそういった企業さんですよ。あくまでも美浦村の公式のホームページ上だけではなくて、全国には本当に、美浦村ってどこにあるんですかというような、これは茨城県内の自分のところの倅の話をして何だけれども、ひたちなか市のほうに今行っていますけれども、その学生の友達が、「美浦村、どこにあるんですか」と言うような学生19歳、20歳ぐらいのがいると。

やっぱり私らは美浦村にもう何十年も住んでいますから、村で設置したごみ箱がどこにあつてどうのこうの、そこまで本当にわかっちゃうんですが、やっぱりそうでない人というのは、「美浦村さん、どこですか」と言うような人もいるわけですね。その中において本当に情報をパーンと発信していく上において、例えば日本T Iさんの例なんか挙げましたら、自然が本当に豊かで地元に住んでおられる美浦村の人間も非常にグッドで、ここはもう最高だからということで、たしかこの美浦村の地へいらしたということをよく聞きま

す。そういう本当に美浦村のよさというもの、その情報というかアンテナとして、広範囲に高く、どうやったら容易にできていくのかなということで、情報をどんなふうに得ているのでしょうかということで質問しようとしたんですが、やっぱり民間の企業、銀行さんとか金融機関ですよね、それとあと、茨城事務所というのは、東京に出張している茨城の事務所ですよね。企業さん誘致のための。それと、既存の美浦村内にある工業クラブさんも含めて、工業クラブさんですか、そういった企業さんへ働きかけて、新たに増築するなり何かの情報を得られればというのは、その3本の形から情報を得られればというようなお話のようでした。

ここで、もう一つちょっと例として挙げさせていただくと、北海道の白老町というのをご存じでしょうか。アイヌ「白老ポロトコタン」という、苫小牧というパルプ、自動車工場がある、その西側になります。新千歳空港からだ40～50分の世界なんですけど、その町長というのがすごい本当にトップセールスでやっているようでした。これはあくまでも平成18年の資料なんですけど、札幌市ですとか東京方面に出張する際には必ず、もちろん先方の企業様のアポイントがないと行ってもどうしようもないんですが、平成18年には68社の会社を149回訪問したと。東京に行くたびにそういった、例えば北海道なり何なりの事務所でしょう、そこから、前もって会えるような感じでアポイントをとっておいて、必ず回ってくると。それが職員のほうに今度、町長さんが帰ってきて、担当職員の方から役場職員の人全部に浸透しているんですね。もう何としても企業を誘致しようという意気込みですね。

要は、そういった企業さんに2回も3回もセールスかけていますから、その例えば企業の方が、土曜日とか日曜日でも見せてくれよと白老町に来た場合には。担当の職員の方が笑顔で、土日返上のお勤。やっぱり、役場に行くと職員全体にその町長の姿勢が浸透していて、本当に、ああ、ここだったら最後までフォローしてもらえないかというような感じで、立地企業から、そういったコメントに事欠かないというような企業さんもあります。多分、全国を調べたらもっとこういった企業がたくさんあると思うんですよね、トップセールスで首長が、わあ一っとならしているところが。うちも中島村長、そういったところで頑張っているということは私も聞いておりますけれども。ぜひぜひ、もっとそれが職員の方にもつながるように浸透していけばいいなと思います。

じゃ、最後なんですけど、例えば私もどこまでそういうのができるかわからないのですが、私であれば、例えば村内の企業から情報収集から始めるのかなというようなイメージがあります。それはイコール先ほど部長がおっしゃったような工業クラブさんのほうへ、営業をかけてアプローチをして、情報を引き出すというような形から入っていくのかなと、そういうイメージを私は持っています。

それと、その企業が足を運ぶことによって、今どんな状態なのかなというようなものも、ある程度見てこられるのかなというイメージがあります。先だって、沼崎会長のもと、み

んなで一般会議で工業クラブさんと会議を持ちまして、やっぱりいろいろな面で、今回全体で、議会とやったのは初めてだったんですが、非常にそういうのもためになりましたので、ぜひとも美浦村さんでもがんがんこれから誘致のために頑張っていただければなと思います。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

3時45分に再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午後 3 時 2 8 分開議

午後 3 時 4 5 分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 通告に従いまして、村民体育祭と防災対策について質問をさせていただきます。

まず1点目、村民体育祭について質問をいたします。

少子高齢化による参加者の減少、参加する方が何種目も兼ねることでの過重負担。選手を当てる体育委員さんや区長さんの負担が重く、参加種目を減らしながら参加されている区の方々より、大変なので体育祭をやめてほしいとの声が寄せられて、平成23年12月に質問をいたしましたが、その声は今なお水かさを増しております。

2年前には、参加地区数及び各地区の参加種目数の推移や、多くの方が参加できるように、種目内容の検討がなされているのか。また、体育祭にかわる行事として、盆踊り大会の検討ができないかの3点をお尋ねをし、種目の検討をするとの答弁をいただきました。

スポーツ推進委員の方々が中心に、種目の検討がなされておりますが、2年たち種目が変化したのは、「たる転がし」が「ボール転がし」にかわったのみでした。参加者がさらに高齢化し、もう競技には参加できない。若い人が忙しくて参加できないので参加種目を減らすしかない等々、本年の体育祭に参加することが厳しい地区が出てきております。

今回は、49回目の体育祭を行うことに当たり、何としても村長に村民の声を吸い上げ、現実を知った上で体育祭をやめるのか、継続をするのか。継続するのであれば、多くの村民が喜んで参加できる企画運営をどのようにしていくお考えか明解な答弁を伺えることを期待し、質問をさせていただきます。そこでお尋ねをいたします。

全地区数に対し、参加地区数の割合及び各地区の参加種目数の推移を、平成23年から25年の実績でお示しいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、林議員のご質問の村民体育祭につ

きましてお答えします。全地区数に対して、参加地区数の割合及び各地区の参加種目の推移、平成23年度から25年度の実績についてお答えいたします。村民体育祭の地区編成につきましては、配付資料に基づいてご説明いたします。資料1をごらんください。

美浦村内には、56行政区がありまして、村民体育祭の地区編成については、地区の実情に合わせて35地区として実施をしております。それでは、ご質問の全地区数に対し参加地区数の割合及び各地区の参加種目の推移につきましてご説明いたします。資料2をごらんください。

35の全地区数に対して、参加地区数の割合でございますが、平成23年度は地区35地区に対して、22地区の参加があり、参加率は63%になっております。24年度は雨天により中止となりましたが、参加申し込みにより集計した結果では、35地区に対して24地区の参加があり、参加率は69%になります。次に25年度でございますが、35地区に対して21地区の参加がありまして、参加率は60%になります。25年度は、昨年一昨年と比較しますと参加地区数が減ってございますが、この理由としましては、昨年秋に開催されました県南南部消防操法競技大会がありまして、この競技大会の選手として村民体育祭の選手が重複することで、諸事情によりその関係地区が参加辞退となっております。また、地区の冠婚葬祭と重なり、選手の確保が難しく、関係地区が辞退されたことなどが理由となっております。

次に、各地区の参加種目の推移でございます。資料3をお願いいたします。

競技種目は、たる転がし、ボール送り、二人三脚、輪投げ、みんなでジャンプ、むかでリレー、玉入れ、地区対抗リレーの8種目で競技いたします。それぞれ年度ごとの種目ごとにご説明申し上げます。

平成23年度は、全体で22地区が参加され、たる転がし17地区、ボール送り22地区、二人三脚18地区、輪投げ20地区、みんなでジャンプ22地区、むかでリレー21地区、玉入れ22地区、地区対抗リレー15地区の参加がありました。

平成24年度は、先ほども申し上げましたとおり雨天により中止となりましたが、参加申込書の数字でご説明したいと思えます。全体では24地区が参加予定で、たる転がし17地区、ボール送り24地区、二人三脚19地区、輪投げ24地区、みんなでジャンプ19地区、百足リレー22地区、玉入れ24地区、地区対抗リレー14地区が参加予定になっておりました。

平成25年度は、全体で21地区参加され、たる転がし、これがボール転がしに変更になっております。16地区。ボール送り20地区、二人三脚15地区、輪投げ21地区、みんなでジャンプ16地区、むかでリレー18地区、玉入れ21地区、地区対抗リレー12地区の参加がありました。

以上、全地区数に対して参加地区数の割合及び各地区の参加種目の推移、平成23年度から25年度の実績につきましてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 資料に対して細かくわかりやすく説明をいただき、了解いたしま

した。意欲的に参加されている地区もありますけれども、35地区中21地区参加で60%で実施している現状であります。その21地区も参加する種目が減少していて、ボール送り、輪投げ、玉入れの参加は100%に近い参加ではありますけれども、ボール転がし、二人三脚、みんなでジャンプは70%台で、地区対抗リレーになりますと57%と、競技の半分以上の参加が減少しています。実際の35地区で計算すると34%から46%と、地区の半数以下の地区で競技していることがわかりました。

また、独自で調べさせていただきましたデータで参加率を算出してみました。25年度美浦村の人口1万7,101人に対して、参加選手の人数はスポーツ少年団の126人を含めても、1,510名でした。学校区ごとに計算をしてみました。学校区ごとの人口に対する参加率は、木原学区6,283名に対し、参加されているのが646名で、約10%の方で参加をされています。大谷学区に関しては、8,293名と多いのですけれども、参加人数302名と、実質3.6%のメンバーで参加をしております。安中学区に関しては、2,525人に対し436名で、約17%の参加率というこういう現状が出ました。

平均をいたしますと、例えば100人に対して約8.8人と出ますので、約9名の方の参加という現状で、村民体育祭の行事という位置づけが現在なされているわけですが、それが本当に村民全体の行事と位置づけられるということに関して、私自身は疑問であり、今後この状況のままで何の対策もなされず行い続けるならば、村民の行政に対する、なかんずく村長に対する不信感が募るばかりであります。

そこで次の質問ですが、この2年間での種目の見直しと、参加確保の工夫がどのようななされたのかを伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、ご質問にお答えします。種目の見直し内容と参加数、確保の工夫でございます。

種目の見直しにつきましては、スポーツ推進委員会において見直しの検討を行い、村民体育祭大会長であります村長に了解を得ているところでございます。

平成25年度につきましては、8種目のうち1種目について見直しを行い、たる転がし競技を今年度ボール転がし競技に変更しております。変更の理由といたしまして、村民体育祭開催までの間、各地区において競技練習等を行っているところです。その際、競技用品の貸し出しを行っており、たる転がし競技のたるが破損してしまうケースもあります。購入するに当たり、納期に期間がかかることや高額であることなどから見直しの競技を行い、たるからラグビーボールに変更しました。

ラグビーボールの選定理由といたしましては、若干の難易度を上げるため、丸いボールではないため、進行方向に進むのが難しく、競技テストで取り入れようとなり、平成25年に変更をいたしました。

参加数確保の工夫については、毎年村民体育祭打合せ会議を、各地区の区長さん及び体

育委員さんにお集まりをいただき、説明会を開催しております。競技内容等の説明を行いまして、各地区に参加要請を行っております。また、お子さん連れの保護者の方々が体育祭に来て、遊具などで子どもを遊ばせるところがないなどの要望がありまして、今年度は多目的広場にふわふわ怪獣を設置し、集客に努めたところでございます。

以上、種目の見直し内容と、参加数確保の工夫についてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの答弁で、大会会長の村長の了解を得て実施しているということを確認させていただきました。

そこで、今の答弁の中で参加確保の工夫では、お子さん連れの保護者の要望でお子様たちが遊べるふわふわ怪獣を設置し、ということがございました。これは本当に初めてで、とても喜ばれ、多くの方が利用されているのも私自身も目にしておりますけれども、この設置をして集客に努めたということは、来られた親御さんに喜ばれてとてもよかったことだと思います。

種目の見直しでは、たる転がしがボール転がしに変わった理由が、予算の関係ということとは私は知りませんでした。とにかく難しいから変わったものだなというふうに勝手に認識していたことを実感いたします。

現実、競技種目が変わっても、参加地区数はふえていませんでしたので、見直しの工夫との観点からすると効果は感じられませんでしたけれども、変更理由が予算関係での変更とのことでしたので了解、いたし方ないと思います。

そこで再質問ですが、2年前に質問し、個人種目を検討すると答弁されていましたが、担当者もかわり進捗状況を聞きにくいところではございますが、参加人数をふやすための種目選定の見直し検討はどのようになされたのかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、林議員の質問にお答えいたします。

競技種目の選定見直しについてでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、スポーツ推進委員会で協議、及び村民体育祭大会長である村長と検討の上、体育祭地区説明会時に諮りまして、ご意見等をいただいて決定しているところでございます。

スポーツ推進委員会の協議の中では、実施状況を踏まえ、主として競技手法やルールの見直しなどを行っているところです。今後は、より多くの住民が参加していただける種目に取り入れたいと思います。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ぜひ、参加種目の見直しをしていただけるという答弁でしたけれども、26年度の体育祭の種目から変えていただきたいと要望いたします。そこで練習しなくても参加可能な個人種目を取り入れることはできないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、お答えします。練習しなくても参加可能な個人種目を取り入れることはできないかの質問の答えでございます。

村民体育祭そのものが35地区の対抗戦という観点から順位をつけざるを得ないところもあると思っております。今後は、種目、得点方法などを検討し、取り入れていけるかどうか、スポーツ推進委員会で協議をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 観点を変えて、データをちょっと12年前からさかのぼって調べさせていただいたところ、参加地区が減っている中でも過去6年間不参加だったわけなんです、平成24年から参加となった地区がありました。この理由がわかれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 質問にお答えします。過去に不参加だった地区が、24年度から参加があったかというところなんです、これは、競技種目8種目のうち3種目の参加をしてございます。種目としては、ボール送り、玉入れ、輪投げ競技でございます。

25年度では、延べ数なんです、44名の方に参加をいただいております。地区の諸事情によるところが、あると思いますが、地区で参加できる種目だけでも村民体育祭に参加したいとのあらわれかと思えます。地区への聞き取り調査は行っておりませんが、ほとんどの地区が全種目参加を目標に、関係者の方々が選手の確保に大変なお骨折りをいただいていることと思えます。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの答弁で、参加地区の皆様がどれだけ選手の選出にご苦労されているかということがわかりましたし、また、担当課の方々も熟知されているということがうかがえました。

視点を改めて、競技ではなくて、協力演目について質問をさせていただきます。現在、スポーツ少年団や美浦幼稚園の方々に花を添えていただいておりますけれども、私は、子どもたちの参加をふやすと、また応援団もふえ、雰囲気も和やかで楽しめると考えております。そこで、美浦幼稚園だけではなく、村内幼稚園でありますみほ白帆幼稚園にも参加ご協力をお願いできないものでしょうか。みほ白帆幼稚園にも美浦村の子どもたちがたくさん通っております。その点はいかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでみほ白帆幼稚園の参加要請はしていないようです。経緯はわかりませんが、今後は村内にある幼稚園ですので、参加要請をしていきたいと考えております。以上ござ

います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 参加要請は今までしていなかったということでしたけれども、みほ白帆幼稚園の運動会は例年村の体育祭の後と認識をしております。幼稚園の運動会のリハーサルにもなろうかと思えます。ご協力いただけましたら、また華やぐのではないかと推察いたしますので、ぜひことは要請をしていただき、ご尽力をお願いしたいと思います。

競技の種目のほうに戻りますけれども、利根町の町民運動会の状況を調べさせていただきました。人口も美浦村と同じくらいですので参考になるので、ちょっと調べた内容を伝えさせていただきますが、利根町では自由参加の種目が多く、当日参加人数の定数は区切っておりますけれども、多くの方の当日参加ができることがなされているとのことでした。職員や議員参加種目もあり、小学生以下の種目や徒競走があります。また、何と綱引きもあるんですけれども、綱引きは、学校対抗で行っているそうです。

リレーに関しては、スポ少のお父さん方のチームや、近隣に学校があるんですけれども、日本ウェルネススポーツ大学のチームも参加をし、盛り上がっているそうです。地区競技もありますけれども、このような種目参加対象の検討も必要ではないでしょうか。

特に特筆してお伝えしたいことが、利根町では職員は地区の種目には一切出ていないそうです。現在の本村の体育祭の参加者は、職員がフル活動しているのが現状で、役員でもあり参加者でもある職員の大変な労力と重責に、改めて職員の皆様には敬意を表したいと思います。

もう一つ、ユニークな運動会を紹介させていただきます。

皆様に資料を配布させていただきましたが、平成20年度姫路市消防防災運動会「まもりんピック姫路」というものを配付させていただきましたが、これは2年に1度、3月に行っている姫路市の消防防災運動会「まもりんピック姫路」です。今年も先日3月10日、地区予選に勝ち抜いた10チームが、担架搬送競技、また、防災障害物、情報伝達競技、水バケツリレー競技で熱戦を繰り広げ、楽しみながら火災や防災に備える知識と技術を身につけているということでした。

本村の体育祭でも、例えば担架搬送競技とか、練習をしなくても。水バケツリレーとか、一競技としてこういうものを組み入れていてもたのしいのではないかなということで、資料提出をさせていただきました。

そこで質問ですけれども、一般参加の自由種目の導入はできないか。行政区に入っていない方も美浦村民でございます。その方が参加対象にならないのはおかしいと思えます。その点はいかがでしょう。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） では、ご質問にお答えします。

村民体育祭の競技については、ほとんど地区対抗の種目となっております。それで、ほとんどの種目が地区対抗の種目となっておりますので、一般参加できる種目を設けることは、可能だとは思いますが、しかし、参加人数の把握、参加賞の用意などの都合もございますので、これも協議していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 種目を設けることは可能だけれども、参加人数の把握、参加賞準備の都合もあるから協議をいたしますという答弁でございましたけれども、慎重なる協議がなされることを、前向きな協議がなされることを期待をさせていただきます。

次に、体育祭形態の検討がどのようになされているかお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） では、お答えいたします。

体育祭形態の検討がどのようになされているかのご質問でございます。種目の見直しなどの検討につきましては、美浦村スポーツ推進委員会において行い、体育祭地区説明会において、区長さん、地区の体育委員さんの了解を得ているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 了解をいたしました。スポーツ全般にご支援とご協力をいただき、感謝を申し上げます。

次に、体育祭終了後、区長との意見交換会を設けられないかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまのご質問の体育祭終了後、区長との意見交換会を設けられないかについてお答えいたします。

村民体育祭開催に当たっては、8月上旬ごろに、村内の全区長さん、体育委員さんを対象に会議を開催しております。開催実施要綱等の説明をさせていただいているところです。そのような機会に意見交換等の機会が設けられるか、また、別の方法があるのか検討してまいりたいと思います。

また、今後の予定といたしましては、美浦村スポーツ審議会等に諮り、意見交換方法の検討を行い、平成26年度中には意見の集約に努め、結果について検討をしていきたいと感じております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまは、意見交換方法を美浦村スポーツ審議会に諮り、意見結果の検討を26年度中に実施していただくという前向きで意欲的な答弁をいただきました。今までは、お願いをしても、検討いたしますで終わっていましたので、ぜひ26年度中という言葉が出ましたので、ぜひこれは実施をしていただきたいと強く要望いたします。

新区長で体育祭にかかわった経験のない方がいらっしゃると思います。できれば、経験

された旧区長さんや参加される選手の方々のご意見やご要望を吸い上げられるような体制をとっていただきたいと思います。

運営側の思いもあるかとは思いますが、主体は参加される住民であります。参加される住民の思いを受けとめた上で事業を行っていくことが、即住民の喜びにつながります。万が一、その意見交換方法の中にアンケート調査をとるというようなこともあるかもしれませんが、もしあった場合の話なんですが、内容も各地区が本音で書けるような配慮をお願いしたいと思います。

6月に審議会が開かれるかとは思いますが、住民の意向を聞くまでもなく、続行すべきと決定されるようなことのないよう、事務局としても、住民意見集約に努められるよう、強く働きかけをするようお願いをいたします。

体育祭は村の一大行事ですので、今後の進捗状況をぜひ議会にも諮っていただきたいことを要望いたします。ぜひよろしく願いいたします。

ただいま体育祭について意識調査を実施していくことや、個人種目、自由参加種目を26年度の体育祭に組み入れ、参加者啓発に努めるとの総論的な答弁をいただきました。そこで最後に村長にご質問をさせていただきます。決定権を持つ村長にお尋ねをさせていただくわけですが、一つ目、意見集約の結果、万が一住民の意向がやめたいという地区が多かったときは、どのように態度を決定されるかということが一つ。

二つ目、体育祭の形態はどのような形がいいかということ、ちょっと4つ例を挙げさせていただきますと、1つは、学校区ごととするやり方。例えば小学校の運動会に地域の方が参加できる種目を1つ2つ組み入れて、みんなで応援し合う憩いの場とする場面を持つこと。2つ目は、通例の開催形式でやるのであれば、毎年というのではなく、4年に1回、オリンピック年に開催をするという考え方もあるのかなというふうに思います。

3つ目には、スポーツ参加をしたい方だけで行う体育祭。例えば、「ジョイナスみほ」さんが、多岐にわたり楽しいイベントを運営されておりますので、そちらに対して村として協賛をするやり方をし、そして、その削減した予算を文化祭等の運営費に回し、趣向をこらした集客の充実を図るというやり方も考えられると思います。

4つ目には、現状のままでもし毎年行うのであれば、個人種目や楽しく参加できる自由種目をふやし、体育祭の充実を図るやり方。これをするには、人員不足が見込まれます。というのは、今現在は、役場の正職員のみで運営を行っていると同っております。人件費の予算拡充が見込まれますので、村民の意識調査結果後の対応と、体育祭の形態をどのようにするのがベストと考えるのか、この予算のこととも絡みますけれども、村長、非常勤職も含めて運営側に人員配置するとか、そこも含めた上での答弁を前向きな答弁を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の体育祭についていろいろな観点から質問をいただき、また、教育次長のほうからある程度の今までの経緯、またそれも含めて、やってきた結果の部分を示させていただきました。

これについて、先ほど個人的な種目というのは、私も大分もう長いんですけれども体育祭に参加をしてきて、前は個人種目があったんですね。中学生、小学生、また一般の人の競技も、持久走か何かでやった経緯があります。私は持久走には出なかったんですけれども、でも、一般参加ということで、これは区の対抗じゃない部分がありました。そういう意味で、今、35地区ありますけれども、以前はJ R Aさんの関係もあって、日曜日じゃなくて月曜日の休みのときにも1回あったような気がしています。

でも、なかなかJ R Aさんは7地区ありますけれども参加がなかなか難しいということで、また日曜に戻ったということで、雨天順延も前にもあったと思ったんですが、今は雨天順延をしないということで合意をいただいた中で進めてきております。

そういう中で、アンケートの結果、やめたいという地区があったときに、どうしますかということなんですけれども、今、去年は21地区ということなんですけれども、その28地区のうち7地区が出なかったんですが、多いときには24地区なので、4地区ぐらいが新たな地区、自治会の部分でまとまりができなかったという部分なのかなと。

人数の割合が先ほどパーセントが示されましたけれども、9%ぐらいでしょうと。しかし、地区対抗になると、結果的には、参加することに意義があるということじゃなくて、何とか優勝を目指してやろうとなると、やっぱりその辺が、運動能力がある人を採用してしまって、多分いろいろな地区で、参加したいという声はたくさんある地区もあると思うんですよ。

ところが体育委員さんとか区の役員さんは、何とか優勝したいとか、3位までに入りたいとか、そういう競争意識が先に立ってしまう部分が多々あるんだろうというふうに思います。そういう意味で、選手の層が一部の人に限られて登録がされているのかな。だから、1種目しかだめですよという制約をつけると、「いや、うちのほうでそろいませんから」という意見がもっと出てくるのかもしれないし、でも、門戸が開かれて、参加できて、「あ、いいなあ」と言う地区もあるかもしれない。

議員おっしゃるように、多くの人に参加をしてもらう、これが村の行事という意味からすれば、そういう意味なんですけれども、競争意識が先に立ってしまう部分がひとつ、参加者のパーセンテージが少なくなってしまうと、1人で3種目も4種目も登録がされるというような現状なのかなというふうに理解しております。

そういう意味でも、やめたいという率は、私は教育次長が、決定権は私ですよと言いますけれども、私はあくまでも体育祭の協議の事項で、区の役員さん、体育委員さん、スポーツ推進委員の皆さんの意見を聞いて、多数の意見をもらった中で判断をします。

私が決めるのは、当日雨天で、できるかできないかを6時までに決定するのは、私の判

断でやらせてもらっています。でも、体育祭をやるやらない、種目をどれにするというのは私は、決定権は多分私にあるのでしょうかけれども、私じゃなくて、その前にいろいろ協議した中で進められているというふうに私は思っていますので、教育次長は私に決定権がありますよと言うのは、確かに決定権はあるかもしれないけれども、意見を聞いた中で、最終的にそこにまとめるという部分で、多分お答えをしたんじゃないのかなというふうに思います。

そういう意味で、やるかやらないか、やめたいという部分を尊重して、それを決定するのには、そういう会議の中で、今の20もいかない、半数もいかないということになれば、それは考えざるを得ないものがたくさんあるのかなというふうに思います。その辺も実行委員会の中で意見を聞いて、その中で判断をしていきたい。まだ、20以上あるということで、地区のまとまり、そしていかに練習を積み重ねて地域の和が保たれるかという部分は大事なことだと思うので、参加がなかなか難しい美駒地区の皆さんには申しわけないんですけれども日曜日にやらせてもらっているという部分では、今、旧村も新しい地区もないという中でなっている中では、全地区が出ないのはおかしいんじゃないかというのはご理解はしておりますけれども、長く続いてきたこの事業がぜひ進められる中ではやっていきたい。なるべく大勢の方に参加をいただくという意味では、私も一緒でございます。そういう意味で判断は、そういう総合的な意見の中で決定をさせていただきたいというふうに思います。

あとは、学区ごとという、小学校区3つありますけれども、議員ご存じのように、100人ぐらいの学校もありますし、それから400人を超えている学校もありますし、となると、1日の中で学校区の体育祭の中で、安中学区は保護者もお年寄りの方も参加しながらやらないと、時間が種目の中で余りにも早く終わってしまうという部分があります。

ただ、大谷小学校でそこまで取り入れると、子どもたちの競技する時間が少なくなってしまうという部分もあって、痛しかゆしの部分があるのかなというふうに思います。その辺は、学校のほうからどのような意見として上がってくるかも含めて、参加できる地区は参加をしていただいて、学校の進め方の部分もあろうかと思いますので、それは一応投げかけはしますが、今回の中でそれを学校教育課のほうから聞いていただこうかなというふうに思っております。

それから4年に1回。4年に1回は、期待はあるかもしれませんが、果たして体育委員さんが4年間、そのまま継続してやっていただけるのか、多分、地区の区長さんも2年ぐらいやるところもあるかもしれませんが、1年ぐらいで交代する部分がありますので、何で私がこの年に区長になってこういうことをやらなくちゃいけないんだという部分も、今まで4年に一遍というのはやったことがないので、その辺も含めて今度の体育祭の審議をするときに確認はしてみたいというふうに思います。

それから、「ジョイナスみほ」さん、一所懸命やっておりますけれども、これを

大きくやるという意味よりも、全体を捉える部分でやると、今の体育祭のほうイベントとしては「ジョイナスみほ」さんよりは周知ができて、住民の参加が多いのかなというふうに思っております。

それから職員の部分では、これは一番わかっているのが村の職員が一番、協力してもらっておりますので、大変だろうけれども地元からも期待を受けているだろうというふうに思います。中には競技に参加できない職員もおりますけれども、各地区の指導的に体育の中ではやっていただいているのかなというふうに思います。いろいろな意味で、あとは種目ですか。個人種目を。あの自由種目ですか、いろいろなやり方をこの後も実行委員会の中で競技をして、どの方向性を皆さんが考えて、どうすべきかという部分を確認しながら、またご報告はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 了解いたしました。村長の思いとしては、何としてもやっていきたいということと、また自由種目をふやしていきながら、村民が多く参加できるような方向性を見出していったほうがいいのではないかなというような答弁だったかと思います。

どうか、村民のための体育祭であります。何とか、スポーツをやりたい人たちだけの体育祭ではございませんので、どうか村民が楽しく、盛り上がる体育祭の運営をぜひ求めます。ですので、ことし26年の体育祭のプログラムを楽しみにお待ちしておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、2点目、防災災害対策について質問をいたします。

一昨年の3.11で東日本大震災から3年がたちました。2時46分には哀悼の意をもって黙祷を捧げ、災害された方々には改めてお見舞いを申し上げ、早期復興、復旧をお祈り申し上げました。風光明媚で温暖な、災害から縁遠いと思っていた我が美浦村においても、家屋の全壊・半壊、その他多くの被害に見舞われ、さらには昨年の台風26号による土砂崩れ被害、道路破損、高橋川氾濫による床上・床下浸水等、想定外の被害を経験いたしました。自然災害には抵抗できず、今の私たちにできることは、自分の命は自分で守る対策を常に意識して生活すること、また、家族で避難する場所を確認し合うこと、被害を想定し、隣近所で助け合うための約束決めをすること、要援護者の避難体制の強化、高齢者や障がい者、子どもたちの避難訓練により体で覚えさせること、自助・共助・公助の流れからすると、災害対策本部を立ち上げ、職員だけの人員では大災害が来たときに確実に人手が足りないことは明確であります。

美浦村地域防災計画は、災害対策、水害対策とそれぞれに状況を想定し、策定をされているわけですが、その計画どおりに住民に周知し、実行がなされるには、それ相当の啓発活動と周知徹底と訓練が必要になってまいります。本年1月の広報紙に、災害に強い情報連携システムが4月から稼働すると掲載されました。3.11において、家族の安否がとれない、また通信機器が繋がらず連絡ごとができなかった。そういう状況を把握し、

各企業でau、ソフトバンク、ドコモ、皆さん企業努力をし、アンテナを建て、通信ができるような状況を今努力をしているわけではありますがけれども、このシステムの導入というのは、非常時の対策本部とまた地域住民との、つながるパイプ役になるわけで、住民の不安を解消する重要なアイテムの一つであると考えます。

そこで、まず災害に強い情報連携システムの住民への周知方法をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 林議員の質問にご答弁申し上げます。

災害に強い情報連携システムの住民向けの周知といたしまして、現在予定をしておるものには、まず3月23日に木原小学校で開催される防災訓練において、災害に強い情報連携システムの紹介ブースを設置することを予定しております。ここではモバイル情報端末でございますiPad等を準備をいたしまして、実際に今回整備したWi-Fiにつないでいただき、防災・防犯ウェブの閲覧及びインターネットの利用等をしていただき、参加者、特に区長さんに対し、システムについてご理解いただくことを考えております。

次に、「広報みほ」4月号とあわせまして、災害に強い情報連携システムについてのチラシ、6ページほどでございますが、これを各区長さんを通じ全戸配布することを予定しております。このチラシには、システム全体の概要、配信される情報、配信先のメディア、防災・防犯ウェブ、メール配信サービス、Wi-Fi設置場所の一覧、美浦Wi-Fiの利用方法、IP電話システム、災害時開放いたします安否確認サービスについての説明等、このほかに避難時の持ち出し品の一覧等を掲載することを予定しております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 了解をいたしました。防災訓練に関しては、私が一昨年前に一般質問させていただいて、即安中学区の防災訓練を実施し、さらに一般の希望者23名の方にAED講習を3日間実施していただいたことに、敬意を表します。防災の意識啓発や、助かる命を自分でも助けることができるという意識を持てたのではないのでしょうか。3月23日に木原学区の子どもたちを含め多くの方の参加を期待をいたします。

で、システムのチラシを全戸配布とのことですが、行政区に入っていない方にも広く周知するため、公共施設やコンビニ等、広報紙とともに配置していただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。ただいまのご質問の中にもございましたけれども、本年もAEDの講習は、防災訓練の中で実施をさせていただきますし、一般の受講希望者にも広報等を通じて呼びかけていきたいと考えております。

行政区に加入していない方々への対応といたしまして、林議員のご意見のとおり、チラ

シを「広報みほ」や「議会だより」等と同様に、公共施設や村内の銀行、またはコンビニなどに設置させていただくことを考えてございます。さらに4月20日に中央公民館で予定されてございます区長会総会、この総会において防災訓練で予定しているものと同規模の紹介をさせていただくことを予定してございます。

このほかにも、今後は各小学校のPTA総会や中央公民館でのパソコン研修で講師の方にご紹介をいただく、そういうことも考えてございます。

また重ねて申し上げますと、議員ご存じのとおり、既に「広報みほ」1月号への掲載、美浦村公式サイトでのご案内、また、今回Wi-Fi及びIP電話を整備した村内の16施設に、「美浦Wi-Fiについて」のポスターとIP電話の利用方法についてのポスターを配付をしております。

職員向けにもグループウェアの掲示板機能を利用し、Wi-Fiの接続方法やIP電話の利用方法について周知を図っているといった状況でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの説明で理解をし、本当に努力されていると思います。ぜひそのような周知方法を徹底をさせていただけたらと思います。その中で、職員にもIP電話の利用方法を周知しているということですが、グループウェアの掲示板機能ですと、見るだけですよね。その利用方法を周知したということは、実践的な使用方法の確認はなされていないのかなというふうに考えるわけなんですけれども、職員のいる施設、IP電話が設置されている16施設で災害時に直接かわる職員のいる施設の方は、実施訓練はなされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ご答弁申し上げます。現在のところ職員向けには、周知のみといった状況でございます。そのために、まず課長級以上の職員に対して、防犯・防災ウェブや安否確認サービス、またIP電話の利用方法について等の実習訓練を4月以降に実施をしたいと考えてございます。また、順次、中堅職員まで実施を図っていきたいと考えてございます。

また、今後は、住民の方々に対し、さらなるサービスの向上を目指し、生活に直接関連する気象情報等も配信していくことを予定してございます。

このほかにもWi-Fi設置場所の拡大、現在、美浦村公式サイトでお知らせしている情報につきましても、メール配信ができるような仕組みを構築していきたいと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 了解をいたしました。よろしく願いいたします。

次に、高齢者や障がい者などの防災訓練についてですけれども、特に災害時に公共施設

にいらっしゃる方の訓練はどのように実施されているか伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者や障がい者などの防災対策としての訓練といたしまして、まず美浦村社会福祉協議会指定通所介護事業所デイサービスセンターにつきましては、毎年度2回実施をしております。内容は、避難訓練当日の施設全利用者及び社会福祉協議会職員によります建物外への避難訓練、そのほか消防署への通報方法の確認や消火作業の確認が主なものでございます。

続きまして、地域活動支援センター「ホープ」につきましては、毎年度1回、建物外への避難訓練を行っている状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） どうもありがとうございました。時間の関係上、次に行かせていただきます。

次に、HUGの避難所運営ゲームの導入ができないかということを質問させていただきますが、私自身も県の防災大学で勉強し、資格を取らせていただいたところでございます。急なことがあったときには、やっぱり各地区のリーダーが必要でございます。そういう意味でいろいろな、これは申しわけございません割愛いたしますが、自主防災団とか一般の方への出前講座、HUGの講座ができないかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 現在、本村での自主防災組織報告数は6団体でございます。議員もご存じのとおり、県内でもワースト5といった状況でございます。本村自治区は56地区ございますが、残念ながら自主防災組織の役割がまだ浸透していないというのが現状であると認識しております。

経過として、これまでに啓発活動が足りなかったことは否めないところでございます。次年度におきまして、早速、年度当初に区長会が開催されます。その区長会のときに村内区長さんたちにお集まりいただく予定でございますので、その機会を捉えましてお知らせをしたいと存じます。また当然、HUGの有効性と実施啓発についてもお知らせをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ありがとうございます。ぜひ26年から導入を楽しみにしております。

それで最後になります。高橋川の件で、同僚議員も先ほど説明をしておりましてけれど

も、その部分は割愛させていただき、実際にいろいろな、高橋川の整備手法として三つぐらいの方法があるのかなということは理解しているのですが、実際にそれには実態調査が必要になってくると思います。実は党のほうで、公明党としては県会及び国会議員にも相談をし、準用河川の申請をすれば、国の予算はつきますよということも取りつけておりますので、ぜひどのような形が一番いいのか、それがいいのかどうかわかりませんが、まずは実態調査をする意味、また、その補正を組み、局所的な対策をする。または稲敷市との共同で足並みをそろえて進めていく。計画を立てる意味でも、実際には補正を組まなければやっていけない現状があります。

そこで村長にお尋ねさせていただきますけれども、何とか高橋川冠水地域の局所的な部分と、あとは今後の対策の実態調査を早急にやるための補正予算をとってもらえるのかどうか、また、今後の美浦村の方の命と生活を守るためにどのようなことに力を入れていけるのかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、高橋川については、先ほども同僚議員のほうから質問がありました。その中で、稲敷市と美浦村にまたがるという意味で、国道125号線の上流側はほとんど美浦村の中を通っているんですけども、下流は稲敷市ということで、下流側の一部、稲敷市側の堤防が低くなっていて、そこから水が稲敷市のほうに流れるということで、多分今、土のうが、大きいトンパックですか、ちょっと大きいやつでここに積んであるんですけども、そこは去年の台風26号でも、この前の2月15日の大雨のときにもなったので、そこはもう予算をつけた。というのは、もう早急にあそこをやらなくちゃいかんということで、全体的な改修の部分については、稲敷市だけがやればいい、美浦村だけがやればいいという問題じゃないというふうに私は思います。

そういう意味では、これは予算を組む、何を河川に対して、どこをどのようにすれば氾濫が起きないのかという部分では、美浦村と稲敷市とそして県、実際は、所管する国道125号線は茨城県という部分もあって、その上はもう、県のほうでどのような措置をしていただけるかという部分も踏まえれば、このことについては、事務局サイドでは、もう去年の12月に立ち上げたという経済建設部長から先ほど報告もさせていただきました。

これは、ことしも6月の雨期に入れば雨も多くなるだろうし、ゆっくりと構えているわけにはいきませんので、その辺は早目に、稲敷市と美浦村、そして県に相談しながら、これは国も絡むよということであれば、議員のほうにもご足労をいただいて、上部団体とのつながりをスムーズにいけるような体制はとっていきたい。これはもう稲敷市長とは去年のうちに話はしてあって、どうしてもここだけはやっていかなければという話はしてございます。

当然、今年度から稲敷市も庁舎が高橋川の上流に位置しますので、問題は美浦村だけじゃないですよと、稲敷市の市役所の雨水も来るんですよということは言ってございますの

で、その辺、隣の市の副議長さんもそこにおりますので、一緒になって稲敷市だけでなく、美浦村だけでなく、両方に関する川をいかに住民に被害を与えないような安全な川として維持するために努力はしていきたいというふうに思います。

ぜひご協力のほどをお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後 4 時 4 6 分散会

平成 26 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 26 年 3 月 20 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第 2 号 村道路線の認定について

議案第 3 号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 美浦村環境美化条例

議案第 10 号 美浦村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

議案第 11 号 美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例

議案第 12 号 平成 25 年度美浦村一般会計補正予算 (第 11 号)

議案第 13 号 平成 25 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 14 号 平成 25 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 15 号 平成 25 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 16 号 平成 25 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 平成 25 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 18 号 平成 25 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 4 号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

議案第 19 号 平成 26 年度美浦村一般会計予算

議案第 20 号 平成 26 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 平成 26 年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 26 年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 26 年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第 24 号 平成 26 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 25 号 平成 26 年度美浦村水道事業会計予算

議案第 26 号 平成 26 年度美浦村電気事業会計予算

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第27号 工事請負変更契約の締結について(障害者施設増築工事)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願

請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書

請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願
(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

発議第2号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君

住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時15分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから平成26年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第4号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第5号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第6号 美浦村在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第8号 美浦村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第9号 美浦村環境美化条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第10号 美浦村と茨城県信用保証協会との損失補

償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第11号 美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第12号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第13号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第14号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第15号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第16号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第17号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第18号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算から、日程第25 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 石川 修君。

○予算審査特別委員長（石川 修君） 平成26年度美浦村当初予算8議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成26年3月6日、本会議において設置され、同日、議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算から、議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算の8議案が委員会付託となりました。

予算審査特別委員会は、3月6日、3月10日、3月11日の3日間開催いたしました。3月6日の予算審査特別委員会では正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員会委員長に私、石川 修、副委員長に椎名利夫君が選任されました。

3月10日、11日の予算審査特別委員会では、当委員会に付託された議案第19号 平成26

年度美浦村一般会計予算から、議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算の8議案について、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算、議案第20号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算、議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算の8議案は、全会一致により可決をいたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

これより、日程第18 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第19 議案第20号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第20 議案第21号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第21 議案第22号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第22 議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第23 議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第24 議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第25 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第26 議案第27号 工事請負変更契約の締結について（障害者施設増築工事）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

きょうは、議会最終日ということで、ご参集大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第27号につきまして、ご説明を申し上げます。本議案は、平成25年度事業、障害者施設増築工事の変更契約であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。変更内容といたしましては、金額変更及び工期の延長でございます。障害者施設増築工事の金額変更につきましては、掘削作業中に地下埋設物が発見されたための地下埋設物の撤去に伴う金額変更です。

次に、障害者施設増築工事の工期の延長につきましては、当初平成25年12月11日から平成26年3月20日までの工期となっておりましたが、松丸工業株式会社より、天候の不順及び地下埋設物撤去等による工期延長申請がありましたので、平成26年4月30日までの工期延長とするものであります。本日、建設工事請負変更契約につきましてご承認いただき、本契約を締結し、工事を進めていく予定となっております。

以上、議案第27号について、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第27 請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長 羽成邦夫君。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） 請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願の審査の結果をご報告申し上げます。

経済建設常任委員会は、今定例会において、当委員会の付託されました請願第1号を審査するため、3月12日午後1時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、日本労働組合総連合会茨城県連合会、県南地域協議会議長、木村太一氏、紹介議員は山崎幸子議員です。

この請願のとおり、労働者の問題は非常に難しい問題であります。確かに働く者の雇用を脅かすような労働者保護の規制緩和をすることは、認められることではないと考えます。ただし、この問題につきましては、ここですぐ結論をとというのは非常に難しく、内容を精査したほうがよいという意見が委員より出されました。

採決の結果、請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願につきましては、継続審査とすることに決しました。当委員会の決定に対しては、議員各位のご賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第28 請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 椎名利夫君。

○厚生文教常任委員長（椎名利夫君） 請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第2号を審査

するため、3月12日午後1時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県社会保障推進協議会代表委員、瀧澤利行氏、山川文男氏、榊原 徹氏、紹介議員は岡沢 清議員です。

委員より、各市町村の財政状況に差があるため提供するサービスの格差や介護の質の低下が懸念されるので、今までどおりが妥当であるとの意見が出されました。

採決の結果、請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書につきましては、採択することに決定しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第29 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 石川 修君。

○総務常任委員長（石川 修君） 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の審査の結果をご報告いたします。

総務常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第3号を審査する

ため、3月12日午後1時より委員会を開催いたしました。

請願書は、提出者、美浦村平和の会代表井上 勉氏、紹介議員は岡沢 清議員です。

この法律は、特定秘密の漏洩を防止し、国と国民の安全を確保するものであり、既に平成25年12月13日に公布されています。国の安全を守る情報を適切に管理することは、大変重要であります。ただし、住民からすると、何が特定秘密なのかわからないということも事実でございます。この問題については、ここですぐ結論というのは非常に難しく、内容を精査したほうがよいという意見が委員より出されました。

採決の結果、請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、継続審査とすることに決しました。当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第30 発議第1号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

○４番（椎名利夫君） 先ほどは、要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書について、満場一致で採択されましたことに対して、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として、関係機関に送付することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第31 発議第２号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

○４番（椎名利夫君） 発議第２号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書についてご説明申し上げます。

先ほどの請願第２号にもありましたとおり、新たに実施する市町村の支援事業は、各市町村により財政状況に差があるため、提供するサービスの格差や介護の質の低下が懸念されます。全国一律のサービスから市町村の支援事業に移行した場合、サービスが向上する保障はどこにもありません。このような中で要支援者を介護保険の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねること、そして、一定以上の所得がある人の利用料を２割に引き上げることは賛成できません。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として、関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第32 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成26年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時14分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

美 浦 村 議 会 議 長 下 村 宏

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司

署 名 議 員 椎 名 利 夫

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 26 年 3 月 6 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	石川 修 君
副委員長	椎名利夫 君
委員	塚本光司 君
〃	岡沢清 君
〃	飯田洋司 君
〃	山崎幸子 君
〃	山本一恵 君
〃	林昌子 君
〃	下村宏 君
〃	坂本一夫 君
〃	羽成邦夫 君
〃	小泉輝忠 君
〃	沼崎光芳 君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出 攻
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午後 2 時 10 分

○議会事務局長（北出 攻君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくお願いいたします。

午後2時10分開会

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、13人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、石川 修君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、石川 修君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（石川 修君） 委員会を再開いたします。

これより予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法によりますか、それとも投票の

いずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 指名推選とのことでございますので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） ご異議なしと認め、椎名利夫君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、椎名利夫君が副委員長に当選されました。

○委員長（石川 修君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月10日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時14分散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

平成 26 年 3 月 10 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第20号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第21号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第22号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	椎名利夫君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	山本一恵君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島栄君

総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会計管理者兼会計課長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時04分開議

○委員長（石川 修君） それでは、改めましておはようございます。

予算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。さきの本会議で、当委員会に付託されました議案第19号から議案第26号まで、平成26年度予算の各会計8議案の審査を行うわけでございますけれども、円滑な委員会運営にご協力をお願いをいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、予算書のページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても明快な答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てからマイクを使用して、はっきりと発言するようお願いをいたします。

○委員長（石川 修君） ただいまの出席委員数は13名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

これより審査に入ります。

○委員長（石川 修君） 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） どうもおはようございます。また一日、どうかよろしくお願いいたします。

私、審査に入る前に一言御礼とお願いにて手を挙げさせていただきました。このたびは、決算書と合わせて予算書も縦長でということをお願いいたしまして、大変な中、早期対応していただきましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。ご苦勞であったと思いますが、ありがとうございました。

それで、実はその要望をしたときに、款、項、目の数字を長きにわたるページは、款、項、目もつけてほしいという依頼をいたしました。その点がなされていないことで、これが可能なかどうかということと、あとは、ページの一番上に実は、決算書を見ますと、今までの形は、歳入、歳出、款、項が上に明記されていたんですけれども、今回の予算書では、款、項が表の上のほうに明記されていないんですね。各ページの上に決算書は明記されていたんですが、それがなされていないので、これが可能かどうかということをお尋ねさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、各ページの上に款、項、目ですか、目まで、毎ページごとの一番上にそれを載せていただきたいというお話は、昨年も伺ったかと思うんですけれども、システム上の問題で、これについては掲載ができなかったといったことでございます。

これを一つ一つやっていくのには、全部エクセル形式で全部出して、1枚1枚手作業で載せていくというような形をとらざるを得ないといったところで、申しわけなかったですが、それについてはちょっと今回対応できなかったといったところでございます。

それと、前は、款、項までの部分が上段のところに入っていたというようなことなんですけれども、これも多分システム上の問題かとは思いますが、これについてはちょっと詳しい部分については今のところわかりかねますので、後ほどお答えをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 款、項、目の数字に関しては、システム上ということですので了解をしましたが、もし万が一可能になる時期が来ましたら、そのときはぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと、ページの上なんですけれども、款、項と、単位も毎ページについているんですよね。表の上に。単位。この金額の単位ですね。

○委員長（石川 修君） 千円。

○委員（林 昌子君） 単位、何々円。

○総務部長（岡田 守君） ああ、はい。

○委員（林 昌子君） 各ページに今まではありましたので、これはアサヒビジネスですよ。

○総務部長（岡田 守君） はい。

○委員（林 昌子君） 実際に決算書のフォーマットがあるわけですから、できないわけではないと思うんですよ。ですので、これはぜひ要望して、次回は決算書ですからできると思いますが、来年度の予算書には、きちんとこれを明記していただかないと、単位がない一覧表というのはありえませんので、しっかり款、項の数字が出ないのであれば、なおさらに上に歳入、歳出、款と項がなければ、こちらも見にくくて仕方ございませんので、ぜひそれは強く要望し、また実現していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまご要望のありました、単位と、単位は多分載せることができるのではないかなと思います。あと、款、項については、ちょっとこちらで対応が可能かどうかは調査をさせていただきたいと思います。

単位は大丈夫だと思いますけれども、それをちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員（林 昌子君） ちょっとお願いします。

○委員長（石川 修君） じゃ、部長、それは議会開催中には、どういうあれだか返答はできますね。

○総務部長（岡田 守君） たぶん、きょうできると思います。

○委員長（石川 修君） はい、わかりました。後ほどお願いします。

そのほか、質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） おはようございます。ことしの4月から廃棄物対策事業費ということで計上されておりますけれども、ページ数は予算書の137ページ。事業概要書のほうでは159ページです。

今年度の計画は、4月から実施されると思うんですけれども、今年度の計画の中で、退職した警察官を任用し、事業目的の円滑な遂行を図るというようなことで載っていますけ

れども、これに対して4月の時点に関して、今現在対象とした警察官の採用というか、そういう形には内定されているのでしょうか。

それともう一つですけれども、LEDの照明については、街路灯については、美浦村ではほぼ完了したかなと思っております。それとあわせて、ことしの2月ですか雪が降ったときに、LEDは点滅するというようなことがないというような私は考えを持っていたんですけれども、雪がたくさん降ったときに、電気が、LEDがついたり消えたりしているので、これはどうしてかなと思って、私はその辺の内容をよくわかりませんので、LEDに関して、もし、いや、そういうような災害のときは点滅することがあり得るというようなことがあれば、ちょっと聞かせてもらいし、その辺の、雪国ですかそういうところは、美浦村で採用したLEDと違うような種類のものがあるのかどうか確認していただきたいと思いますので、特にLEDに関しては村長のほうが専門家でしょうから話していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 今の小泉委員の質問にお答えいたします。

管理官なんですが、これは、うちは稲敷市と一緒に内定はしています。住まいは龍ヶ崎市のほうです。それで、現在は取手警察署のほうに勤務してまして、3月31日までということで。4月1日に稲敷市に行きまして、4月2日は美浦村のほうへ来まして、それで採用の手続をします。それで稲敷市が週2日、美浦村も週2日で兼務して行ってもらうようになっております。

以上です。よろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） 今、生活環境課長のほうから説明がありましたので、了解をいたしました。なぜかという、4月の時点で条例が通って任務を遂行するとなれば、今の時点では多分もう決まっているんじゃないかなという気がしたもので、それで180万でしたっけ、お金のほうも入っていますし、週2日働くというように思っていましたので、当然、今の時点ではもう採用になっているのかなという気がしたので確認しました。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 予算審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。きょうとあすと2日ありますけれども、来年度の予算に関することです。新しい事業が18ほど入っておりますけれども、全体では291ということで、継続事業まで含めてですね。昨年よりは少し継続事業の部分が減っている部分がありますので、総体的にはちょっと300を割っております。

小泉委員のほうから、LEDが雪の降ったときに点滅をするという話がありましたけれども、LEDに関してはそういうベンダーは今までの中ではありませんので、雪でそういうふうな状況になったとすると、多分美浦村でつけたやつはほとんどそういう状況が見ら

れるのかなというふうに思いますけれども、小泉委員のほうの近くでそういうものがあったとすると、その場所をちょっと言っていいただければ、一応8年間は機器の保証をするということで入れてございます。普通の蛍光灯だと時間数があつてあれなんですけれども、LEDは4万時間をとることなので、最低8年から10年近くは継続はできるというふうにうたわれておりますので、美浦村では8年間ということでございますから、もし器具に不具合があれば、これは無償でメーカーのほうのものを出していただけるということになっております。議員の近くのところでそういう症状が見られたということであれば、生活環境課のほうに番号が打ってあるか、もしくはこの何番地の近くの部分ですよと言っていいただければ、把握をしていきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） LEDに関しては、私の感覚にはそういう点滅はあり得ないというふうに思っていたもので、私、夜の10時もう、風も強かったので、カメラにもおさめたし、最初はずちのところだけだったんですけども、そしたら、あの周りのやつ、結構消えたりついたりしているんですね。それで、あれ、俺の地区の中でそういう現象がなかったのかな。ほかの人にも聞いたら、いや、そういう現象はあったよというようなことを聞いているので、あれ、何だ、俺は雪とかそういう風等に関しては、こういうことが起こり得るのかな、これは今現在は何ということなくついているので。ただ、そういう雪の光か何かを感じてそういう現象が起こるのであれば、当然、寒い地方で雪があるわけですから、当然そういうことが起こってしかりかなと思うので、その辺を確認してみたかったので質問をします。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） ついたり消えたりという部分の場合には、住宅があつて、その光がセンサーで明るくなると消えて、暗くなるとつくという点滅機の反応が住宅の光で感知して消えたり、それでまた暗くなって消えたので、今度暗くなる。自分の光でなる場合もあるので、今の器具はそういうふうにはできていないと思うんですけども、違う、間接的に受ける光を感じてそうなっているとすれば、雪ではなく、通常のとくにでもなり得るだろうというふうに思いますので、その辺のところは改善をしていかないとならないのかなというふうに思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） 予算書の129ページ、それと新規事業概要書のほうの11ページ、この新規事業概要書のほうを見ますと、任意予防接種事業費でおたふく風邪予防接種費用の一部助成、今年度から開始するとなっておりますが、この助成額は幾らなのか。本人負担は大体幾らくらいなのか、ちょっとお願いします。

○委員長（石川 修君） 健康増進課長堀越文恵君。

○健康増進課長（堀越文恵君） ただいまの任意予防接種事業費のおたふく風邪予防接種事業についてお答えいたします。

助成金額でございますけれども、6,000円を上限として積算をしております。それでこの6,000円という金額なんです、うちのほうで委託契約をしております協力医療機関で、現在幾らぐらいで接種しているかを確認いたしまして、1医療機関以外は、ほぼこの金額で今現在では打てるのかなというところで設定をしております。

○委員長（石川 修君） 山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、大体ほぼその医療機関では実質無料というような感じですね。

○健康増進課長（堀越文恵君） あの、おたふく……。

○委員長（石川 修君） 課長、挙手をしてからお願いします。

○健康増進課長（堀越文恵君） 申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 健康増進課長堀越文恵君。

○健康増進課長（堀越文恵君） 今のご質問でございますけれども、1回分ということで、おたふく風邪については2回接種をやると免疫がつくということになっておりますので、ほぼ1回分無料という形でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） はい、了解しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の8ページ、第6款地方消費税交付金ですけれども、前年度の予算に比べて4,400万円増となっております。これは、国の地方財政計画で消費税の中の地方消費税、消費税換算でこれまで1%だったんですね。年0.7%ふえている影響なのかなとも思ったんですけれども、具体的にこの4,400万円ふえている計算の根拠と、それから、国からの事務連絡によると、この地方消費税交付金がふえた分に関しては、社会保障費に回すこと、なお、事務費や人件費には使わないように留意されておるという事務連絡が来ていると思うんですけれども、この予算書の中で、地方消費税交付金の歳入のふえた分が、例えば介護とか医療とかそういったものに具体的に反映されて予算が編成されているのか、この概略をお聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、地方消費税でございます。これは税制改正等を勘案して、前年比4,030万円増をみてございます。それで、地方消費税交付金は、消費税率引き上げによる増収分を勘案し、前年度比4,400万円増の2億600万円を村にみてございます。

また、自動車取得税交付金、自動車取得税率の引き下げを勘案して、こちらは下げてご

ざいます。

なお、この地方消費税の引き上げの増収分については、全額を社会保障費のほうに充当をしているところでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 多分、民生費のほうをまずみると思うんですけども、具体的にどこでどのくらい増額などしているのかとか、そういうことは別に今の段階では知る必要がないんですけども、社会保障関連予算のほうに回っていることが、予算に反映されている、予算書に反映されていることを確認させていただきました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○委員（山本一恵君） 予算書の43ページの広報活動費の中の広報なんですけれども、これ、印刷製本費でございます。毎回、広報、うちのほうは地味というかカラー刷りではないんですけども、ほかの市町村では結構カラフルで、また読みやすく、手にとって、見たいというような広報なんです。

今、議会だよりも変えようとしつつある中で、広報も何か工夫がしていただけないのかなという。せっかく、いろいろな記事があり過ぎて読みづらい分もあります。その内容の精査というのは考えているのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

あと、その中の備品購入費の庁用器具費43万1,000円、これは備品はどういうものかというのを教えていただきたいと思います。

それから、137ページの先ほど小泉委員のほうから言いました廃棄物対策事業費の中で、今回初めてですので、ちょっとその方の勤務体制とか、それから、実際役場の席はあるのか。それから、例えば住民の方から不法投棄とかいろいろなそういう苦情を受けて動いていただけるのかという、そういう勤務体制、勤務内容、席はどこにするのかということを教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問で、まず1点目の広報の内容、それからカラー刷りと出たところなんです、広報もここしばらく同じような基本的な内容と、それからページ数もふえないところなんです、予算的なこともございます。それから、今後少しずつ広報の中身を変えていこうかなというような話はしております。

また、カラー刷りも現在、年に2回行っておりますけれども、これも予算的なものもござい。フルカラーにもしするとすれば、これはまた予算がかなり上がってくることありますので、フルカラーにすることは可能は可能ですね。技術的にも可能ですし、実施することも可能ですし、財政のほうとも考えを合わせながら進めていければなと思っております。

いずれにしても今後、広報のほうの内容というか、全体的な刷新はちょっと難しいかと

思うんですが、少しずつ内容の中身をまた見やすくしたり、伝え方も簡略にしたり、そういう点で住民に対してわかりやすいような方向でいければなというふうに考えております。現在のところでは広報のあり方については、今も検討を重ねているところでございます。

もう一点なんですが、庁用器具費でしょうか。そのところの備品購入費なんですけれども、43万1,000円。こちらは広報用パソコンのソフトを購入が必要になってきております。ウインドウズ版がこれまで古かったものですから、新たに購入しなくてはなりませんということで、ウインドウズ版のイラストレーターとかフォトショップとか、それから、そういう版のソフトを、3個ですか購入する予定でおります。こちらを購入しないと中身がちよっと今後使えなくなりますので、ここは新規ということでソフトの購入を考えております。お願いするものであります。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 山本委員の質問にお答えいたします。

勤務体制ですが、先ほども言いましたが、週2日、1日7時間です。それで、席なんです、生活環境課に置いておきます。それで、不法投棄の苦情等が入りましたら、そのときはうちの職員と一緒に行ってもらいます。

もし稲敷市勤務でそういうのが美浦村に入りましたら、稲敷市のほうに連絡しまして、美浦村へ来てもらって、そのときは対処します。

以上、そのようになっていますので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。広報の件は、カラー刷りが非常に困難だということで、せめて中身は、じゃ、これからその分努力していただきたいと思います。

廃棄物のほうは、今後はやっぱりこういう苦情が非常に多い中、専門の方に来ていただくということで、警察官ですと、多分顔が怖いのかどうかかわからないですけども、しっかりと私たちよりちょっと何かすごく、言いづらい部分も業者がありますので、ぜひそういう部分は常にお願ひし、やっていただきたいと思います。

期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 申しわけありません、今の山本委員のに関連して伺わせていただきますので、同じく137ページの廃棄物対策事業費なんですけれども、今の現状ですね。これは新規に導入するということで、今現在なかなか対応し切れない部分とか、また相手によっては話にならない方とかいらっしゃるのかなとちょっと推察するわけなんです、今現在、年間どれぐらいの苦情とか、また心配事というんですか、そういう不安材料とか、そういう現状的なことをちょっと教えていただきたいのと、あと、一つはちょっと今の答弁で了解したのですが、なかなかこういう相手の方とお話しするのに、一人というの

はちょっと危険だなというふうに思っていたので、職員と一緒に同行していただくということでそれは納得したんですけれども、あと今度、積算の仕方ですね。

週2回1時間7時間で、今回議案書にも、定例議会にも条例改正のほうで出ておりまして、日額1万2,500円ということなんですけれども、これを180万円で逆算しますと、大体144日分の報酬になっているんですけれども、そうすると日にちが合わないの、短期的に集中して出勤する日を設けているのかどうなのか、この積算の仕方をまた教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 先ほどの件で年間の件数なんです、ちょっと件数は押さえていないのでわからないのですが。

それと、一応、不法投棄の場合で警察には年3、4回は連絡しております。それで解決かどうかは、まだ内容的にはわかっていません。

○委員長（石川 修君） 課長、積算の根拠。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 積算の根拠なんです、一応月15万円の12カ月ということで積算したものですから、その180万円ということで。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 不法投棄のときは年3、4回警察のほうにということで了解をいたしました。実際に、その3、4回の実務も大変であるがゆえに、こういう方を、専門家を配置するということになったということによろしいでしょうか。

それと、あと積算のほうなんですけれども、1万2,500円の週に2回で、例えば単純に行くと、4週だと8回なんですよね。8回で計算すると10万円になるかなと思うんです。それが15万円になった経緯を教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 林委員の言うとおりです。10万円で済む予定なんですけれども、一応何かその間に何か入った場合にうちのほうに来てもらうので、一応少し余計に上げてしまいました。申しわけないんですが、急遽の場合がありますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） よろしいですか。

○委員（林 昌子君） 今で……。

○委員長（石川 修君） 済みません、挙手をお願いします。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 済みません、先ほどの質問の確認をしたかったんですけれども、年3、4回のやってきたことで、なかなか解決に至らないがゆえに、こういう専門家を投入することを考えたのか、そのいきさつを教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 管理官なのですが、今現在、近隣では阿見町と牛久市さんで雇ってしまして、26年度は稲敷市さんと土浦市でも雇う予定でいるみたいなので、美浦村だけ孤立しますと、不当投棄が美浦村だけになってしまうので、その関係でうちのほうも、その話があれば、それだけ不法投棄が少なくなるかなと思ひまして、一応そういう話で決めました。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 了解しました。今後対策ですね。了解いたしました。どうもありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○委員（山本一恵君） 55ページのふるさと応援寄付金事業費の中で、前回同僚議員が質問されたときに、記念品の中身の検討をしていただくということで、今回ちょっと具体的に中身がちょっとわからないので、もし前回と変わっている中身でしたら教えていただきたいと思ひます。

それから、今、本当にテレビとかいろいろなところで話題になっているふるさと納税で、結構収入を得ているということで、1億2億というところもあるんですね。そのおかげで潤っているということで、人口7,000人のところですが、そういう1億円ぐらいの収入を得ていると。うちは1万6,000人以上いるので、ぜひそういうところも利用していただくためには、PRというかその中身的なものも必要かなと思ひます。今は本当に皆様、関心を持ってホームページだの、パソコンで皆さん、それを取り寄せてやっているという人がすごく多くて、確定申告にも影響するというので、今すごく話題になっているものですから、ぜひ、これは力を入れていただきたいと思ひまして、中身がわかりましたら教えていただきたいと思ひます。

昨年の25年の4月号に、実はふるさと応援寄付金の状況についてということで公表されております。その中では、総額が53万9,218円ということで出ておりました。件数が22件という。本当に頑張っていたきたいなと思ひ部分がありますので、ぜひ、この辺もしっかりやっていたきたいなと思ひます。

同じページの地域活性化対策事業費の中の、今これは新規事業ということで上がっているんですけども、今までの地域活性化対策検討委員会ですか、それがさらにバージョンアップするのか、その中に旅費というのが今度入りました。何かちょっと視察とか、そういう委員会で行くのか、そういう計画案の数も教えていただきたいと思ひます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長、石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、ただいまのふるさと応援寄付金の件でお答えしたいと思います。

まず25年度、件数としては18件、今現在23名の寄付金がございます。それで、新年度か

ら今までお礼品がお米だけだったもので、それを村内の事業者さん、商工会さんに加盟している団体さん等々を歩きまして、14品目までふやすことを各個人の方々に了解をとってございます。それで、今からそのパンフレット等をつくりながら、新年度はそういう形で進めたいなというふうに思っています。

霞ヶ浦名産品とか、それから木原でありますと、みそ・こうじとかをやっていますので、そういうところにもいろいろ声をかけまして、やったところ、快くオーケーしていただきましたので、その辺でお礼の品物はふやしていきたいというふうに思っています。

それと、もう一点の地域活性化対策事業でございます。25年度は補正予算で対応して実施しているところでございますが、これは途中、25年度補正予算ですので、新年度になりますと新規事業という形になってしまいます。名目上は新規事業でございますけれども、継続事業でございます。

旅費につきましては、委員さんの会議の費用弁償等々に充てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。ふるさと納税のほうは、ぜひともホームページに、寄付したいなと思うような表示の仕方、あと品物等をしっかりPRしていただきたいと思います。この26年度は楽しみだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地域活性化対策事業のほうは、本当に今一番の検討をやらなくていけないということで、すのでしっかりと、委員会も年2回程度とありますけれども、回数をふやしていただきながら、しっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。要望です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

羽成邦夫君。

○委員（羽成邦夫君） 事業概要書の……。

○委員長（石川 修君） 済みません、マイクを使ってください。

○委員（羽成邦夫君） 事業概要書の177ページ、健康農園事業のところなんですけれども、トイレ改修工事というのは、この69万3,000円はどこなのかと、あと、面積的には1区画2,000円と書いてあったんですけれども、何区画ぐらいあるのか、今現在、美浦村に。

それで、1区画はどのぐらいの面積なのかわかれば、まず教えていただきたいと思えます。

○委員長（石川 修君） 経済課長中澤真一君。

○経済課長（中澤真一君） ただいまの健康農園事業についてのご質問にお答えしたいと思います。まず予算書では146ページになろうかと思います。

〔「147ページ」と呼ぶ者あり〕

○経済課長（中澤真一君） 146ページ、147ページです。06健康農園事業としまして、昨年の本委員会におきましてご意見をいただきまして、本年26年度から事業としてここへ載

せさせていただきます。

その中で、今ご意見ございました修繕費の中で、トイレの修繕を考えております。信太地区、木原地区、両方とも大変古くなっておりまして、使用者の方が使えない、使う気持ちになれないような状態でございますので、これについて修繕、設置し直しを検討しているところでございます。

あと、区画につきましては、木原地区が城山公園の西側下にございまして、87区画ございます。信太地区につきましては、南原の中央部分にございまして155区画ございます。1区画はほとんど20平方メートルでございます。ただいま、端のほうのちょっと面積の違う部分につきましては、平米割で若干違っておりますが、20平方メートルで2,000円の使用料という設定をしております。

もう25年度も終了間近でございます。今の25年度の状況としましては、木原地区87区画中85区画を借り上げていただいております。信太地区につきましては、155区画中119区画を借り上げていただいている状況でございます。使用料の合計は39万9,600円となっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 羽成邦夫君。

○委員（羽成邦夫君） そこで村長に伺いたいんですけれども、これからうちのほうの北側の健康農園の周りにも、もうできなくなって荒れているところもあるんですよね。その辺を区画を大きくして、前に、安中のほうへもなんていう構想もあったみたいなんですけれども、やっぱり近くに健康農園があれば、そういうところのほうがいいのかなと思って、今ちょっとその辺最後に、村長として何を考えているのか、あればお願いします。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 木原地区は87区画で85区画が使用者がいるということで、残り2区画ということで、要望があれば、それは当然考える。これから、ますますある程度高齢化の部分で、こういう健康農園を使っていただいて、健康に暮らしていただくのには、村でもこういう部分を、もっと20平方メートルがもう少しやりたいよというときには、今、安中のほうにやろうとしておりました週末ファーマーの部分も、40平方メートルぐらいの大きさをやれば、そういうところに今度自分でやっている人の中でも移動しようかなというふうな思いをする人、また、村外からも来て美浦村を認知していただく皆さんからも、広報やまた名刺を通じて美浦村をアピールすべきだよという声も上がっております。そういう意味でも木原地区は2区画しかもう残っていないというところでは、すばらしく皆さん活用されているのかなというふうに思います。信太でも、約36区画ぐらい余っておりますけれども、トイレの整備とかそういうものをちゃんと整備してあげれば、もっと活用がふえてくるだろうというふうには思っております。

ぜひ、せっかく投資しても意味のない投資では何にもなりませんので、その辺は新たに

木原地区も信太地区も環境の整備がきちっとできたら、広報を通じたり、いろいろところで宣伝を、PRをしていけば、ある程度埋まってくるのかなというふうに思います。

そして、議員のおっしゃるように遊休地、農地があればそういうところの、すぐ近くの部分でそういうところがあれば、そこもこういう健康農園の一面に借り入れてもいいのかなというふうには考えております。

○委員（羽成邦夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

○委員（塚本光司君） まず10ページの村民税の法人のところ。今年度で2億422万3,000円、前年に比較すると6,100万円ぐらいがアップということでは、各企業さんの業績回復によってバーンと上がるんでしょうが、その辺の状況をちょっと、こういった額になった根拠をお聞かせください。

次に43ページの線が入っている上の15番地域ボランティアというところなんです、これは例年こういった125万円という額で出てきているようなんですが、地域ボランティア、負担金補助及び交付金の地域ボランティア、これというのはどんな活動で幾つぐらいの団体向けで、こういった形で補助金というか助成金として出ているのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

続いて47ページなのですが、こちらの13委託料のダーッと下がってきて、03の防犯警備委託料ということで、多分、前回の定例会のときに石橋課長から説明を受けたような気がしたんですが、幾つか何年置きの経理のほうのあれをまとめてやったので、かなり下がりましたよ、ということで、前年あたり必ず35万1,000円という金額が出ていたものが、今回46万3,000円ということで、かなりザーッと経費の節減になっているようでございます。

これはちょっと改めて両者どんなふうな形の設定になったのかということと、実はこの下の04の清掃委託料、これが何か前年と比べると、40万円ぐらいちょっと上がっているようなんですね。その辺をちょっと説明をいただきたいと思います。

それと実は、きょう、配られたものなんですけれども、平成25年度の随意契約状況、業務等というところで、例えば美浦村の役場電話交換業務ということで、高橋興業株式会社さんで、これは26年から28年の3年間の契約だと思んですが、これが1,800万円ちょい。それと役場内の3年間の清掃業務が768万6,000円、幾つかあるんですが、これは随意契約でこれだけの額、なかなかそれをどこの業者がやれるかというのも、ここにいろいろあるようなんですが、制約される部分がですね。これは、業者というのはそうそうないものなんではないでしょうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 税務課長増尾利治君。

○税務課長（増尾利治君） それでは、法人村民税の予算の根拠についてご説明申し上げ

ます。まず、25年と比較しますと、43%増ということで見込んでおります。これは25年度決算がまず見込みが確定したこと、今回の補正のほうでも計上させていただいておりますが、若干収益が上がっているということで上向いてございます。

これを根拠に、村内の大きな法人のほう为上向きであろうということで、今回1億円、法人村民税割で1億6,200万円、前年度1億400万円ということで、ことしは1億6,200万ということで計上をさせていただきました。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問ですが、まず1点目、地域ボランティア、これは区長会のほうということで、通してやっていただいているものでございます。今、56地区村内にあるわけですが、その56地区の中で、各所、区長会のほうから、各自治区から戸数を提出していただいて、それに単価を掛けて毎回やっていただいているものです。

主に、草刈りとか缶拾いとか、皆さんもやられていると思うんですけども、年間通してごみ拾いをしたりそういう計画的に作業をしていただいております。そういう内容のところに対してお配りしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 課長、清掃委託料。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、2点目清掃の委託料なんですが、こちらはご存じのとおり消費税の関係がございまして、こちらも含めてこの中に算定を含めているものでございますので、清掃については以前同様、内容については同じなんですけれども、支払いの面での消費税のところでの絡みのところで若干金額が変わっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 防犯警備委託料。

総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） それから、警備の関係なんですけれども、今回、防犯警備のほうは、国際警備保障が現在担っていただいております。

こちら、警備するのには、やはり今は防犯そのものなので、庁内のいろいろな書類等々、それから当然、個人情報とか庁内のそういうやっぱり漏らしちゃいけないものとかがございまして、その辺の絡みでやはり警備上、どうしてもそこは当然考慮してやっていかないとまずいものだと思いますので、防犯に対してはそういう意味合いから、今回国際警備保障のほうにお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 随意契約のがあったでしょう。

企画財政課長、石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） 今、高橋興業との随意契約の件でお伺いがあったと思う

んですが、庁内の、高橋興業株式会社に清掃、電話等をやっていただいておりますけれども、これにつきましても、先ほど総務課長がお話がありましたとおり、個人情報役場庁舎内にいっぱい蔓延しています。その個人情報を保護するというような業務もございますので、そういう資格を持っている業者ということになりますので、それで高橋興業株式会社さんのほうに随意契約をお願いしているというようなところでございます。

○委員長（石川 修君） 塚本光司君。

○委員（塚本光司君） はい、ありがとうございます。

最初の企業法人税に関しましては、ある程度上向き基調であろうというところから来ている部分、また、パブリカなんかのほうである程度出ているので、その辺からくるのかなという、期待したいところなんです、その後の地域ボランティア、区長会さんで、私らも草刈り、缶拾いということをやっていますが、その辺はちょっと再度確認してというところでございます。

その中で、ページ47の部分で委託料の03防犯警備委託料というのは、今、先ほど松葉課長から、前年735万1,000円、今回組んだのが464万3,000円ということと、あと、その下の清掃委託料の部分で消費税の絡みで206万3,000円と。これは消費税の税金の絡みだというふうにお答えがあったと思うんですが、ちょっとそれでも、到底300万円にはならないと思うんですけれども。

それと、私らも以前いろいろな役所さん回らせてもらっていますと、なかなか個人情報というものがありますので、勝手にサーッとこう、庁舎内のそういった担当のところに行けないようなところがもちろんありました。ちょっといろいろ、あ、こいつはその辺は信頼できるのであろうというところを、牛久市にしても龍ヶ崎市にしてもそうなんです、入れてくれるようなあんばいだったわけですが、そういった業者、信頼のおける業者で云々という、資格のあるというのは1社しかないんですか、この界限に。この高橋興業株式会社さんしか。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問なんですけれども、ご存じだと思うんですが、ISOというやつで、この中で個人情報を取得しているのは高橋さんのみです。この近辺ですね。

当然、これまでの実績も含めたところでやっていただいておりますので、その辺の防犯というか個人情報がやっぱりきちんと、これまでの実績もありますし、やはりそういうISOがきちっととれている会社のほうが信頼性もございますので、その辺も含めて、今回の随契とさせていただきます。以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本光司君。

○委員（塚本光司君） 了解です。俗にイソイソというやつですよ。

○総務課長（松葉博昭君） そうです。

○委員（塚本光司君） イソイソ、ISOね。

○総務課長（松葉博昭君） はい。

○委員（塚本光司君） はい、了解しました。ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

ここで、会議の途中でございますけれども、暫時休憩としたいと思います。

再開時間は、11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、下村 宏君が退席となっております。

それから、委員の方々に申し上げますけれども、多岐にわたって質問がある場合は、なるべくコンパクトにまとめて、何回かに分けて質問していただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 先ほど林委員の予算書の関係で、予算書に単位が入っていなかったといったところで、これは来年からはページごとに、（千円）という形で入れさせていただくと、これは対応可能でございます。

あと、その中で、款、項の部分をページの上段に載せるということなんですけれども、これはやはりシステムの改修が必要だといったところで、システムを改修した段階でこれを掲示させていただくといったところでございますので、そんなところでご理解をよろしく願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） システム改修ということですが、ということは決算書と予算書の使っているシステムが違うということですね。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） この予算書につきましては、もともとページが横書きだったのを縦書きといったところで、訂正をしておりますので、その辺のシステムが基本的にちよっと違ったということがございまして、それについては早急に改修はさせる予定でございますので、その改修ができた段階で訂正をさせていただくと、上段に載せさせていただくといったところに対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 今改修できないとできないことですので了解はするわけですが、

ぜひ来年度は実現されますことを要望して終わりにします。ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 都合により、村長が5分退席だそうです。引き続き審議をお願いをしたいと思います。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

羽成邦夫君。

○委員（羽成邦夫君） 先ほどね、健康農園でちょっと結局、一つ漏れたのでお願いしたいと思います。

市民農園利用料……。

○委員長（石川 修君） 予算書のページ数。

○委員（羽成邦夫君） 予算書は147ページです。それで事業概要書のほうが177ページです。それで諸収入で市民農園利用料として42万5,000円上げてあるんですけども、こちらでは一応健康農園事業ということなので、その辺の違いをちょっと教えていただければと思うんですけども、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長中澤真一君。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

美浦村におきましては、当初より村内の方を対象としまして、健康農園事業として発足したものでございます。先ほど報告しましたとおり、昨年の本委員会でご意見をいただいたとおり、今度検討しまして、26年度より一事業として予算を独立させたところでございますが、その中で31ページですか、歳入のほうでは「市民農園事業」となっております。事業のほうではそのまま、歳出のほうでは「健康農園事業」としてやったところでございます。

これにつきましては、いろいろ検討したのですが、本来、統一を図ろうかと思いましたが、今年度より、先ほど申しました空き区画につきまして、村内住民の方というのをなくしまして、村外の方にも広く、まずは26年度で試行になりますが、村外の方にも貸し出しをしていくと。そうなれば、事業名は「市民農園事業」ということにしていこうという話が出たところでございます。今回の議案のとおり統一が図れなかったことについては、ちょっとまだ検討段階ということ、試行ということでご理解願いたいと思います。

25年度中、使用されている方に対しまして、更新または解約につきましては、26年2月22日まで全員に通知を差し上げ、更新・解約の要望を現在図っているところでございます。

また、この後、26年度につきまして、4月7日（月）から新しい受け付けをしていく予定でおります。この中には「村内」という限定を解除しまして、広く募集をかけていく予定でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 健康農園なんですけれども、147ページのほうの使用料及び賃借料は、その土地の所有者からの土地を、畑を村で借り上げて、健康農園をやりたい

人に貸し出しをしているということで、そちらの賃借料というのは、この地権者の方へのお支払いということです。

それから、実際、農園を利用している方の収入というのは、収入のほうの31ページで、市民農園の利用料として42万5,000円で、これが健康農園を利用して、そこで畑をつくって楽しまれる方から、先ほど2,000円という話がありましたけれども、2,000円の借上料がここで歳入として受けているという仕組みになっております。

○委員長（石川 修君） 羽成委員、よろしいですか。

○委員（羽成邦夫君） はい。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 申しわけございません。今、まとめてと言われたところで申しわけございませんけれども、関連でちょっと聞きたいもので、ページが動かないうちに聞かせていただきたいと思いますと思ってご質問させていただきます。

ただいまの部長の話で、31ページの市民農園利用料が42万5,000円というふうにございますけれども、これは計算しますと、ちょうど12.5人分かなと思うんです。そうすると、先ほどご説明いただきました木原と信太での区画数を合わせると、204区画かなと思うんですね。これの今現在の区画数プラスされていくのかちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 経済課長中澤真一君。

○経済課長（中澤真一君） 今のご質問にお答えします。

若干今、信太地区のほうで区画が明確になっていない部分が若干ございます。ここについては、整備をするかどうか現在検討中でございます。区画の面積につきましても、20平方メートルじゃなくするかを含めまして検討しております。

この26年度歳入のほうの予算につきましては、ここ2年間、25年度は若干下がっておりますけれども、24年度同等の計算をしております。あと、20平方メートルではない区画がございますので、若干の割り切れない数字はちょっと概算で読んでしまいました。ちなみに24年度は使用料42万1,600円でした。25年度につきましては、ちょっと下がりまして39万9,600円になっているところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。20平方メートルでないところがあるということ、了解いたしました。

それで訂正なんです、私の計算、先ほど204区画というのは、総区画数じゃなくて、借り上げされている実績の数でしたので、私のほうが訂正させていただきます。

今現在の区画数を合わせると、242区画ということですので、もしこの区画数をフルに村外の方にも周知し、借り上げていただくような希望があるのであれば、この収入をもうちょっと上に見てもよろしいのかなというふうに思いますので、ぜひこの積算の予定額以上の借り上げがなされる啓発活動に期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の109ページです。民生費の児童福祉費と、あとこれは児童福祉総務費で関連していますから、2点一緒に質問させていただきます。

まず、母子父子福祉事業費、負担金補助及び交付金、これは母子や父子の方で村内に家を借りて住んでいる人の家賃補助なんですけれども、前年度120万円から134万4,000円となっていて、これは月額4,000円で年2回交付するということになっています。単純計算すると、25人から28人になるのかなと、私の計算が間違っていなければですけれども。

これは、申請してこの補助金をもらうものなんですけれども、28人というこの金額は現在の数字なのでしょうか。最近特に、村内で母子父子家庭がふえているということが確認されているんですけれども。あくまで申請のあった人数ということなのか、確認したいと思います。

すぐその下の子ども・子育て支援事業計画策定事業費、これは委託料ですけれども、委託の内容は、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料となっています。じゃ、これはどこに委託するのか。

それと、その委託して策定期間はいつなのかというのと、これは事業概要書を見ますと、法令根拠で子ども・子育て支援法の62条と書いてありますが、この62条は都道府県の支援事業計画について書かれているわけで、市町村の子ども・子育て支援事業計画を定める根拠は59条の法に該当するものじゃないかと思うんですけれども、具体的には市町村が計画する事業というのは13の項目に分かれているんですけれども、13の項目すべてに関して策定業務を委託するのかということ、さらにこれを委託する前に、例えば今、子ども・子育て会議が開かれていますけれども、そういった会議を通して、村の基本的な骨格あるいは基本理念、基本指針というものがあって、それに沿って委託するのか。それとも何もなしのまま、子ども・子育て支援法の骨子に基づいて事業策定を委託するのかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） まず、母子父子福祉事業でございますけれども、岡沢委員が言いますように、借家住まいの母子家庭に関しての家賃補助でございます、月4,000円で年2回、負担の軽減を行っているものでございます。人数的には28名で、勸奨を行っております。

それから、子ども・子育て支援事業計画策定でございますけれども、こちらにつきましては、教育や保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施、推進のために策定するものでございまして、地域の実情に応じてこの会議の中で図ってまいりたいと思っています。

これは平成27年度からの5カ年計画でございまして、既に2月に第1回の会議を行っております。業者につきましては、前に言ったと思うんですけれども、ジャパンインターナ

ショナル総合研究所が請け負っております。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 聞きたかったのは、さらに策定の時期はいつからいつまでかということと、もう一つ先ほど言わせていただきましたけれども、子ども・子育て支援法第59条には、「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」とあって、事業は13項目あるんです。

ですから、その13項目の事業について、全ての計画の策定を依頼するのかということと、それから、この策定の業務を委託する以前に、子ども・子育て会議等を通して村の基本的な骨格というものを、まず、ある程度煮詰めて、それに沿って策定を依頼するのか、それとも、あくまでこの子ども・子育て支援法、政府の法案の骨子に基づいて、事業者に最初から策定を依頼するのかをお尋ねしましたので、このところのお答えをお聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） まず、時期なんですけれども、ことしの11月30日までを予定しております。

こういった計画でということだと思えるんですけれども、まずは村の総合計画に沿ったような福祉、子ども・子育てに関する部分を盛り込んでいきたいと思っております。それをこの会議の中でもんでいただきまして、美浦村の地域に合った計画を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 村の総合計画ですけれども、そこに子ども・子育て支援法第59条に基づく13の子ども・子育て支援事業については余り深く触れられていないと思うんですが、もっとわかりやすく言えば、法律に基づいた村の骨格というものを先にしていくのか、いや、もうそれは総合計画の中でちゃんとある程度練ってありますから、その部分をもって業者にそのように策定を依頼するのか、それをちょっと突っ込んだ聞き方ですけれども、お尋ねします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 13項目があるといいますけれども、この13項目に関して全て網羅する計画であります。

それから、この会議の中で、当然コンサルさんが入っていますので、そちらからの部分と村の部分と整合性を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいま課長からご説明申し上げましたとおりでございますが、この子ども・子育て会議の委員が12名おりますので、学識経験者が2名、子ども・

子育て支援に関する事業に従事する者が5名、子どもの保護者が3名、それと村長が指名する者が2名となっております。

今後、会議を、子ども・子育ての部分では適宜開きまして、その中で検討をしてみたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君、よろしいですか。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 最後に確認したいんですけども、11月30日までに策定業務を終了するということですけども、その間、子ども・子育て会議は何回ぐらいされる予定でしょうか。

○委員長（石川 修君） 部長、挙手をお願いします。

保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 既に1回開催をいたしまして、平成26年度は現在3回の予定でございます。その中で協議をしてみたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 質問の趣旨は、11月30日までの業務委託が終了するまでの間に何回開かれる予定かお尋ねしたんですけども。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 先ほどもご説明しましたように、3回の予定です。現在の予定では3回開催の予定でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） となりますと、この子ども・子育て会議の目的として、市町村が子ども・子育て支援事業計画を、この13にわたって定める場合には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないと定められております。

ということは、その事業者に委託した計画、11月30日にでき上がった時点以降は、26年度内には子ども・子育て会議はないということですから、これは11月30日には子ども・子育て支援事業計画はほぼでき上がると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 現在、国でも子ども・子育て会議、こちらを開いております。その情報が適宜、市町村に流れてきております。

現在、実情を申し上げますと、まだ国の子ども・子育て会議がまだ終了しておりません。それを踏まえて美浦村でも子ども・子育て会議に反映する部分がございます。ですから、若干今、国のほうも今ご説明しましたようにおくらせてございますので、ただ、国では11月30日までということを示されておりますので、市町村では、その中で計画を策定しなければならないということと考えております。ですから、期間が余りございません。そういう点では私のほうで、美浦村でも委託をしたという経緯もございますし、各委員の皆様には

時間のなかで会議をお願いするということでございます。

そういうことで、予定では先ほど課長がご説明しましたとおりの期間で終了するという
ことで、今現在進めております。以上です。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○委員（山本一恵君） 予算書の119ページの下の方の災害救助費の中の使用料及び賃借料、これは多分福島、被災に遭った方々のための住宅の費用だと思いますけれども、歳入のほうの21ページには、この福島の分とそれから宮城県の分が出ております。年々減ってはいると思うんですけれども、今現在の状況を教えていただきたいと思います。何世帯でということですね。よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 今受け入れている件数は、福島県が10名で宮城県が1名となっております。

失礼しました。11世帯です。人じゃなくて。済みませんでした。申しわけありません。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） 本当に今もって、3年たつてなかなかどうも仮設住宅に住んでいるがまだいっぱいいる中ですが、今、美浦村に受け入れている方々、見通しがつかないということですとずっと一緒にいらっしゃると思うんですけれども、住んでいる限り、ずっと県のほうから来るということですよ。

これは万が一、ほかのところに移った場合、その住宅というのはこれは今、仮設住宅賃借料となっておりますけれども、応急それはほかのほうで利用するのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 住宅のほうは、一般住宅を借り上げております。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 今、課長が申しあげましたとおり、仮設住宅ではございません。民間の賃貸住宅を借り上げております。以上です。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） そうしましたら、その方がほかのところへ移った場合は、それで打ち切りで、その住宅の賃借料はなくなるということでよろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） そういうことでございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） まず予算書49ページ、役場庁舎施設耐震改修事業費ということで、前年度の2,800万円繰り越されて、26年度にやるようになると思うんですけども、この前の説明では、エレベーターが入っていなかったの、エレベーターも入れて設計し直すという説明でした。

そのときに関連で、中央公民館のエレベーターのほうもどうするんだという話をして、前年度は調査ということで予算を組んでたんですが、今年度は何も入っていないんですけども、今後この辺を含めてどのような形になっていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に55ページで、地域活性化対策検討委員会ということで、この委員会は私も入らせていただいたのですが、前回開催したときにやはりちょっと出席者が少なかったということで、この委員会に限らずほかの会議もそうなんですけれども、やはりほかの委員会と重複している方や、同じような考えの方がたくさんいられて、開催してももしかしたら定足数ぎりぎりなんていうことも、もしかしたら出るのかもしれませんがというの、ほかから移ってきたなんていう話も聞いたので、やはりこの委員を選ぶ、または開催するときには、出席の確認というか、もしそれがだめであれば代理出席でも。やはりそのような形で会議の重要性というのをもうちょっと考慮して開催をしていただきたいと思いますので、その辺についてご意見をいただきたいと思います。

159ページなんですけれども、土木全般なんですけれども、平成26年度事業計画箇所ということで説明書のほうに箇所を、やる場所の位置とその内容というか名前が書いてあるんですけども、この説明というのを詳しく聞いていないので、できれば、この場所はこういう工事をやるんですよ、というような説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、219ページの中央公民館の事業費の中の備品購入費で369万2,000円というのがあるんですけども、これをちょっと教えていただきたいということと、あと221ページなんですけれども、陸平貝塚散策路の路盤工事ということで、設計費と工事費と計上されているんですけども、その何か図面等でこの辺をやるんだよという形で、どういう工事なんだよというのを教えていただければと思います。

あと、次に227ページで、先日、全協のほうで、請領妙山遺跡の発掘調査の件で質問させていただきまして、資料のほうを提出をいただきました。ありがとうございました。これについて、もしわかる範囲でご説明をいただければと思います。

あともう一点、学校給食費なんですけれども、先日かすみがうら市のほうで、今度、学校給食費の無料化ということでやるという報道がありましたけれども、無料化を村長のほうはどのように考えているのか、その辺の見解と、あと、前にもお話ししましたがけれども、給食センターですか、今回、各小学校施設でも修繕料といいますかいろいろな意味で経費

等もかかってきているということと、害虫駆除だとか清掃だとかもお金がかかるんですけども、そういった意味で今後、子どもの給食の安全性とかそういうものを踏まえて、前から指摘はしてきているんですけども、やはりウェット式からドライ式ということで、早く安全な施設にということであって来ているんですけども、検討委員会等も予算計上されておりますけれども、今後どのような形になっていくのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君

○生涯学習課長（飯塚尚央君） 中央公民館のエレベーターの設置工事の件なんですけど、これにつきましては、現在、25年度予算で設置のほうの調査を開始しているところでございます。今年度、内寸等を調査いたしまして、図面等を成果品はいただきました。

26年度につきましては、それをもとに、設計、工事するというようなことで考えてございます。これにつきましては、企画財政課とこのほど打ち合わせをしまして、26年度の補正の対応でできるというようなところで進んでいるところでございます。

それから、209ページの……。

○委員長（石川 修君） 219ページですよ。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） じゃ、再度答えますので。散策路について先に説明させていただきます。

文化財の陸平貝塚の散策路整備ということで、26年度計画してございます。これは、25年度整備したところの延長、文化財センターから下におりまして、下から上に上がるところで階段の部分がございまして。その部分、約36メートル前後ぐらいだと思ったんですが、そこを鉄骨とあわせて、プラスチックの擬木というようなことで一応考えてございます。

図面等につきましては、まだできていない状況でございます。

あと、219ページについては、改めてお答えをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎委員からのご質問で、地域活性化対策検討委員会の委員が、前回は委員も出席していただいたわけですが、この中で重複している委員がいるといったところで、この重複している委員の方は改めて検討させていただいて、なるべく重複のないように、そういう形で人選も改めて考えさせていただきたいと思っております。

また、欠席委員が多いといった中で、出席の確認をしないものかといったところで、これにつきましても、前回も出欠の確認はしているんですけども、ただ、欠席が結構目立ったといったところでございまして、なるべく出席をしていただけるような日を選ぶといったところと、あと、なるべく参加をしていただくように、こちらも再度確認をさせていただくといったところでさせていただきたいなと思っております。

それから、代理出席につきましては、非常勤特別職として委嘱をしているという関係が

ございまして、そういう中で実際はその出席された方に報酬と費用弁償をお支払いしているといったところなんです、それが代理出席、それも可能なかどうかというのがちょっと調べてみないとわかりかねますので、その辺はちょっと調査をして、もしそういう形で代理の方の出席が難しいという話になったときには、なるべく出席委員さんの参加を得るようにといったところで参加をされるように努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員に申し上げます。沼崎委員の質問の途中でございすけれども、ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

午後、再開時間は、1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

沼崎光芳君の質問の途中でございすので、執行部のほうからの答弁、よろしく願いをしたいと思います。

都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） ページ159ページの道路新設改良。

○委員長（石川 修君） マイクマイク。

○都市建設課長（池延政夫君） ページ、159ページ、お願いします。

道路新設改良事業費の説明をいたします。道路整備事業は、新規4路線、継続4路線、排水整備3カ所で合計12カ所でございます。箇所につきましては、当初予算説明書の30ページの地図を参照お願いいたします。

新年度の主な事業について説明いたします。中央競馬会の環境整備事業は、3本採択を受けております。

1本は、稲敷美浦連絡道路整備事業で、24年から稲敷市と連携して行っており、25年度に測量、ボーリング、土質解析、用地買収を行い、新年度は、排水整備、土盛りを行い、当初予定していた26年度完成はちょっと土質が悪いので、27年度を完了の予定としております。

2本目は、村道1401号線整備事業で、土屋地区から飯倉入まで抜ける1,200メートルの道路です。用地買収につきましてはほぼ完了しておりまして、本年度一部工事を行っております。工事につきましては、27年度完成を予定しております。

3本目は、佐倉信太地区中央排水路の整備事業でありまして、内容につきましては、排水路は当時つくったときの断面より、稲敷市と美浦村の上流部の開発に伴いまして、現在つくられている排水路の断面が小さいということで土地改良区のほうから要望がありまして、稲敷市・美浦村と協議をいたしまして、流域がたまたま2分の1なので、ほぼ2分の

1 ずつの費用負担をしまして、上流部450メートルの区間を大きな断面にかえる工事であり
ます。2カ年を予定しております。

その他につきましては、21ページをお願いします。

道路橋梁費補助金というところで、466万円計上しております。県の補助金でありまして、
安心安全な生活道路整備市町村補助事業補助金というところで、場所につきましては、村
道210号線ということで、太田から山王へ抜ける道路381メートルの区間であります。車道
を一部広げ歩道を設ける工事でございます。26年度で終わる予定であります。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私のほうからは、学校給食センターの建設検
討に関することでお答えしたいと思います。

26年度予算にも、建設検討委員会の会議の予算を計上してございます。それで、26年度
の考え方といたしましては、年度当初から今まで協議した内容がございまして、その中に
幾つかの問題点がございます。

例えばの話なんです、問題点の例えばで、一つが幼稚園の給食、幼稚園も週3回ほど
給食を行ってございます。この給食については、民間から入れていただいているという給
食なんです、それを今回の給食センターの中に取り入れられないかなというのが一つと、
あともう一つが、幼保の一元化というようなことで村のほうでもありますので、この幼保
一元化のところがちょっと協議の中で出ていますので、それをどういう方向にするのかな
というのがあります。

それとあと、給食センターの方式で親子方式と給食センター方式という二通りの方式が
ございますので、村としてどのような方式がよろしいのかというようなところが、まだ決
めかねている。

それと、小学校は昭和50年代前半に建てておりますので、もう古い建物なんです、中
学校については、平成8年建築というようなことで、平成8年度は、もう15年以上もたっ
ているわけなんです、これは中学校も大分古くなってきておりますので、この部分も含
めたらどうかというようなことが言われております。ですから、こういうものを26年度当
初にちょっと精査をいたしまして、これから進めたいなというふうに考えてございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） では、219ページの備品購入費の369万2,000円ですが、こ
れにつきましては、現在ある公民館講習用のパソコン基本ソフトのウインドウズXPのほ
うがことしの4月でサポートが終了するというようなことで、その更新でございます。

ちなみに、生徒用のノートパソコン計画では21台、それから講師用のパソコン1台とい
うようなことで考えてございます。そのほかにアクセスポイントを設けるというようなこ

とで考えてございます。

それから、227ページ08番、請領妙山遺跡発掘調査事業費の286万9,000円でございますが、昨年秋、虹の里のほうから、新設というんですか、場所をかえて新たな建物を建てるというような申し出がございました。それに当たりまして、その場所につきましては、県のほうに登録してある遺跡ということもございまして、試掘調査を実施してございます。その結果、やはり遺跡があるというようなことで、これは古墳時代の住居の跡というようなことで、約1,500年前のものというようなことでございました。

それで、26年度、そういうことで発掘調査を行って、その後、建物等に取りかかるというようなスケジュールになってございます。

施設等の概要につきましては、福祉部門のほうから説明するというようなことになってございますので、図面等をごらんいただいて説明していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） それでは、虹の里の概要について、資料はお手元のほうに届いているかと思うんですけれども、それに沿って説明させていただきます。今回、発掘調査の該当になっている部分につきましては、グループホームの部分かと思われます。

位置図。ありました、済みません。1枚目の位置図で説明しますと、左下にある部分でございます。現在のところは、斜線になって右のところにあるんですけれども、国道のところから入っていったT字路の右側の部分が発掘調査の対象となっております。

建物の内容につきましては、居室が男子5室、それから女子が5室ですね。短期用が5室ということの概要でございます。木造の平屋建てで、延床面積442.21平方メートルでございます。

発掘の予定が来月4月1日から5月の上旬を予定しているそうでございます。敷地の面積に関しては3,567平方メートルだそうでございます。

以上、かいつまんでご説明申し上げます。

○委員長（石川 修君） 村長、かすみがうら市の例の給食費無料の件です。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、私のほうから、子どもたちの学校給食について、かすみがうら市長が何か、小学校、中学校までの給食費無料でやろうという提案を出して、ちょっと話題になっております。それ以前にですね、大子町でそういう計画があつて、今は戻したというふうにちょっと聞いておりますけれども、美浦村ではどうするか。できれば、財政的に余裕があればやっていいのかという部分と、子ども・子育ての関係と少子高齢化にどれだけいろいろな面で寄与しているか、今、龍ヶ崎市と利根町ですかね、学校給食第三子からでしたっけか、無償にするというのが上がってございます。

これは、第三子ということは、今1.3ぐらいなのかな、平均でね。それが三子を設定すると

ということになると、二からちょっと上に上がってくるかなというふうに、将来的な部分を見ますと貢献度が大きい。

また、河内町では3人目に100万円を出すという制度もつくっていることもあります。水戸市も近隣の人口の取り合いみたいになっていくのかなというふうに思いますけれども、子ども・子育てをしやすい場所という部分で、給食に関しては、第三子からは納得もいくのかなというふうに私は思います。ただ、全員にという部分ではまだまだ、ちょっと時期尚早なのかなというふうには思います。

できれば、三子については、保育所とか幼稚園とかその辺のかかる部分、多分いろいろなことを考えると、第三子を就学させるまでに100万円出すのかな、河内町はね。いろいろな部分で保育料、幼稚園は給食費、その辺まで第三子に対して補助を出すと、結果的に中学3年生までで、まだ試算は正確にしていけないんですけれども、仮にやったら100万円以上になってしまうのかなというふうに思います。

1人の保育料、幼稚園費、給食費を年間やると、1年間ずっと無料にすると、河内町の100万円よりはもっと手厚い支援になるのかなというふうに思っておりますので、その辺、今の財政の部分と絡み合わせて、できれば美浦村も龍ヶ崎市、利根町が打ち出した給食費、合わせて保育料なども入れられればいいのかというふうには思っておりますが、まだ、ことしの段階ではそれは財政のほうと話をしておりますけれども、それに対する財源はどこにあって、どれを活用するのかという部分があるかと思えます。

その辺もことし26年度の間ぐらいで、そういうものを財源としてどのぐらいかかるのか、そこも踏まえて、なるべく事業化に向けては、「美浦村に行っても、第三子、何の支援もないんだよな」と言われるよりは、同等か、もしくは同等以上のものは考えないと、なかなか美浦村の中には来てもらうのには難しい部分があるのかなというふうに思います。

ぜひその辺は、沼崎委員から提案がありましたけれども、近隣と茨城県の中でどういうことを取り入れてやっている自治体との差を埋めながら、美浦村で子育てをしたいという部分の支援を考えてはいきたいと思えます。

ぜひ、皆さんからもいろいろな意見をいただいて、かすみがうら市のみならず、県外でもそういう取り組みをしておりますよという部分を、茨城県で初めて取り入れるということも必要かなというふうに思いますので、ぜひ貴重な意見をお寄せいただいて、できれば早急に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 答弁漏れはございませんか。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

最初に、ちょっと委員長から言われた内容がちょっと理解できていなかったみたいで、全てまとめて質問してしまったんですけれども、大変失礼しました。

まず、役場庁舎の耐震に絡んでの中央公民館のエレベーター工事ということで、今の説

明では、26年度に設計と工事の発注を行うというような形で受け取ったんですけれども、それで間違いはありませんか。

それと、219ページの予算については、パソコンの購入ということで、22台でしたっけ、22台を買いますということなんですけれども、これはデスクトップか何かを買う予定ですかね、その辺もう一度ちょっとお願いしたいのと、あと、陸平の散策路に関しては、ちょっと場所が今の説明だと、わかる人はわかると思うんですけれども、わからない人はわからないんじゃないのかなと思うので、場所がこの辺かなというのを、ちょっと位置図に赤く染めて、この辺が今度こういう形になるんですみたいなものがもしあれば、つくっていただければ、ちょっとこの予算審査特別委員会の中で配っていただければと思います。

あと、地域活性化対策検討委員会の件については、部長のほうから、代理出席のほうをちょっと調べるよというようなことでいただきましたので、これは本当に何回も言いますが、せっかく会議をやるなら皆さんに出席してもらって、中には予定が合わない方もいると思うんですけれども、ちょっと欠席の人数がちょっと多かったように見受けられたので、せっかく予算をとってやるんですから、なおかつこの地域活性化対策検討委員会というのは、幅が広くて何か、出席しましたけれども、ちょっと内容もこれからどういうふうにしていくかという、本当に幅の広い会議ですので、そういった中では、トレセン関係の人らなんか、ゼロではなかったのかな、ほとんど来ていなかったような感じを受けましたので、やはり、来ないならしょうがないではなくて、皆さんに出席してもらうような形でやはりこれは努力をしてもらうしかないのかなと思いますので、ぜひともそういう形でよろしくお願いをいたします。

あと、村道の説明、事業箇所の説明は課長のほうからいただきましたが、ほかに布佐のほうだとか、ほかのところも工事をやられると思うんですけれども、その説明をちょっといただければ。全部は今もらってはいなかったと思ったので、そのほかの部分に関してもちょっと説明をいただければと思います。

また、給食センターの件につきましては、問題点があるので、それを26年度にまた検討をしていくといったことだろうと思うんですけれども、やはりこのお話が出たのはかなり前の話で、いつになったらある程度方向性が出るのかなというのをちょっと思うので、何かノロウィルスだとかいろいろな、そういうものが発生してからでは遅いので、ぜひともなるべく早い方向性というのを見出せるように、ちょっとスピードを上げていただきたいと思います。

あとは、村長のほうから給食費の無料化について、かすみがうら市のほうが1億8,000万円ぐらいかけるといいますよね。もし村のほうでやるとすると9,000万円ぐらいですか、9,000万円とかそんなものですか。まあ半分、まあ規模も違いますけれども。

やっぱり村長が言われるように、かすみがうら市がやったからやれとそういうふうに言

っているわけではなくて、やはり周りを、同じ市町村、またはいろいろなやり方は当然としてあると思うんですけれども、ぜひとも、まねじゃなくて、美浦村独自のものを考えていただいて、やっぱり先ほど村長も人口の取り合いだと言っていましたけれども、今後どんどん、何事においても地域間競争というのは本当に、もっと活発化になってくるんじゃないのかなと思いますので、人口の取り合いというのは、本当にそのとおりで、阿見地区のほうもやっぱりふえているところもあれば減っているところもあるし、それはもう仕方のないというか今の流れです。

ぜひとも、美浦村はそういう子育てするにはしやすい村というやっぱりある程度イメージとか、あとは、さっきのグループホームじゃないですけど、やっぱり福祉の村という位置づけでぜひともほかになような施策を、今回新規事業できていますけれども、ぜひともいい制度は考えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、考えてほしいということで、美浦村独自のものを、給食費だけにとどまらず、福祉も、また子ども・子育ての部分もことし11月時点で村の中で協議を終えて、国が示したものじゃなくて、美浦村の特性を生かした部分をできればというふうに思います。そういう意味では、ぜひ議会にもお示ししながら、どの辺まで財政的に可能な中で、できるかということはやっていきたいと思います。

それと、教育次長に先ほど、学校給食の日、給食センターの部分ですが、中学校ももう15年以上たっているよということなので、中学校の部分も含めてという教育次長からの話がありました。

これについては、ウェット型・ドライ型というふうにあるので、今、ノロウィルス等も結構蔓延するような、特に入梅時期になるとそういうふうな時期が来ますので、ことしいつまでも検討協議会を重ねているということじゃなくて、早目に方向性をことしのうちに決めて、場所の選定、設計も含めて、来年度計上できるようなスピード感をもってやるようなふうに持っていききたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） まず、エレベーターについてですが、本来であれば、25年度調査を済ませて、26年度実施設計、工事着工というような流れになろうかというところだったんですが、公民館事業の行事が詰まっているということの、今さら言いわけにしか聞こえないのですが、そういうこともありまして今の時期になってしまいました。そのことについてはまことに申しわけありませんでした。

26年度予定で設計並びに工事というようなことで、一応生涯学習課としては考えてございますが、いずれにせよ庁内全部局長・村長等と検討して、早目に執行できるようなことで考えていきたいと思います。

それから、パソコンの更新でございますが、生徒用がノートパソコン21台、それから講

師用がデスクトップで1台というようなことで考えてございます。

もう一つ、散策路の整備工事なんですが、現在、里山交流館のほうから、下から入って上の陸平貝塚、平みなどところに通じる道なんですが、現在木道で整備をされてございます。その部分はかなり傷んでございます。25年度につきましては、そこについても改修する予定ではいたのですが、期間とか予算とか等の絡みもございまして、そのところについては改修はできない状況でありました。そこから階段の部分から今度、平みのスロープになる部分については、25年度で舗装工事をさせていただいたところです。

現在の、先ほど言いました木道の部分を新たに改修をするというようなことで考えてございます。明日、その場所のわかる図面を提出させていただければと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 当初予算説明書30ページの地図に基づいて説明させていただきます。

まず、舟子ですね、村道1139号線拡幅工事、総延長は800メートルありまして、ことし240メートル整備しております。来年につきましては、片側のへそ型柵渠というのが今あるんですけれども、そこにふたをかけまして、地区農家の当然要望なんですけれども、幼稚園バスも通るということで、すれ違いできるような形で、今、4メートルなんですけれども、整備しております。

続きまして、布佐排水整備工事。場所につきましては布佐なんですけれども、去年の台風26号のときに、以前から地区のほうから要望は来ていたんですけれども、どうしても整備してほしいということで、延長85メートルのところを用地買収をしましてU字溝で整備する予定であります。

続きまして、村道202号線舗装修繕工事、場所は布佐の信号のバイパスから石川へ抜ける道路の、昔の農免道路なんですけれども、500メートル区間、大分亀の甲状になっておりまして、その舗装の修繕でございます。

続きまして、谷中なんですけれども、村道2466号線排水整備工事、これは地区内の排水が悪いということで、長尺U字溝を整備します。60メートルです。

続きまして、そのわきの村道2576号線ふたかけ工事。これは根火地内の現在ふたなしのU字溝にふたをかける工事でございます。延長が68メートルです。

続きまして、大山東部村道2781号線改良舗装工事215メートル。ことし、測量と用地買収を予定しております。

続きまして、土屋なんですけれども、村道1374号線舗装工事。これは町村境のところの土屋の外れなんですけれども、延長が60メートルの舗装を予定しております。

続きまして、その下の村道1514号線舗装整備事業ということで、北門の先の居城飼料さんのわきを山の中へ抜ける道路なんですけれども、奥に何軒かありまして360メートル舗装

を行います。

簡単ですけども、以上です。

○委員長（石川 修君） 課長、村道210号は、拡幅工事は言った、言った。

○都市建設課長（池延政夫君） 先ほど、主な事業で説明しました。

○委員長（石川 修君） ああ、そうか。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

今、都市建設課長に説明してもらったやつは、やっぱり新年度でやる事業なので、せっかくこうやって図面を出してもらったのに、説明をやっぱり先にしてもらったほうが、これをただ見て、ここですと言われても議員各位、理解している人はいいですけども、多分していない方も多いと思うし、内容等も本来であればもう少し……。やってもらいたくてもできない地区というか後回しになっている地区もあるでしょうから、やっぱりその辺は、本当はもっと細かく説明をいただかなければいけないのではないかなというのがありまして、また、一般会計とは違いますけれども、下水道事業のほうも図面でいただいていますけれども、それについてもやっぱりあらかじめ説明できると思いますので、説明をしてもらわないと、いちいち私らが説明を求めるというのもちょっと。やっぱりやり方を少し、この予算審査もそうですし、決算のほうもちょっとやり方をそろそろ変えていかなきゃいけないのかなと思ひまして、今ちょっと質問をさせてもらいましたけれども、ぜひとも今後はそのような形で説明のほうは努力していただければなということを要望したいと思います。

あとは、散策路のほうに関しては資料をいただけるということですので、あした、明日提出をいただければと思います。

パソコンについても、ノートパソコンとデスクトップということで了解しました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 今、沼崎委員のおっしゃる道路、それから排水路等の工事箇所、それと、公共下水道の予定箇所ですね。これは、予算内示会の当初予算説明書ということで、資料のほうを提供させていただいておりますので、来年度からは、これに加えてこの資料に基づいて、今、課長が申し上げたような内容でこの資料の説明をさせていただくということにさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） そういうふうにするか、この予算審査特別委員会の中でやってもらうかということにはなろうかと思うんですけども、先ほど言ったように、この施工箇所というの、工事箇所というのは、地区のほうから区長さんを通して要望とかそういう

のが上がってきて、ようやく順番が回ってきて工事をやるという流れのところもあれば、緊急にやらなくちゃいけないというところもあると思うんですけども、やっぱりそういうので、何であそこが先にやって、こっちをやってくれないんだとかというのもあるんじゃないのかなというふうに思いまして、やはりこの工事に至った経緯というか、前もった説明を、私とすればしていただければなというのがありまして、質問をさせていただきました。ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そういうことなので、これに基づいて説明をしているよということでもありますけれども、先ほど沼崎委員が言ったように、細かい部分まで全て委員各位が把握しているわけじゃないので、そういう説明も必要なのかなというふうに私も思うわけで、今後そういう方向で改めていただければというふうに、私のほうからもお願いを申し上げます。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） だんだん眠くなりそうな時間ではございますが、きちんと整理させていただきます。よろしくお願いいたします。

予算書のほうの55ページ。総務費の総務管理費の7企画費の女性行政推進事業費についてお尋ねをさせていただきますが、昨年度ですと、男女共同参画計画策定事業によって、第2次美浦村男女共同参画計画の策定をされて、今回お示しいただいている。その予算が終わりまして、今回、女性行政推進事業ということに名前が変わっております。ですけれども、この中身を見ると、男女共同参画推進会議委員とか男女共同参画のメンバーは同じなのかなというふうにちょっと推察するわけなんですけど、これは名前が変わった、事業が変わった内容と、あと、その下の報酬で非常勤職員の報酬が出ておりますが、これは職員のほかにもう1人非常勤職員が必要な事業を立ち上げるのかなというふうに思うわけですので、その内容を教えていただきたいと思います。

それから、173ページの教育費の事務局費の事務局経費の報酬のほうで、非常勤職員報酬、非常勤講師が200万9,000円というふうに計上されておまして、今回の定例議会の議案にも出ていまして、中学校の先生の人手不足ということで、1日4時間週5日、年35週で、単価というか時間給が2,170円で計算をいたしますと、40万1,800円になろうかと思いますが、それが結局、どこにどのような人が配置されて、というのがすごくわかりにくくなっております。

ですので、大変申しわけないのでございますが、これは今、教育費を一例に挙げていましたけれども、庁内の正職員と非常勤職の人数と内訳ですか、課ごとの内訳の一覧を提示いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問の中で、総務課としましてこの職員の数及

び非常勤の数がどうなっているかということなんですけれども、予算書の中で252ページに、給料のところであるんですけれども、参考までに今年度は一番最初、一般職のところのご説明をさせていただきますと、本年度は、一般職が146名、非常勤の職員が57名という予定で予算どりをしております。

それから、前年度25年度の正職員数と非常勤職員数についても、その差ですね、ここに出ておりますように、下の欄の前年度が、上の段が非常勤で50名、下の段が正職員で144名ということで、ここにお示ししてございます。

それで、その中で特に今回正職員のところでのその差なんですけれども、今回の当初予算に上げた予算の中では、退職する方、それから新しく採用される方の差が、差し引きプラスとマイナスで、2名ということが多くなっております。

それから、非常勤のところの今回は昨年に比べますと、保育所の保育士が、大谷保育所が2名ほど多く予定させていただいております。それから、木原保育所も非常勤のところ2名を多く予定させていただいております。それから総務課で、昨年から、25年の7月でしたか、総合案内窓口というのを実際やっております。試行も含めて現在も委託をしまして、4名の方でやっていただいております。来年度につきましては、そのまま今度は非常勤職員として、現在の委託から外しまして非常勤職員として3名を予定させていただいております。そこを含めまして、昨年に比べまして7名の増となっております。

今ご説明した内容につきまして、各ところでの係、それから費用等のところの区分がございまして、区分をまとめたものを後ほど皆様のほうに資料としてお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、私のほうから173ページ、林委員のほうからありました非常勤講師の積算の内訳を申し上げます。

単価が2,870円、掛ける1日4時間です。掛ける週5日、年間で35週を考えてございます。これで合計にしますと、200万9,000円という数字になります。

それで、予算的には今回計上させておきましたが、使途的に4月になってから募集という、なかなかこれ難しい話ですので、今のところ希望者というんですか、私どものほうで予定している人は1名ございます。以上でございます。

あと、講師は1人でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、女性行政推進事業費について、ご質問にお答えしたいと思います。これにつきましては、第2次美浦村男女共同参画計画が25年度にでき上がりまして、その策定委員の方々から、その執行状況、計画等速やかに行っているのかどうかを検証したいというようなことの趣旨で、この女性行政推進事業というようなこ

とを26年度から行いたいということで計上してございます。

さらに、この講師の謝礼につきましては、講演会等をやったときに、来ていただく講師の謝礼でございます。職員の費用ではございません。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 総務課長のお話は了解しました。課ごとの人数を出していただけるということですので、ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

ただいまの55ページの女性行政推進事業費のほうですが、その55ページ一番下の報酬の非常勤職員報酬が21万2,000円計上されておりますけれども、この方は、結局今のお話からすると、男女共同参画計画策定がどのように進んでいるか見守る委員会の担当の方を雇用するということなののでしょうか、改めてお尋ねさせていただくと、今ご説明いただいた講師謝礼なんですけれども、体育祭事業費でも講師謝礼とか5万とか10万とか、20万、30万、結構かかる、講師料の計上が各課であるかと思うんですけれども、この3万円と呼べる講師というのは、どのような内容の講演を考えていらっしゃるのか、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） まず非常勤職員の報酬でございますが、これにつきましては、委員さんですね、推進事業費の検証をしていただく委員さんの報酬でございます。これは第2次美浦村男女共同参画計画策定委員さんが策定をしていく中で、そういうのを計画どおりにやっていけるのかどうかというのを検証したいというようなご意見が出て、こういうような事業をスタートするというようなことでございます。

それと、ただいまありました講師謝礼3万円でどのような人を、どのような講演をやるんだというようなことでございますが、まだ、どのような講演をやるかは決まっております。この予算の範囲内で呼べる人というふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） ご説明ありがとうございます。

それで、非常勤職員を募集ということは、また新たにそういう人を配置するということの認識でよろしいですね。それとも今……、違います。じゃ、説明を求めます。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問でございますけれども、先ほど申しましたのは、男女共同参画計画の策定委員、この方々が推進委員にかわるといったところで、その方々の報酬と費弁というようなことで考えてございます。

○委員（林 昌子君） 非常勤職員……。

○総務部長（岡田 守君） 非常勤職員扱いになってございますので。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 今までの経緯でいうと、策定委員がその非常勤職員の報酬にあてがうような地位の検討委員会というか、そういう推進というか、そういう団体というのは余り今まで認識していないんですけれども、職員級の確立をするという、そのメンバーをするということなわけですね。

じゃ、それと兼ね合わせてその男女共同参画推進会議の委員さんでありながら、そのネーミングが、事業名がなぜ「男女共同参画推進事業」のままではなく、「女性行政推進事業」とネーミングをかえなければいけないのか、そこら辺をもう一回お願いしたいと思います。

あと、講師謝礼ですけれども、3万円で予算の関係かもしれないけれども、また、男女共同参画とかいろいろ女性の力を生かし、いろいろなことに、多岐にわたり計画していただいたり参画していただくというような内容を盛り込む講演を考えますと、3万円というのはいかがなものかなというふうに逆に思うわけで、ぜひもっと充実をさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 今の話で、先ほどの非常勤の職員というところで、非常勤特別職の支払いといった形で村のそちらのほうに位置づけてございますので、その報酬として支払いをさせていただきたいといったところでございます。

また、ただいま報償金の講師謝礼3万円ということで、これについては、林委員のおっしゃるように、今後、そういう形で充実した講演内容を図るためには、3万円では少し低いといったこととございますので、これについては補正で対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 女性行政のネーミング、済みません。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの男女共同参画計画を策定させていただいて、その中で、ただ、この女性行政推進の事業といったところの位置づけをしているのではないかと思います。そういう中で、今後はこの女性行政推進事業ということを前面に打ち出した計画で事業を遂行していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 了解しました。男女共同参画といいますと、人と人がということで、男性女性関係なく、お互いにお互いの能力を生かしながら、生き生きある生活しているという内容もある中で、女性行政というと、今度は女性に特化した事業に移行していることになりますね。ですので、ちなみになんですけれども、隣の阿見町では女性活動支援センターとか、あとは女性行政にすごく力を入れておりまして、今年度中かな、女性センターというものを立ち上げるようなことも、今、検討を開始し始めております。そうい

う意味では、やっぱり女性独特のいいもの、また、細部にわたるそういう知恵というか。

また、男性は男性ですばらしいものをお持ちですけども、お互いの境界線を持つのではなく、女性がより活動しやすいようなその事業内容のものに、ぜひこの女性行政推進事業がもっともっと。かかわっている方がごく一部だと思います、現実。高齢化しておりますのでね。ですので、なるべく若い方も参加をして、こういう事業を盛り上げていくような、そういう意味では夢が広がる、女性がとても楽しくこの事業にかかわれるような講演内容、そういうものも加味したことで、この事業をさらに進めていただきたいなということを要望して終わりにいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

坂本一夫君。

○委員（坂本一夫君） 済みません。55ページをちょっと開けてください。今回2年目になるわけなんです、定住化促進事業費、ここに485万4,000円の計上があるわけなんです、何棟くらい見込んでいるのか教えていただきたい。

それとあわせて、昨年1年目は何棟、ことしは見込みが何棟ということで、ご説明お願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、定住化促進事業、26年度で2年目になります。25年・26年の両方で70件分くらいですね。25年度、35件くらい見えています。同じように26年度も35件くらいはあるんだろうというような推定で今見ているところでございます。

それで、本年、きょう現在ですが、定住化の奨励金の申請に来ている方は、10件でございます。以上でございます。

○委員長（石川 修君） 坂本一夫君。

○委員（坂本一夫君） 済みません、ありがとうございます。

ところで、このPRの媒体、わかりやすくいうとチラシとかカタログ、何かつくってあるんですか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） まず、これのPRにつきましては、「広報みほ」、ホームページ等々には掲載してございます。それと、稲敷市のほうのパンプですか、あちらの美浦・稲敷のコーナーのところにも置いてございます。

それと、税務課のほうが家屋調査等々に新築物件、行ったときにはそういうお話をその当方の方にしてきていただいているところでございます。以上です。

○委員長（石川 修君） 坂本一夫君。

○委員（坂本一夫君） せっかくだいい施策だと思いますもので、パンフレットかカタログをつくって不動産会社に配布したらどうかなと思っているんですが、いかがですか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） 今、村長とお話ししたところ、不動産屋さんのほうにも定住化の話はしているというようなところがございます。

○委員長（石川 修君） 坂本一夫君。

○委員（坂本一夫君） わかりました。じゃ、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の95ページになります。同じ社会福祉費の関係で、2点質問させていただきます。

まず、社会福祉費の老人福祉費で地域ケアシステム推進事業費の委託料ですけれども、これは社会福祉協議会に委託するということなんですけれども、現在の介護保険事業計画を見ますと、この地域ケアシステム推進事業費の最初の欄は村民5人と書かれていますから、この80万円という金額は、私はもしかしたら人件費かなとは思ったんですけれども、もしそうでないのだったらそうでないということをおっしゃっていただければいいですから、人件費であれば、例えば地域ケアコーディネーターの人件費なのか、どういう人件費なのか教えていただきたいというのが一つです。

二つ目の質問は、障がい者福祉費、扶助費のほうですけれども、障がい者福祉事業費のほうで扶助費で416万円です。前年度の……、済みません。

この中で、事業所のほうで社会資本整備総合交付金の国庫支出金というやつですけれども、「住宅」ということで途切れているんですけれども、ちょっと社会資本整備総合交付金の交付事業の中で「住宅」というのは何だろうとか、住整備環境推進事業かなとは思ったんです。例えばその中にバリアフリーとかあるんですけれども、この交付金の対象事業を参考までにお聞かせいただきたいのと、それから、その交付金の額なんですけれども、前年度は41万2,000円で、本年度ちょうど半分になったんですが、これは交付金の交付率が下がった、例えば2分の1から4分の1になったとか、そういう理由なのかどうか、それとも対象件数が減っているからなんでしょう、お聞かせください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 地域ケアシステム推進事業でございますけれども、今、岡沢委員が言いますように、高齢者や障がい者に対して、対象者一人一人に在宅ケアチームを組織して福祉向上に努めるものでございまして、社会福祉協議会へ委託しているものでございます。この社会福祉協議会のほうにはコーディネーターがおりまして、その方の人件費となっております。

○委員長（石川 修君） 会議の途中でございますけれども、暫時休憩といたします。

再開は、2時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後 2 時 1 8 分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡沢 清君の質問の途中でございますので、執行部の答弁、よろしくをお願いをしたいと思います。

福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの続きの岡沢委員の質問ですけれども、住宅リフォーム条件ということでよろしいのでしょうか。

こちらにつきましては、重度ということなので、手帳の 1 級、2 級、それからマル A 等の該当者がバリアフリーやトイレの改修、風呂、廊下などの改修費の想定でございまして、必要経費の 4 分の 3 まだが補助しているものでございまして、昨年は 2 件ということで予算のほうを計上しましたけれども、ここ近年申請がなく、26 年度は 1 名ということで、減額させていただきました。

〔「資料がないんです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 資料がない。総務課長、資料がないそうですけれども。

○福祉介護課長（秦野一男君） 1 名ということですので、2 名とかになった場合には、補正のほうで対応させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君、答弁漏れはありませんか。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 細かい数字で済みませんが、予算書の 95 ページで、あそこに重度障がい者（児）住宅リフォーム助成費で 41 万 3, 000 円になっています。

事業概要書の 100 ページなんですけれども、そこには、この該当するものとして社会資本整備総合交付金の住宅ということで 41 万 2, 000 円になっています。今、補助率を聞きますと 4 分の 3 の補助ということで、対象者 2 名ということなんですけれども、この 1, 000 円の差というのは、つまり 41 万 2, 000 円と 41 万 3, 000 円の 1, 000 円の差というのは、村からのほうが 1, 000 円分多いから 41 万 3, 000 円ということなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 実際は、41 万 2, 500 円でございまして、端数の処理の関係で 41 万 3, 000 円となっております。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） そうすると、先ほど質問した中で、社会資本整備総合交付金の中のどのような事業かというのは、休憩のときにお聞かせ願いましたので更なる答弁は求めません。

最近言い始めた、要望したのは、障がい者福祉事業費の事業費なんですけれども、前年度当初も、前年度現計の 474 万 9, 000 円になっていまして、今年度は 416 万円と減っているのは、やはり住宅リフォームの部分が単に減っているだけということを考えてよろしいので

しょうか。

〔答弁なし〕

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 済みません、私の言ったその474万9,000円と416万円という数字の違いですけども、これは、事業概要書の114ページの上にある事業費の数字です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員、事業概要書の何ページですか。
事業概要書の。

〔「100ページですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 100ページ。福祉介護課長、事業概要書の100ページ。

それと、予算書の95ページの事業費が416万円なんだけれども、事業概要書と数字と違うよね。

○福祉介護課長（秦野一男君） はい。

○委員（岡沢 清君） 説明書の数字が474万9,000円なので。

○委員長（石川 修君） だから、そのあればどうなのかということを質疑をしていますから。

福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 当然、ここの部分が大半の減額部分かと思われます。

歳入に関しても、当然、事業費の2分の1とか4分の1とかということでございますので、歳入のほうも当然、減るような形になります。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。

○委員長（石川 修君） はい。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 先ほどの林委員のご指摘のご質問で、職員数なんですが、今お配りした資料で、正職員とそれから非常勤職員のところの全体の比較したものをお配りしました。

これをさらに各課に、専門職等がどれくらいいるかというのは、ちょっとこの表では読めませんので、その点を含めてもうちょっと下まで深く入ったところで、各課の配属状況、それから専門職の数、種類等も含めて後ほど資料をご提示させていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） 2点質問させていただきます。まず、予算書の55ページ、中ほどよりちょっと上ですね。先ほど、ふるさと応援寄付金事業費のことでちょっと質問漏れがありましたので質問させていただきます。

需用費の印刷製本費なんですけれども、これはいつごろでき上がる予定なのかということと、何部くらいでき上がるのか。それで、あとはその印刷をかける前に議員に提示していただけるのかどうか、その点をお聞きます。

それと、もう一点は予算書の29ページ、中ほどの雑草除去受託料、これが昨年度の決算額は855万円くらいだったんですけれども、今年度の予算が941万円で、これが100万円くらい高くなっていますけれども、この辺の差というのは、やはり消費税とか、あとは環境美化条例とかそういったことが関係しているのか、その辺お聞かせください。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長糸賀正夫君。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 先ほどの雑草除去受託料なんですけど、これにつきましては、今まで90円のところを100円にしましたので、その分で幾らかまた上がっていると思います。また消費税は、内税にしておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのふるさと応援寄付金事業費の印刷製本費でございますが、一応新年度から使えるようにということで計画はしてございます。ただ、今、作成をしているところで、まだ皆さんにお示し作成できる段階でございません。一応、大分早い時期にやるというようなことで考えています。以上です。

○委員（山崎幸子君） 何部くらいですか。

○委員長（石川 修君） 部数だそうなんですけれども。

企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） 部数については、ちょっと今、きょう確認します。確認してご報告したと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） 印刷をする前に、ぜひとも議員にも提示していただいて、議員の意見も反映していただきたいと思います。これは印刷してでき上がったら、なかなかまた作り直すということは難しいと思いますので、ぜひともその辺よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 答弁よろしいですか。

○委員（山崎幸子君） はい。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎委員の印刷製本費ですか、これに対してのふるさと応援寄付金に対してのパンフレットをつくるということでございますけれども、まだパンフレット等を重複して、ホームページのほうにも掲載を当然させていただくような形になりますけれども、それ以前の議員さんにお見せして、これがどうかというような形だと思いますが、それは6月の議会のときにでもそういう形で提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 印刷製本する前に、議員に提示をさせてください。そして、議員の意見も反映をさせてくださいということで、6月まで出ないんですか、これ。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの14品目ということで、企画財政課長がご提示したと思いますけれども、それにつきましては、全戸村のほうに、提供者の方々を募るということで、1件1件案件化していただいて、その後、いろいろご協力を得たわけなんです、再度そこでそれを今度写真を取ったり、いろいろやる作業がございます。それにまだ進んでございませんので、それを早急にやらせていただきます。

そして、その集まったものに対して、こういうデザインでやろうかということなんですけれども、それについては、実際あらでのデザインを考えさせていただいて、それをご提示させていただこうかなと思っているわけですが、それは6月の議会が一番皆さんがいらっしゃる時かなと思ったんですが、それ以前に、そういうことであれば提示をさせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） 議員が集まる時だけではなくて、せっかくこういう、議員にみんなタブレットを、借りてみんな持っているわけですから、タブレットのほうに送ってもらって、そこでチェックはできると思いますので、それと、今、各自治体でふるさと納税がかなり話題になって、いろいろなところで、お米なんかも10キロ贈るとか、1万円もらって10キロ贈るとか。本当に採算性、その金額面だけを考えると何か損をするような形ですが、でも、それによってお米をつくる農家の人たちはすごく仕事がふえて潤ってくるとか、いい面に回っているんで、その辺もよそがやってから、うわさが下火に、うわさというかあれが下火になってきてからじゃなくて、なるべく早く美浦村もそういった形でやってもらいたいと思いますので、じゃ、パンフレットのほうも、次の6月議会ということではなくて、タブレットを通してでいいですので、早目によろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 了解いたしました。そういうことでタブレットのほうに、でき上がったらすぐに送らせていただいて、議員各位のご意見も頂戴するようにしたいと思います。以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） ただいまの山崎委員の関連ですけれども、議員のほうは毎月、自治研等いろいろな会議を開いてございます。ですので、いつでもその態勢は整っておりますので、ぜひ、でき次第ご提示いただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、先ほど総務課長のほうから、正職員と非常勤職の一覧表をご配付いただきました。ありがとうございます。それで、これですとちょっと、課ごとにまたいただけるということは伺っておりますが、できればそのときに専門職の配置状況の一覧ですね。司書さんとか、ここには今出ていますけれども、保育士さんとか、あと建築設計とか社会福祉士さんとかいろいろな専門職を持って採用されている方がたくさんいらっしゃるかと思います。その方がどこに今、配置されているのかというものもあわせてご提示いただけたらと思います。

そこで村長にお願いなのですが、これから人事を今検討中かと思いますが、いろいろな部課においても、専門職の方がたくさんいらっしゃいます。そのような専門職の方が、今、図書館司書も散在しておりますが、できれば図書館司書も、小学校にも司書さんを配置しましたということで、私は専門職かと思ったら、資格はないということもあり、その事業の充実度を考えますと、やっぱり有資格者の方がきちっとその資格を生かせるような配置をしていただけることのほうがありがたいのかなというふうに思いますので、この人事異動、今お考え中かと思いますが、できるだけ専門職の方は動かさず、その専門職を生かせるような人事配置していただけないものかということが一つ。

あと、無理を承知で言っているんですけども、保育士さん、幼稚園教諭の方々も非常勤がとても多いです。それで先ほど来ご説明ありまして、民営化とか幼保一元化等を考えている経緯もございますが、なかなか遅々として進まない。進まないこの時点が一番歯がゆいときでございます。進めるのであれば、早期に進める。進めないのであれば、やはり非常勤ではなく正職員という形でやっていかないと、やっぱりやりがいたとか、あと、自分の生活設計が築けず、優秀な方もよその市町村で正職員で勤務している方も出てきてしまいます。

ですので、やっぱり優秀な方に残っていただき、美浦村の子どもたちの子育てをきちっとした教育を受けられる、そういう環境整備にも、やっぱり資格というのは専門の勉強をしてきた人たちですので、そういう方たちが生かされる人事配置をお願いしたいなということを要望したいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 現場サイドでいいますと、保育所長もきょう見えていますし、幼稚園長もいますので、現場の声は私から聞くよりは、きょう来ているので、保育所長、幼稚園長から聞いたほうがいいのかと思います。

でも、確かに今、正職員じゃなくて、臨時職員でいうと、今、議員から言われたように、それだけの仕事の能力を持っている人は、正職員で安定した生活を望むということになると、賃金、給与が少し安くても、将来が安心してという部分で見れば正職員のほうに異動してしまうのかなというふうに私も思います。

そういう意味でも、今、臨時職員で時給も、奪い合いじゃないですけども、いい先生

を採るのには時給を上げていくということで、1,000円以下で募集していたものが、今はもう1,000円を超えて、今、美浦村でも臨時で募集するのにはちょっと、稲敷市が1,070円かそこらまで上がっていたんですね。ですから、それと同じでは絶対来ないので、それ以上にしないと、いい先生は本当は集まらないという部分があるかと思います。

ことは特に7名ぐらいちょっと足りないという部分もあったので、いい先生をそれだけ集めるのには、賃金、時間給も高くしていかなければならないということであれば、やっぱり正職員で安定して働けるというのが一番異動が少なくていいのかなというふうには思っています。

ただ、今、委員おっしゃるように、幼保一元化も含めて、公立でいくか、それとも私立の配置がものすごく、民間と公立の違いが少し。保護者たちがどこで見きわめているか、子どもを預けてもらうのに、その辺のところを時間のある程度の余裕も民間は見てくれたり何かする部分もあって、いろいろと協議はしなくてはならないところにあるのかなというふうには思います。

また、村の職員の中で専門職、委員の皆さんご存じで、きょうはテレビでやっていませんから聞こえない部分が、見えない部分があると思いますけれども、専門職でいる部分もいろいろな課で必要になってきます。先ほど言いましたように、社会福祉士もそうですし、それから、看護師も保健師も必要になってきております。司書も各学校ごとに置ければ一番いい、子どもたちに図書の選び方も含めて、いろいろと提案もできるのかなというふうに思います。そういうふうになっていくのが当たり前で、それができなければ、自治体間の住民に対する考え方はどこにあるのと言われると、子育てもしづらいとか、それから老後の生活も、というふうなことをしてくると、子育ても福祉も専門性のある人をやっぱり配置をしていかなければ、住みやすいというふうな方向性には行かないのかなというふうに思います。

今回も、専門職で保健師、社会福祉士の方も新採でということにはなっておりますけれども、今現場サイドはそういう資格のある人をいかにうまく配置転換をしながら働いていただくか、庁内だとそういうことでは、福祉介護課、また国保年金課もそうですし、健康増進課も、そういう専門職の人たちがいないとなかなか対応の仕方が難しいという部分もあります。これからはそういう専門職が貴重なところになってくるのかなというふうに思います。司書も含めて、できるだけ持っている方を採用の基準に入れていきたいというふうに考えております。

ただ、現場の中は、それぞれの上司とのいろいろな職場関係はないんですけれども、中にはいろいろ、向き不向きがありまして、なかなかスムーズにいくかないは、私の耳には聞こえてくるようで聞こえていないようにしていますけれども、その辺は同じ採用された職員としては、自分の仕事をいかに住民に生かすかということをしていかなければ、中の職員同士の部分は少し薄れてくるんだろうなというふうに思います。

ぜひいろいろなところで、いろいろな意見を出していただいて、そういう専門性をそうこうしながら配置していくようにしていきたいというふうに思います。人事に関しては、多分あした、第一次がありますので、その辺は何かよくできたかは、評価はしてもらえないかなというふうには思いますけれども、あした総務課から一応出します。

○委員長（石川 修君） それでは、先ほど岡沢 清君の質問に訂正がございます。

保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 先ほど岡沢委員からございました一般会計事業概要書の123ページで、委員からご質問ありました中で、子ども・子育て支援法第62条ではなく、それは都道府県の子ども・子育て支援事業、支援計画ではないかということがありまして、まさにそのとおりでございます。市町村の場合は、第61条になりますので、ご訂正のほどをお願い申し上げます。

第61条、市町村子ども・子育て支援事業計画とありまして、その61条の7で、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないという形で、この事業がなっておりますので、ご訂正のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員、よろしいですね。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

○委員（塚本光司君） じゃ、今同じようなページ来たもので、予算書55ページの08企業誘致事業費、これは一般質問でも上がってあるので、木曜日にやるので、その前に小手調べじゃないですけども。

第6次美浦村総合計画のあれでは、26年、平成35年まででしたっけ。その中に平成31年までには企業を三つぐらい持ってくるよというようなことで計画には、資料に載っているようです。例年、本当にこの企業誘致事業費というのは、20万ちょっとぐらいの世界でやっているわけですね。多分思うに、どこの自治体もそうだと思うんですね。県だろうと、茨城県に限らず、北海道でも九州の自治体、どこでもちょっとした資料をつくって、工程表載っけて、国はこうで、県がどうで、自治体がこうでということで多分出して、説明をして、門戸を広げて待っているのみというやり方だと思うんですね。極端な申し上げ方なんです。

そうすると、例えば平成31年までに、その三つぐらいの企業をぜひとも誘致したいという心意気であれば、例年20数万円のものを、200万円も500万円も一気に上げろとは申しませんが、逆に、これは6万何ぼといったって3分の2に減っているわけなんです、この辺の考え方をひとつお聞かせいただければなと思ひまして、質問したいと思います。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

企業誘致ですね、企画財政課は特に企業誘致の専門ということで、企業誘致推進室長のほうを1名置きました。それで、その後、今度関連する部門、開発関係、進出するまでは開発関係と連携するようになりますので、今は都市建設課のほうに企業誘致推進室というものを置いてございます。

それで、3社というのは、最低でも2年なり、それぐらいは目標として最低、誘致したいねというので、吉田室長とも話をして、その計画の中身はそういうことで、それを基本として決めました。

美浦村というのはご存じのように工業団地というものをつくってございませぬ。そういうことで、圏央道が開通した恩恵で、例えば阿見町であるとか稲敷市のほうは、茨城県のほうの企業局が圏央道に沿ったインター近くに工業団地をつくったりということもあって、周りの町村は圏央道の開通に伴って、雪印メグミルクであるとかコメリの流通センターとかというようなことで、周りがそういうことで企業誘致がどんどん進んでいるようにも見えます。美浦村は何をしているんだということなんでしょうけれども。そういうことで、これまでも組織の面でも正職員1名、専門の職員をつけてということでございます。

企業誘致という工業団地はないんですけれども、これまでも美浦村が企業を誘致してきたのは、個別の企業等を当たって進出をする企業、その企業になるべく協力して用地交渉からさまざまなものを協力していくということしか、工業団地がないわけなので、そういう方法しかないと思います。

そのときにもおっしゃっていた一般質問の内容のすり合わせの中でのちょっと話をしたんですけれども、そういうことでは、いろいろな情報が出た中で、美浦村が待っている態勢ではなくて、どんどん外に情報発信をする、また積極的に情報を得ながら企業誘致を進めていかなければならないというような、塚本委員の全くおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。

そういうことで、なかなか企業誘致、今度こういう企業が来ます、こういう企業が来ますという報告ができれば本当はいいんでしょうけれども、これはなかなかみんな、企業のほうがどちらかというと外国のほうへ出ていってしまう。そのような中では、実際、吉田室長もいろいろな面でいろいろな情報をとりながら頑張っているんですけれども、なかなか成果が目に見えてあらわれてこないという中で、企業誘致かどうかかわからないんですけれども、例えばパブリカの植物工場であるとかそういったものについては、2社、美浦村に立地をしていただけるような運びになりましたし、ユニフードさんなんかは本来外へ出ていってしまうという計画があったものを、村のほうの専用地域の中に村のほうでさまざまな制度をつくるので村内に残ってくださいというようなことで、村内にとどまっていたいたというようにもございます。

そういうふういろいろな情報を積極的に発信していったって、美浦村に出てもいいかなというふうに思っただけのように、企業誘致としては努力をしていくしかないのかなと、チビチビとしてでもやっていくしかないのかなということを思っています。

去年の一般質問の中でもお答えしたんですけれども、村長も含めて、そういうトップセールスも含めて、美浦村への企業誘致ということはこれまでも続けておりますし、これからも努力をしていかなければ、全協の中で話がありましたけれども、人口減少がどんどん進んでいる中では、そういうことにも職場、きちっとした働けるようなところがないとどんどん人が出て行ってしまうということになりますので、そうした意味では企業誘致というのは村としてもやっていかなければならない重要な課題だというふうに捉えておりますので、議員の皆様もぜひ、美浦村に出てもいいと言うような企業を紹介していただけるようなことで、一緒に職員だけでも力が足りませんので、議員の皆様も、ぜひ加わってほしいなというようなところで、質問に答弁になるかわかりませんが、一応こういう話をさせていただきました。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、経済建設部長のほうから、企業誘致に対する16万円という部分で、実際、今、県のほうの、工業団地で張りついてきているのは、県の東京事務所です。東京事務所のほうには、企業からいろいろな要請があって、これぐらいの面積で、金額がこのぐらいで、という部分では東京事務所には結構問い合わせはあるそうです。

ただ、美浦村には県がつくったそういう工業団地の部分が、企業局がつくったものがないんですよ。つくったといえ、やっぱり阿見町の吉原から今の香澄の里の工業団地ですか、それと稲敷市とか、そういうところの県が持っている部分はすぐ紹介するんですね。

対して美浦村は、5町歩以下、ハイテク産業、どこでもいいですよという許可はもらっているんですけれども、これは東京事務所所長に前に会ったときに、「美浦村で、じゃ、工業用水とかそういうものを全部、『ここでやりたい』と言ってもできるんですか」と言われても、「やります。できます」とは私も二つ返事ではちょっと答えられないのが現実なところなんです。

工業ゾーンはあるんですけれども、工業団地化していなくて、たまたまこの前のユニフードさんも、阿見町の工業団地のほうにという手が上がったので、できれば村内にいてくださいということで、インフラの部分は全て美浦村で持たないと、事業者がそこまでやったのではなかなかできないという部分もあって、本当は、そういう受け入れ態勢がいつでも、「あれ、1年待ってください、2年待ってください」と言うと、ほぼ回答はゼロに等しいぐらいですね。

ですから、本当はもう先行投資でやるのは、ちょっとなかなか難しい部分があるので、皆さんの、先行投資の部分でそれが焦げついたときにはどうなるのという不安のほうももっと先にいってしまうのかなというふうに思っています。

そういう意味では、そういう工業団地の部分をつくって、インフラの部分まで整備してなくても、さっと入ってこられるような部分までしかないのかな。それで、あとは、今、美浦村の工業クラブの関連のところには、もしそういう話を聞いたら、ぜひ美浦村にお声かけくださいと。村としては、できるだけインフラの部分は村のほうでやって、立地をしていただくような考え方はありますよというお話はしているんですけども。

呼ぶ、よそからまず来てもらうことも大事なんですけれども、今いる、事業展開している、美浦村にいるところがよそに行ってしまうような条件も必要なのかなというふうにして、その後の企業誘致の室長には、去年つくったんですけれども、もう工業クラブの各事業所を回って、村としていろいろな面でお手伝いをしますとか、それから、こういう有利な融資制度をお使いくださいという部分は、やってはいるんです。

ですから多分、そういうことの話の中で、パブリカも二次工事ではないんですけれども、同じようなものを外に展開するというのは、そういう効果が一つあったのかなというふうには見てはいるんですけれども、できるだけ、ミニでもいいですから工業団地などを、区域を整備したものを本当はつくれば、誘致しやすいのかなと。そういうものができれば、本パンフレットをつくって、各いろいろなところへ送付して、そういう脈のあるところへどんどん営業をかけてもできるのかなというふうに思います。

今、東京事務所には、月15～16件は問い合わせがあるそうです。ぜひ、土地が高いという事業者がいたときには、美浦村は安いので相談に応じますから、ちょっと向けてくださいという話はしてございます。でも、来年すぐ出たいと言われてもちょっと美浦では不可能なので、クリアできるようなところまではやりますけれども、それについては工業団地ではないので、どの業種でもいいですよという受け入れ方はできないんですよ。それから、ハイテクな部分ならば5町歩未満なら大丈夫ですからという、一応制度は、この枠の中の募集しか今はできませんので、という話はしているんです。ぜひそういう情報をいろいろ委員の皆様、部長も言いましたけれども、情報があれば、早目に村は全面的にインフラの整備までしてでも受け入れをしていきたいというふうには思っております。

○委員長（石川 修君） 塚本光司君。

○委員（塚本光司君） この問題は、行政だけの問題じゃなくて、美浦村という行、官、民もひっくるめて、チーム美浦村じゃないですけど、なるべく情報までは、私、同僚もこういうのがあるんですかということで、いつも率先して出すようになると思うんですが。

予算は今までこういうあんばいだったもので、そういう「ゼロの桁が」というふうな話ではないんですが、大体の考えは、村長の何かその経済建設部長のほうの話もあったので、木曜日にこの質問がいいという話でしたが、言っちゃおうかなと思ったんですけど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○委員（下村 宏君） 新規事業の中で、2件ほどお伺いをしたいと思います。ページが161ページの予算書になります。橋梁維持補修事業費についてですけれども、この案件について、橋梁の老朽化に対応するためというようなことで400万円ということでございます。そのうち設計の委託料が200万円、補修工事が200万円というふうな数字ですけれども、この補修に対しての設計、そのみなのかどうかと、それから、どこの地区をやるのか、どこのところをやるのか、それから、こういう橋梁がまだどのくらいあるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、もう一つなんですけれども、ページが215ページの地区公民館補助事業費の中で、地区公民館の修繕事業というようなことが補助事業で出ていますけれども、この修繕する地区はどの地区なのかだけお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 161ページ、橋梁維持補修事業費400万円についてお答えいたします。

まず委託料なんですけれども、今年度、株式会社オオバによりまして、美浦村、59橋あります、橋が。そのうち15メートル以上の橋と、重要路線にかかっております7橋、15橋について、長寿命の調査をいたしております。

一番悪い橋が、主桁がもう腐食して危ないということで、それはもう26年でやらなきゃいかんだろうということで、まず調査をいたしまして、200万円の委託料をいただきました。それに基づいて、とりあえず補修費として200万円計上しております。場所が余郷入干拓の法城橋というところで、そこが一番、喫緊の補修対象ということで、ほかにもあるんですけれども、毎年計上して、塗装とかそのジョイントの補修を行う予定でおります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） 215ページ地区公民館補助事業費ということで、地区名は下舟子コミュニティセンターでございます。照明器具の交換というようなことで考えてございます。以上です。

○委員長（石川 修君） 下村 宏君。

○委員（下村 宏君） そういうことで、明快な回答ありがとうございました。

それで、この橋梁については、事故が起きてからでは間に合いませんので、事故が起きる前にやはり直すべきところは計画を組んで直してほしいということでもあります。

私の質問は以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書のページ数は示すことができないんですが、申しわけございません。自治体クラウドについて質問したいのですが、その文言が事業概要書のほうに

も、見落としているのかもしれないんですけど、なかったものですから。

総務省の出している地方財政計画の見直しという文書の中で、地域情報化推進事業の一環で、「自治体クラウドの推進については」と書かれて、中は割愛しますが、地方公共団体の取り組みを加速するため、自治体クラウド導入支援コンサルト及び導入後の実務処理研修に要する経費についても、地方交付税措置を講ずることとしていること、と述べられているんですけども、これまで美浦村の経緯からいいますと、24年9月の補正予算で、自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料として1,050万円の予算がありました。

24年度決算では680万4,000円の支出になっているわけですけども、残りの370万円については、25年度で使ったのかなと私は思っていたんですけども、昨年9月決算のときにもお聞きしたんですが、今現在の進捗状況はということでお尋ねし、余り詳しいお話を聞けなかったものですから、でも、営業が始まったとは全然聞いていませんし、近隣の市町村でも太子町が、近隣市町村と一緒に民間のデータセンターと接続したようなものですけども、現在コンサルト業務というのはもう終了しているからこそ、予算書には載ってはいないと思うんですけども、ただ、自治体の場合だってどういうものだったかなと思って、おとといあたりネットでいろいろ見ていましたら、その総務省も発行しているんですけども、県内では大洗町、美浦村、太子町、潮来市は交付決定になった。これはどういう公算で業務になったのかはちょっとわかりませんが、平成24年4月と8月、報道発表というか、報道があれば見られると思うんですけども、今現在は、予算上は別に災害に強い情報システムと振り分けられているのかどうかかわからないですけども歳出歳入に関しては、自治体クラウドに関してはどういう状況なんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 自治体クラウドについては、これは今やっているのは、五霞町、それから、かすみがうら市、常陸大宮市、あと太子町かな、ここは連携してやっています。要するにサーバのバックアップをしておいていただいて、そこの市町村にもし何かあったときに、サーバが壊れたときに、そういうバックアップをクラウド化したところから情報をもらうという。

これは、美浦村でも県内4町村、阿見町、利根町、河内町、美浦村で、この四つで協議をやろうよという、事務レベルの段階で話を進めた経緯があります。ただ、ちょっと、その後、河内町が変わったり、阿見町が選挙があつていろいろおこなっているんですけども、これは県としてもできるだけ早目に、今の五霞町、かすみがうら市、常陸大宮市とか、やっているところに入りなさいとか、県のほうでも指導はあるんですけども、果たしてどこどどの市町村とやると、一番コスト削減ができて、安全にデータを保管してもらえるかという部分もありますから、美浦村は結構早目に提言してやったので、そういうバックアップの部分の部分を保管する部分も美浦村の中でやろうかという話まで出ていたんですけども、まだ実際稼働しているのは、さっき言った4市町だけでございます。茨城県もあと40市町

村がありますから、その辺も国は早目にクラウド化に向かってという指導はしているんですけども、まだ茨城県あたりは10%以下ぐらいの中だと思います。

これは、いずれそういう方向で行かないと、この前も東日本大震災のときにそういうサーバー的なものは、クラウド化してよそこにあれば、いつでも復旧できるという部分がありますので、これはもうそう遠くない近々のうちに、そういう整理はしていかなければならないだろうなというふうに思います。

美浦村の場合は、サーバーのいろいろなシステムの部分では、ちょっと早目に5年前かな、茨城計算センターからTKCというところにかわったので、コストの削減はある程度進めてはきているんですけども、クラウド化によって、普通そういうことをやっていないところは、3割から4割ぐらい削減になるんです。ですから、当時、美浦村ではシステム総体で1億1,000万円から2,000万円かかっていたものが、最初、交渉だけで9,000万台ぐらいになって、その後、要するに3社ぐらいを入れて、それと入札制度を使ってデモンストレーションしてもらってやって、今のTKCがあるんですが、そういう意味では今、約50%、55%くらいかな。そのぐらいまでも下がってきているので、美浦村がクラウド化しても、そんなには下がらないようなところまでも美浦村は進んでいます。

ただ、データを安全に保管してもらえんという部分では、これは美浦村だけで考えるわけにはいきませんので、一緒にやっていかざるを得ないだろうなというふうに思っています。

私以外に、企画財政課長がわかっている範囲の中で。

もらっているというような話があったんですけども。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢委員のお話の中に、平成24年に地域情報化推進計画について作成をするということで、国のほうから事業費として補助を得た。これは100%補助だと思ったのですが、それで、1,090万円だったかな、額はちょっと済みません。1,000万円以上の交付があったと思います。その中で入札があって、それを実施した。その後、落札価格が600数十万だったと思います。

その600数十万の中で実際推進計画を立てて、実際にでき上がってございます。それについての、計画はできているんだけど、実際にじゃあ、そういった実施はいつやるんだというところなんですけれども、実際のところ27年度からの、この量的な部分では今まで5年間、6年間の契約の中で設備の導入を行ってきたわけです。

TKCさんとの6年間の契約が26年度で切れるといった中で、では、次の段階をどのようにしようかといったところで、今後クラウド計画というものも、クラウドというものを検討していくと。今年度で検討して、27年度から数えていくということで思っています。よろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのTKCとクラウドの件ですけども、TKC

に基幹系をかえたときに、かなり村長のほうからもお話あったように、かなりの経費削減ができてございます。今度また新たにクラウド共同利用というようなことでやっていきましても、本村にとっては、経費的には下がらないような状況であるということは、担当のほうからは聞いてございます。以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 正直言って私は余り経費のほうは関心がないんです。

私はちょっと、2点目の話、以前聞いた記憶がありますので、それと、自治体クラウドというのは、経費削減。経費というよりも事務効率といった観点と、例えば地域の、L G W A Nのような地域ネットワークのようなものではなくて、自治体クラウドに接続すれば、単に県とか限られたところでなくて、中央省庁までのデータのやりとりに応えるという前提になっていますから、そういう点で、例えば共通番号制なんかも視野に入れて国は自治体クラウドを進めているわけで、そういう観点で、美浦村がどこまでの進捗だったのかなと関心があったわけですけども。

では、そのコンサルティング業務を順守する中で、技術的なノウハウというのは、例えば私が聞くことというのは、24年の9月にデータセンターの接続は、県のデータセンターか、それとも民間のデータセンターかと聞いた覚えがありますが、村長が、民間のデータセンターを考えているとおっしゃったと思うんですけども、新たな機器の購入というのものもあるかもしれませんが、民間のデータセンターと接続環境ができれば、美浦村としては技術的なノウハウというのは、導入、コンサルティング業務として確立されているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、美浦村のシステムはT K Cに切りかえて運用して5年過ぎたかな。先ほどのクラウド、茨城県だか4市町がやっているところもT K Cなんです。ですからその辺がマッチをしているので、県のほうも、美浦村はすぐそこにもう単独で参加すればいいんじゃないのと県のほうは言ってくれているんですけども、じゃ、美浦村だけそこで行っちゃえばいいのかというわけにもいきませんので、市は別にしても、県内4町村で一応協議も持って立ち上げてある部分がありますから、じゃ、もう美浦村だけ同じT K Cを使っているんで、違和感なくさっと入れる部分があるから、じゃ、抜けて美浦村だけ行っちゃいますよというわけにもいきませんから、できれば幾つかとまとまっていければいいのかなというふうには思っております。

別に抜け駆けするわけじゃないんですけども、せっかくそういう話。本当は4町村でやって、ある程度まとまってきた、そういうところに一番安全で安心なところにそういう情報を保管をしてもらったりという部分を考えていくと、4町村がまとまれば、稲敷市とか。じゃ、龍ヶ崎市もどういふふうになって、いろいろなところが入ってくる。ボリュームが大きくなるだけに受け入れ側も安くそれを保管することができるという話は聞いてい

ますので、ぜひその辺も含めて一緒にやるときにはいきたいなと。

現在今やっているのは、一番北のほうと、一番西のほうと、大変なところでやっても、情報は同じで共有できるということでございますので、その辺も含めて、早目に検討をしていきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） ただいま村長言われたとおりで、自治体クラウドそのものが、やれるところだけやっていけばというような趣旨で、総務省が進めているわけじゃないですから、別に美浦村が急いでという、そういう趣旨では全くございませんので、今の説明で納得しました。

○委員長（石川 修君） 質疑の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。再開時間は３時３５分といたします。

午後３時２０分休憩

午後３時３５分開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、先ほど山崎委員のほうから、ふるさと応援寄付金事業費の印刷製本費の件で質問があった部分で、何部印刷するんですかというご質問だと思います。こちらのほうでは、１,０００部を予定してございます。

先ほど言いましたとおり、いろいろな部分でタブレットとかそういうものに入れて、あとは自治研が議員さんの方であるということですので、そういうところでゲラのほうを見ていただくというふうにしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長のほうの資料の配付は。もうこれで。じゃなくて次回、あしたですか。

○総務課長（松葉博昭君） 次回というか、この中には特別委員会中にはつくります。

○委員長（石川 修君） そうですか、はい。

それでは、そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

山崎幸子君。

○委員（山崎幸子君） ただいま企画財政課長から、１,０００部ということでご答弁いただいたんですけども、これの配付方法とかそういったものは、まだこれからになるわけですか。どういう形で配付するかというのは。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですが、配付方法については、これか

らということになります。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 95ページの地域公共交通運行管理業務委託料1,404万円ということで、前年度の予算よりは100万円上がって、それで8%になったという積算だと思うんですけども、この積算根拠を教えてください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ご指摘のとおり8%になったという部分もございますし、あとは、乗用車1台をワゴン車にかえたという部分もございます、その分と当然燃料費もかかってきますので、それを加味した積算となっております。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。多分そうかなとは思ったんですけども。

実際、これに限らず、26年度は消費税8%になるので、それを見込んでの予算組みだと思うんですけども、そのほか、今言っていた燃料だとかいろいろな値上がり等も含めた、そういったことを考慮に入れた各課、やっているのではないかなと思うんですけども、その辺、そしたら財政のほうの担当の方、ちょっと総合的にちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） 燃料費等々についても予算積算の段階で新年度見込みを出しまして、それで積算していただくようにご説明してやっております。

それと、消費税等につきましても、例年5%でやっていたところを、4月から8%に値上がるというようなことになりましたので、8%での積算をお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） それでは、予算書25ページと65ページに歳入歳出が出ています基金のことでちょっとお尋ねいたしますけれども、通学交通基金費が1万5,000円、ふるさと応援基金費が35万1,000円、復興まちづくり基金費の8万円で、ふるさと応援基金費は、内訳は寄附金35万円に利子1,000円ということで、復興まちづくり基金費が1,000円、そうすると、利子が昨年度の決算書を見ますと、24年度の決算書の基金の残高を見ますと、多分これは大分移行していると思うんですけども、とりあえず年度末の残高で見ると、通学交通基金が1,739万円に対して、復興まちづくり基金が3,800万円、これに対する利子のつき方がちょっと違うというか、これは同じ銀行で同じ利率かちょっとお尋ねをいたします。

〔答弁なし〕

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 済みません、今、とりあえず例として、この3項目を挙げましたけれども、できれば、積み立てている基金、幾つかございますけれども、財調とかふるさと基金、減災基金とか種々の基金がありますけれども、全部同じ銀行、同じ利率なのか、お尋ねを変えさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

部長。

○総務部長（岡田 守君） はい。ただいま林委員からのご質問でございます。

基金の積み立ての金融機関でございますよね。あと、利率といったところでよろしいんですか。これは25年の2月末現在でございますけれども、先ほどおっしゃってありました通学交通基金は、金融機関が筑波銀行美浦支店と常陽銀行美浦支店、それで利率が筑波銀行美浦支店が0.075%でございます。常陽銀行美浦支店は0.025%でございます。

それと、ふるさと応援基金、これにつきましては、常陽銀行美浦支店でございます。済みません、ここは利率のほうがちよっと抜けてございまして、後でお知らせしたいと思います。

あと、復興まちづくり基金、これについては常陽銀行美浦支店と、あと茨城かすみ農業協同組合本店でございます。常陽銀行美浦支店については、普通預金でございます。その関係で利率のほうが抜けていたのかなと思います。茨城かすみ農業協同組合本店につきましては、定期で積み立てておりまして、利率が0.200%です。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。

今ちょっと不明なところがあったのでちょっと不安になったのですが、できれば基金の内訳ですね。これを一覧で資料を求めたいと思いますが、準備できますでしょうか。

○委員長（石川 修君） 部長、基金全般のいわゆる明細を提出できますかという要望だと思いますけれども、できるでしょう、それは。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それについては、至急作成をさせていただいて、きょうあすには提出をさせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 資料請求ばかりして申しわけございませんが、その銀行と利率と、今現在の残高、毎月動きがあるかと思いますので、現在の残高もあわせて一緒に一覧にいただけるとありがたいかなと思います。毎月監査をやられていますものね。

○委員長（石川 修君） 会計課長、2月末現在の残高で提出、3月末というわけにいかないでしょうから、2月末現在の残高で資料の提供というのはできますよね。

○会計管理者兼会計課長（大竹美佐子君） はい。

○委員長（石川 修君） 林委員の要望はそういうことなので、2月末現在の残高の明細を提出をお願いしたいと思います。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） じゃ、2月末ということでよろしくをお願いします。

その中で、通学交通基金に関してちょっと突出して質問させていただきますが、これは、過去に龍ケ崎市関係の学校に通う保護者の方での積み立てで残高がこの金額になり、どのように利用されるのかというところを鋭意検討されているところだと思いますが、現実、この動きがあるんですね。

それで、この基金を今後どのように利用されるのか。あと、今現在の龍ケ崎市に通うお子様が結局交通の便がないということで進学を断念しているお子様も現実にはいらっしゃるの、そういうところでは、ほかの項目で、ほかのお子様に利用できるものではない基金ですので、龍ケ崎市方面に関しての通学の便に何か補助できるような事業を考えられないのかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 村長答弁。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 龍ケ崎市方面の公共交通になりますと、ちょっと本当に不便な部分で、実際、今、美浦村の地内を通して龍ケ崎市のあそこはお風呂が、龍ケ崎市にはお風呂場があるんですけれども、あそこまで行って、あそこにつながって利用している人が何人かいるということで、実はこの前も公共交通の会議の中で、そういう利用方法がありますので、「美浦村の方も使うのには……」と言ってはくれているんですけれども、果たしてその時間帯、子どもたちの通学、そしてまた帰りの時間も同じようにそこが使えるのかというと、ちょっと困難な部分があるのかなというふうに思います。

でも、ちょっと提案をこの前も陸運事務所の支局長でしたっけか、牧瀬さんとかいう方が言っていましたけれども、だめだという話では、否定的ではなかったんですけれども、やれる要素があるかどうかというのは、今、福祉介護課長のほうでもデマンドの運用がどの辺まで可能かという部分を今調べていただいております。

一自治体だけではもう制限があるということでございますので、地域の要望として稲敷市の眼科までという一つの路線も、地域公共交通会議の中で、これは稲敷市のオーケーをもらわないとできないということでございますけれども、稲敷市とやっているのは江戸崎地方衛生土木組合という一部事務組合を運営をしていますけれども、あとは稲敷地方広域市町村圏事務組合というのは、今度、来年の4月から阿見町が加入しますので、7市町村ですか、今6市町村でやっていますから。その中の運営は可能ですかといったら、お答えできませんということで、支局長のほうから明確な答弁はもらえませんでした。

一部事務組合としては、そういう消防関係をやっている、また松風園という福祉施設も運営をしているという部分もありますので、それは自治体がどこもみんな参加をしてお金

を払う、お金も出して運営をしているということでございますので、その辺が可能であれば、交通の便のいいのは、牛久市と龍ヶ崎市も必ずいいとは私も言い切れないのかな。佐貫の駅は持っていますけれども、阿見町も常磐線の駅は持っていません。そういうことを考えると、運営方法として、そういうものが可能であれば教えてくださいという話をしたのですが、答えはしてくれなかったので、こちらで調べて、可能な限り、林委員、今、国土交通大臣が関連するところなので、ぜひ陳情をしながら、圏域を打破する地域住民のための交通が認められるのであれば、美浦村としては少々、もう少し負担をしても、稲敷広域の範囲内を自由に村から送り迎えもできるような部分ができ上がれば、いいのかなというふうには考えております。

これも一つのこれからの課題だと思って、ちょっとそういうことはもう27年度からの協議の事項に考えてくださいという話は、阿見町を入れない中の現在の枠組み、6市町村中の管理者、副管理者には、あと事務局のほうには提案をしてございます。27年になったらそういう協議をしてくださいねと。国土交通省がだめですよと言うものにはできないんですけれども、一部事務組合でそういう運営もやっていますので、公共交通もひとつその中で、運営の主体は一部事務組合ということになれば、圏域の中は自由に行けるというふうになろうと拡大解釈私はしているんですけれども、ぜひ議員の皆さんにも拡大解釈はいい方向として捉えていただければ、可能になっていくのかなというふうには思います。

○委員長（石川 修君） 通学交通基金の運用方法。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 通学交通基金としては、前にバスの運営もしていて、それがあるんですけれども、多分、今その基金を何に使うかという部分でやると、1年間でもちょっと難しいのかな。実際、今、デマンドで先ほど委員のほうから質問があって、1,400万円ぐらい予算を組んでいますねという部分がありましたので、補助の部分でやりますと、本当であれば中型バスも要らない。15人乗りぐらいのワンボックスのちょっと大きなやつで十分だと思うんですが、その人たちのためだけにやるか、それとも、定期的に走らせて一般の人も移動が可能なようにする、べきだと私は思いますけれども、それは別に一般会計で使うわけじゃなくて、そういう公共交通と住民の足としてできるようなものであれば、その基金のものはそこに活用はしていきたいというふうに思います。

ぜひ、村の中だけではなくて、外にもできる部分を今つくって、路線をもって運営をするというところがちょっと出てきたので、その辺とも検討はしていきたいなと思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 高校生通学だけではなくて、一般の人も利用できるようなということ。また、より広域で運行できるような条件をもって、公共性を持ったものとして活用していくというふうに、この積立金に関しては運用を考えていくということでよろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） その前に、もっと早目にそういう部分を提案をして、路線的に事業者が開拓した部分であれば、それは7市町村で立ち上げたときということじゃなくても、私はいいのかなと思います。

さきには私もそういう提案を、もう27年度から、来年の4月からはその協議をしてくださいという話はもう投げかけてございますので、ぜひその辺は、その前に今、龍ヶ崎市のお風呂をやっているところまでは行っているということなので、その先も、その事業者がいろいろな運行の部分を考えていただければ、便利さがもっと出てくる、出てくるんだろうなというふうに思います。

近々でほしいのは、稲敷市の眼科というのが一番要望が多いということで、これについては早目に公共交通会議と稲敷市のほうに打診をして、1時間に今1本というやつを、30分に1本ということに、デマンドの運行時間を変更できれば、もっと利用者の数もふえてくるかなというふうに思いますので、その辺の調査もしながら、1時間1本ではなく、1時間に2本ということも視野に入れていきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） もう村長の頭が公共交通から離れていないということがすごくよくわかるのですが、実は基金というのは、項目外のところになかなか利用できない縛りがございます。

通学交通ということですので、やっぱり子どもたちの通学関係とか、そういうものに使われるべき積立金として位置づけられているものだと思いますので、その枠の中でまた、その拡大解釈で、その基金の運用ができるのであれば、毎年こうやって利子だけ計上していくという事業ではなくして、きちっと中身のある基金利用方法を早期に立ち上げていただいて、有効利用をしていただきたいなということを要望して終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の179ページ、事業概要書の219ページなんですけれども、学びの広場サポートプラン事業費ということで載っていますけれども、公立小学校の4年生5年生を対象に、学びの広場サポートプラン事業をするというようなことなんですけれども、ことしの土曜日の授業について、一時期、各自治体に委ねるというようなことが載っていましたが、ことしは美浦村では土曜日の授業は考えていないんですか、どうですか。

○委員長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 文科省のほうから、土曜日の授業というようなことで出されております。それで、茨城県の教育委員会のほうも、教育長会議等で説明

は受けています。

それで、茨城県の考え方としては、「26年度は土曜日の学校は考えていません」というような言い方になっています。これが茨城県の考えです。

それで、美浦村の考えも、やはり同じようなことで考えていまして、土曜日の学校も考えていません。それで、近隣のほうも、やはり県に準じているというようなところもあると思うので、やはり近隣でも考えてはいないという形になってございます。

それで、委員が今申し上げられました179ページの学びの広場サポート事業費に関しまして、これ、金額的に15万8,000円なのですが、これは小学校5年・6年生の夏休みのサマースクール、それに対しての金額でございます。これは、10分の10の茨城県からの補助を受けまして実施しているものでございます。

以上が、学びの広場のサポート事業の内訳でございます。よろしくお願いします。

○委員（小泉輝忠君） わかりました。土曜日の……。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠君、挙手をしてお願いします。

○委員（小泉輝忠君） はい。土曜日の授業については、一時期、新聞等で自治体がこのころという話があった割には、最近新聞に全く載っていないし、今の時期になって何も載っていないので、多分美浦村でも展開を見たら、載っていないので、多分これはやらないんじゃないかなという気がしましたがけれども、再確認の意味で質問しましたので、どうもありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 議案書の155ページです。

○委員長（石川 修君） 議案書。予算書ですか。

○委員（岡沢 清君） 予算書です。予算書の155ページです。商工費の観光費で補助金の部分です。美浦村観光協会へ70万円、木原城山まつり実行委員会に120万円、これは24年度決算と同じ金額だと思うんですけども、それで、24年度決算のとき、私が質問といいますか、健康農園について歳入歳出項目がわからないということで、歳出については、観光協会へ行っていると。歳入については観光協会のほうの収支決算に載せていて、今回、本年度予算から会計区分を健康農園事業のほうへ移しています。

健康農園事業のほうは、130万5,000円ですけども、ちょっと見ていたら、本年度予算、観光協会へ70万円、24年度決算と同じ支出になっているんですけども、健康農園の分が今度事業費として会計区分というか、新たに設けられることによって、観光協会への支出金というか補助金は、その分、若干減るのかなと思っていたんですけども、同じ金額なんですけども、これは、新たに観光協会へ新たな項目で補助するものがあるからなのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 岡沢委員ご指摘のように、美浦村健康農園のほうは、別会計で事業立てして、別会計へ明確に分けました。それで、観光協会のほうの70万円が去年と同じですねという話ですよ。健康農園のほうは、歳入のほうも観光協会の村を通さずに会計のほうに入れていました。支出のほうも、観光協会の中の通帳で出し入れをしていたということで、そういう意味では若干足りない分だったり、余った分は観光協会のほうに残ったり、あとは不足の部分は出したりはしていたと思うんです、毎年の会計の中で。

ただ、それはわずかな部分だったので、会計を分けたからといって、今までの70万円が大きく減ってきて50万円になるとか、そういうことにはならなかったということでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 昨年の説明の経過の中でも、観光協会の収支決算書を見せていただいたら、そんなに村のほうから使用料とかそんな部分で大きく支出しているわけじゃないということがわかっていましたので多分そうかと思っていたんですけれども、まるっきり同じ金額なのでちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○委員（山本一恵君） 予算書の57ページの一番下の段の産業後継者対策事業費、補助金で46万円出ていますけれども、これは商工会とJA茨城かすみのカップリングパーティーの予算だと思うんですけれども、かなり商工会の青年部も、この事業悩んでおりまして、大変だということを言っておりました。

うちのほうは、補助金を出せばいいというものではないと思いますので、ほかの自治体では、結構人口減少対策で、結婚イコールお子さんというのもありまして、住み続けていただけるといふ部分からかなり重要視している部分でもあります。

今現在、これをずっとやっていращやと思うんですけれども、毎回同じ内容だと思います。結婚すると5年間、10万円ずついただけるという。なおかつ仲人さんには奨励金というのが出ておりますけれども、今までに成立されて、お祝い金を出したことがあるのかどうか。

この補助金の中のお金は、それらとは別だと思いますので、その支出がちょっと見えなものですから、ちょっとその成果と、今後この事業に対してどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問に対してですけれども、これまで、まず1点目、ご存じのとおり補助金のところと、それから仲介をしてくれた方に1回3万円ずつお出ししております。

これまでは一昨年でしょうか、第1号、23年12月に婚姻成立第1号というのが出ており

ます。それから結果、それに対して12月、同じ月なんですけれども、結婚の仲介活動奨励金という交付を1件しております。

その後は、25年、昨年でしょうか、昨年は仲介で2件でしたか、出ていますね。婚姻は、婚姻の成立は今のところないんですけれども、まだ出ておりません。今後も、できるだけそういう機会をもって、そういう仲介というか、結婚促進のほうに生かせればなと思っております。

なかなか県のほうでも、カップリング、県のほう全体でいいますと、余談なんですけれども、一昨年で1,000件を超えたわけなんですけれども、そういうものも踏まえながら、県のご指導といういろいろなご協力を得ながら、美浦村のほうでもできるだけ婚姻促進、結婚促進について、今後も図っていききたいなと思っております。

状況はそういうところなんです、よろしいでしょうか。以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。なかなか難産だと思いますけれども、村のほうでも本当に後押ししていただきたいと思います。

それで、この成立した一組は、美浦村に住み続けていらっしゃるのでしょうか。わかりますか。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 住んでおります、結論は。木原でございます。今も仲よくされているようでございます。ご報告申し上げます。お子さんもできましたので。以上です。

○委員長（石川 修君） 山本一恵君。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。貴重な一組だと思いますけれども、大事に育てたいと思います。

今後もこういう事業をもっと本当にPRしていただき、結婚するとお祝い金も出ますよということも一緒に、あわせて、商工会の方と一緒に手を合わせてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の17ページです。歳入のほうに移りますけれども、手数料、総務手数料で戸籍謄抄本、住民票等交付手数料716万3,000円、これは私の勘違いかもしれませんが。

〔「17ページ、上から4段目」と呼ぶ者あり〕

○委員（岡沢 清君） 申しわけございません。見間違えていました。

歳出予算事業概要書の60ページ、歳出のほうです。申しわけございません。

歳出の戸籍住民基本台帳費のほうで、財源内訳でその他とあるんですけれども。

○委員長（石川 修君） 予算書で何ページですか。

○委員（岡沢 清君） ちょっと予算書はすぐにページを開けないんですが、歳出予算事業概要書の60ページ。住民基本台帳事務費で、財源内訳、その他とあります。それで、本年度当初予算が71万6,000円、前年度現計が16万2,000円、前年度現計16万2,000円、当初予算に対してではなくて、現計に対して16万2,000円、歳出71万6,000円とふえているんですけども、私、なぜ間違ったかという、歳入予算のこれは手数料、財源として手数料なのかと思ってしまいまして、数字が一桁違いますけれども、なぜこのように前年度現計よりもふえているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員、予算書で何ページですか。

○委員（岡沢 清君） 75ページ。

○委員長（石川 修君） 住民課長、予算書で75ページだそうですから。

○住民課長（武田すみ江君） 予算書の75ページですか。75ページの、これは払いのほうだと思うんですけども。

○委員（岡沢 清君） いや、これは、済みません、よろしいですか。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 75ページは歳出項目ですので。私が聞いているのは、あその事業概要書のほうで、財源内訳という。歳入の内訳で、国・県支出金とか地方債、その他、特定財源のその他というところに、事業概要書の60ページです。その他という財源内訳でありますけれども、前年度現計が16万2,000円のやつが、本年度当初予算が71万6,000円となっていますが。

○委員長（石川 修君） これ、持っているのか。持っているよな。

武田住民課長、これ、事業概要書持っていますか。

○住民課長（武田すみ江君） 持っております。

○委員長（石川 修君） 持っていますか。

○住民課長（武田すみ江君） はい。

○委員長（石川 修君） その質問の趣旨、わかりませんか。

○住民課長（武田すみ江君） ちょっとお待ちください。済みません。

○委員長（石川 修君） 住民課長武田すみ江君。

○住民課長（武田すみ江君） 今回は、歳入の戸籍抄本等住民票とかの手数料の分の歳入の部分はこちらのほうの、手数料分をこちらのほうに充当させてもらったということで、前回と差額が出たということになっております。

振り分けを、充当先をちょっとどこに入れるかということで、今回はこちらのほうに入れたということで、今回はこちらの部分がふえているということになっております。

こちらについては、手数料の収入部分について、手数料が今年度はこれだけ上がりますということで、予算のほうを係のほうで計上するわけなんです、それで全体数字の収入

額部分を、支出額が上がってくるんですけども、その歳入部分をどこに割り振って入れるかについては、企画財政課のほうで割り入れて、入れていただいているところでございます。

ことはたまたま、こちらのほうに繰り入れたということで上がったものだと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） ちょっと済みません、何か……。では、歳入の部分については、やはり先ほど言った戸籍住民基本台帳手数料の戸籍謄抄本、住民票等交付手数料の716万3,000円の中から振り分けられているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 住民課長武田すみ江君。

○住民課長（武田すみ江君） はい、さようでございます。

○委員（岡沢 清君） 納得いたしました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 何度も申しわけございません。林委員のほうからご指摘のありました専門職員の数、それから配置一覧を今回提出させていただきました。こんな形でよろしいのかどうか。まだよくないですか。

この中で、今回の正職員なんですけれども、中身は各課に、例えば福祉介護課で保健師は3名、看護師1名、社会福祉士1名ということで、各部門別にお示ししております。

このほかに何かまた、もしあれば。あと何でしたっけ。済みません。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 各課ごとのというのは、もう出てきませんか、きょうは。

結局、専門職でも例えば図書館司書も、住民課に1名いますよね。生活環境課にも1名いますよね。あと、技師も住民課に1名いますよね。

そういう各課に、専門職の人が今どこの課にいるかというのともあわせて、総体的に美浦村として専門職で何名雇用して、その人が今どこにいらっしゃるのかなというところがわかるような一覧をお願いしたつもりでいましたが、言葉が足りず申しわけございません。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 大変申しわけありません。要するにその専門のものを持っている方がどこにいるかということですよね。わかりました。

きょうは申しわけございません。後ほど、おくれますけれども提出はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「一般会計終わっちゃうから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） いや、時間は気にしないでいいですよ。どうぞ。

林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 最後というか、名簿提出要望の最後なんですけれども、お時間のない中、申しわけないんですけれども、各課配属の正職員、非常勤、その中の専門職、どういう専門職で何名いるかという一覧というのはつくるのは厳しいですか。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 各課のところで、正職員が何名か、それとそこに専門職を持っている方が何名かということですよね。それは名簿上で、それから経歴をちょっと見ないとわかりませんので、ちょっとお時間をいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） それでは、予算書の252ページで一般職総括というところがございますよね。それで、先ほどもお示しいただいて、正職員146名に非常勤57名というご説明をいただきました。これの内訳を、各課ごとにどの人がどういう、正職員が何課に何名いて、非常勤が、例えば住民課には正職員が何名いて非常勤が何名いて、その中で専門職、こういう専門職を持っている人が何名配置されているという課員の内訳がわかるような人数がほしいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 一覧表にすることは多分できます。多分じゃない、いや、できます。ですから、先ほども申しましたように、その経歴というか、その方が何を持っているかというのを全部見ないとわかりませんので、そこをちょっと調べるのにちょっとお時間をいただければなと思います。これは、各課で正職員で何人かで、そこで各課の状況はわかります。各課ごとにだしますんで、ちょっとお時間がかかるかと思うんですが、本当に時間だけお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 済みません、委員長、相談なんですけれども、ここで締めてしまうと、一般会計、了解することになってしまうんですよね。

○委員長（石川 修君） はい。

○委員（林 昌子君） それで、多分資料はあしたになりますよね。

○委員長（石川 修君） 延会にしましょう、じゃあね。

〔「終わるしかない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） ここで締めちゃうわけにいかないんで、資料は課長、あした10時までには何とかするでしょう、だって。

総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 1名1名ちょっと記憶だけでは申しわけないので、各課でそ

の職を持っている、多分その技術職を持っているかどうか探らなきゃなりませんので、それでちょっとお時間をいただけたらなと思うんですけれども。

○委員長（石川 修君） 総務部長、今、部長以下、みんな管理職ここにそろっているわけだから、それぞれみんな帰ってからだって、それは調査は可能でしょうから。ただ、あした予算審査特別委員会は、10時から12時までになっていますので、それまでに出してもらわないと、ちょっと困るんですけれども、委員会としては。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問の中にございました、その専門職といわれるやつというのは、実際のところ、その課で必要な部分で、そこに充てられたという部分じゃないんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 要は、例えば、図書館司書の資格を持っていても、住民課にいた場合、本当は専門職であれば、その技術職の資格給みたいなのがございますよね。でも、そうすると住民課にいとその資格は生かせないから、その資格給は入っていないということになるのか、そういうところの判断もしたいと思ひまして。

○委員長（石川 修君） 部長、言っている意味わかるでしょう。わかるよね。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） そうしますと、全てその人の今までの履歴から当たっていかないと出てこないということになりますので、やはり少し時間をいただくしかなくなってしまふのかなと。

○委員長（石川 修君） 少し時間がかかるのは了解はするんだけど、あした10時から12時までの予定で予算審査特別委員会は終わるので、その前に出してもらわないと困りますよということなので。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 私も、まだ職員全体の面接をしたあれがないんですけれども、一般職で資格を持っていても、専門職で入っていない人もいますよ。だから、それを調べるのには、多分もう30年近く戻らないと、いろいろな資格持っている部分、全部、皆さん出しなさいと言っても、わからない部分があると思います。

資格を持っていても、当時の履歴書の自分の経歴を持っていて、それをここ何年かの人にはみんな把握していますけれども、もう30年近くもたってしまうと、その人がどんなものを持っているかという部分を本人から出してもらわない限りはちょっと、最近の部分ならばすぐわかると思います。でも、資格を持っていても、応募は一般職で入ってくる人がおりますから、その人が専門職、どんな資格を持っているかという部分までは、古い人はちょっと、10年以上になると私もちょっとわかりません。

そこで、多分あしたの10時までということになると、ちょっと厳しい。10年ぐらいの間

でということになると大体わかるかもしれませんが。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） 私が一番初めにご要望した言い方は、専門職で雇用された方。だって、30年の間にいろいろな資格を取られる方がいらっしゃると思います。福祉関係にいれば、自分が業務を行うために何か身につけようと思って、スキルアップのために受けている方もいっぱいいらっしゃると思います。でも、それをやったら、とても膨大になります。

そうではなくして、村として、社会福祉士として雇ったよ、保健師として雇ったよ、だけれども、その人が今ここにいますよという、その異動の部分を知りたいということで言っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） それをできるでしょう、できますよね。

じゃ、そういうことで、あした、予算審査特別委員会が始まる前に資料の提出をお願いします。

○委員長（石川 修君） お諮りいたします。

本日の審査は、これで延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。ご苦労さまでした。

次回の委員会は、11日、あす午前10時に開催いたします。

午後4時31分延会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 3 号)

平成 26 年 3 月 11 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第20号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第21号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第22号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算
- 8) 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	椎名利夫君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	山本一恵君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島 栄 君

総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会計管理者兼会計課長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君
企画財政課主任主査	木 鉛 昌 夫 君
企画財政課主任	椎 名 浩 二 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時00分開議

○委員長（石川 修君） 改めまして、おはようございます。

きのうに引き続き、予算審査特別委員会、ご参集大変ご苦労さまでございます。

きょう3月11日は、皆さんご案内かと思いますが、東日本大震災から3年がたつてございます。3年がたったとはいえ、まだ全国には26万7,000人余りの避難者が避難生活をしておるわけでございまして、一日も早く郷土に戻って普通の生活ができるよう思っております。

それと、きょう3月11日は、国、県では、震災で亡くなりました犠牲者の追悼式が予定されておりまして、本村からは、県の追悼式には中島村長、それから下村議長が出席することになってございます。

そして、美浦村では、災害発生時の2時46分に庁内放送によりまして、犠牲者に対しての哀悼の誠を捧げるということで、黙祷を予定してございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（石川 修君） それでは、ただいまの出席委員数は13名でございます。

ただいまより、予算審査特別委員会を再開いたします。

これより審査に入るわけでございますけれども、昨日、林委員のほうから資料の請求がございまして、資料の配付がありますので、その資料の配付に基づいて、執行部のほうより説明をお願いを申し上げたいと思います。

総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 改めましておはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

林委員さんからの資料ですけれども、きのう何度も何度も本当に御迷惑をかけましたこととお詫び申し上げます。きょうご提出させていただきました資料ですけれども、内容をちょっとご精査していただきまして、お願いしたいと思います。

まず、書いている中身の概要なんですけれども、お示ししている内容については、課名とそれからそこにいる正職員の数と、それから各課で出す非常勤の方の人数ですね。その中に専門職として、どこの課にどういう専門の方が何名いるのか。それから、一番端っこなんですけれども、右側に非常勤専門、非常勤の方の専門職という人数をつけ加えさせていただきました。

以上のような表で作成をしましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 改めましておはようございます。

○委員長（石川 修君） マイク使ってください、部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。昨日、いろいろな基金の定期預金につきまして、その中でどこどこに積み立ててあるかという金融機関、そして預金額、利率といったところを載せたものを参考資料として提出させていただきました。お目通しをよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） おはようございます。昨日、陸平貝塚散策路の工事をやる位置図というようなことでお話がございました。昨日、議員の皆様には、タブレットのほうに送らせていただいております。こういう案内図がございます。この中の丸印、赤丸

をつけた場所が、今回26年度実施する予定でございます。そのほか……。

(消防サイレンの音)

○委員長（石川 修君） これは火事だな。ちょっといいです。

ただいま、総務課長松葉博昭君が退席になりました。

どうぞ。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） 続けさせていただきます。

赤丸が散策路の工事をやる場所というようなことになってございます。場所的には、文化財センターから右手へ行きまして、里山交流館を通じて陸平貝塚の平坦なところに上がる散策路というようなことで、赤丸と赤丸の間のところについては、25年度に実施したところでございます。

ちなみに、そのほかに写真のほうを添付させていただいております。これが現在の状況でございます。枕木等がかなり傷んでおりまして、補修がだんだんきかない状況になってございます。その関係でだんだん危険が伴ってきているというようなことで、26年度工事を実施するというようなことで考えてございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） どうもおはようございます。申しわけございません、本来であれば特別会計に入っているところ、皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま資料のご説明をいただきました。職員名簿のほうでは、本当にわかりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

これでわかることは、保育所、幼稚園関係が、保育所は正職員より非常勤のほうが人数が多いことと、幼稚園も半々、もう非常勤で運営されているということで、この現状で本当に運営されていることに敬意を表するわけでございますが、この状態が続くというのは、幼保一元化を本当に強力に進めないと、この状態で運営していることは大変なことなのかなというふうに思います。ですので、本来であれば正職員をふやしていただきたいと要望したいところでございます。ですけれども、何とかその方向づけをきちっと早急に、村長として意思決定をしていただき、強力に進めていただきたいと思います。本来であれば、正職員をふやしたいと要望したいので、その件、どちらにするのか、またよろしく願いしたいと思います。

あとは、その本来の専門職がありながら、違うところに異動されている方というのが、総務課、住民課、議会事務局もそうですけれども、こうやって生活環境課とか、るる出てきておりますけれども、昨日要望いたしましたので重複は本来は避けたいと思いますけれども、本来、村長なりにいろいろな諸事情があつて、その課をうまく運営するために、こういう配置をしたと理解はしております。ただ、本来、特別なその技術、知識をやっぱり生かすことが住民サービスにつながるのかなというふうに私は思っておりますので、極力、

その専門職の資格のあるところで勤務できる体制を重視していただきたいことと、もしどうしても異動しなければいけないのであれば、その新しく配置する方も資格のある方を配置していただくこと、それを実現しないと、より専門的な、住民の問い合わせとかお子様方の対応とかそういうことも網羅できなくなるのかなというふうに思いますので、その件のご配慮をお願いしたいと思いますが、その件、村長の見解をお尋ねをさせていただきます。

あと、預金の、基金の一覧を提示いただきました。ありがとうございます。利率を見ますと、JAかすみ農協が0.2%ということで、またこういう高利率のところを多く、何とか定期とか決済預金もかすみ農協のほうでやり始めているというところは、ご努力のあらわれかなというふうに思います。

ですけれども、まだまだ銀行関係が、よくて0.07%、常陽銀行が0.025%ということですので、できれば、今後は筑波銀行が提携の銀行となりますので、こういうところを移行するときに、この0.075%のままでいくのか、それともある程度有利に、0.08%とか0.09%とか、指定銀行としてのご努力をされる交渉をするのかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） 済みません。ただいまの火災の件、ちょっとご報告をして。済みません、発表前に。

今の火災は、土屋の出戸土木さんの付近の枯れ草火災ということで、現在消防のほうが出動しております。またこの後、消火等の経過を踏んで、もしありましたらまたご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願いします。済みません。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 林委員の、技能職を身につけている人の使い方をということでご指摘がありましたけれども、当時一つの事業を立ち上げるときに、そういう技能職を持っている方を採用して、村の中で推進を図ってきて、今ほぼ村内の整備が95%以上整備がされてきたという部分がありまして、その方たちを整備が進んできたものですから、ある程度人員の配置は少なくしていかざるを得ないという部分で、いろいろなところで、また20数年、30年近く村内でやってきておりますので、よその部署に移っても遜色ない力を発揮できるものというふうに思って、いろいろなところで活躍をお願いしているところでもございます。

確かに議員おっしゃるように、専門職でありますので、その専門職のところで活躍してもらうのが一番いいんですけれども、大体年齢的に当時の発足時に採用されている方は、年齢がみんな近い部分があります。という意味もありまして、いろいろなところに配置がえをせざるを得ないような状況が起きているのも一つあります。

そしてまた、私のほうから言っているのかどうなのかあれなんですけれども、ただ、職

場の中で同じそういう技能職を持っている方同士であっても、人間的な関係というのは、上司が考える以上にいろいろな摩擦的な部分も起きているということで、現場を、職場の中をいかにスムーズに運用していくかというのは、管理職の一つの手腕なんですけれども、それぞれ職員個人個人の意識の中まで、精神的なところまでは入り込めないのが現実だというふうに私も思います。

そういう意味では、職員の働きやすい環境をつくってあげるということでは、ちょっと職場をかえて違う経験をしてもらってということも、かつ必要だというふうに、私も思います。そういう意見が挙がってくれば、それでもかつ、「そういう技能を持っているんですから、この場でやってください」と言うわけにもいかない。また、それを続けていると、精神的な部分で職場の改善に努めないというふうに、逆に言われてしまう部分があります。

また、それを病気で休まれても困りますし、その辺の職場の改善は、雇用する側として、また人事の担当のほうでもかつ必要になってくると思いますので、その辺も考慮して、ずっとそのまま異動というわけではございませんけれども、そういう環境に適するようになれば、自分の技能を生かしてもらってその職場で働いてもらうというのが、議員おっしゃるような何のためにそういう技能職を身につけたかという部分は、管理職のほうの問題にもなってくるかと思えますけれども、まず一時的にでも環境を変えてあげるといことは、その人の精神的な面でも意欲が出る職場になっていくのかなというふうに思いますので、その辺をお含みおきいただいて、ずっとこのままではないということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、預金に関しては、茨城かすみ農協さんが今一番、0.2%ということで、よその10倍近い金利をつけているということで、これについてはできるだけそのようなところに配置がえをするように心がけていきたい。満期日を迎えたときに、できればそのような措置をとって、少しでも利息を稼げるという部分は考えていきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 筑波銀行へかわる……。

○村長（中島 栄君） 筑波銀行の交渉ということ、筑波銀行も零点幾つなんだろう。

○委員長（石川 修君） 0.075%。

○村長（中島 栄君） 0.075%ね。0.075%なので、0.05ぐらい違うんですか。その辺も、せっかく4月から指定バンクとして、輪番制で3年ずつの部分でかわった部分があります。また手数料も105万円が、4月からは108万円になるのかなというふうに思っていたやつが、全部手数料が3年間無料ですよという部分は取りつけてございます。そういう意味でも、0.075%のほうにですね、0.05%違う部分はかなり大きいのかなというふうに思いますので、それよりも茨城かすみ農協さんが、もっと受け入れてくれれば、もっと利子が違うのかなというふうに思います。

こういう農協さんも、稲敷農協さんもあるんですよね。労金も入っていますね、これね。

そういうところで、ぜひ美浦村と関連のある金融機関との交渉をしまして、できるだけ利率のいいところを選択をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、全部というわけには多分いかない。次にすぐつながるような部分もありますので、今月の28日ですか、筑波銀行のA T Mがオープンするのは。あれ、誰だっけ。

○委員長（石川 修君） 会計課長。

○村長（中島 栄君） 大竹課長、28日だね。

済みません、会計課長のほうから、28日に役場正面入口の右側に今、工事をしていますけれども、28日から稼働できる、ということを聞いております。そういう意味でも、利便性が高まるという意味では、3年間、そういう意味で筑波銀行が村に対して、そういう利便性も図っていただいて、金利にも3年間、315万円貢献してくれるということでございますので、金利のほうももう少し、茨城かすみ農協さんに負けないぐらいつけていただければ、それがいずれ常陽銀行さんのほうにもいずれ波及をしていくのかなというふうに思いますので、金融機関の競争、自由でございますので、少し協力してくださいという話はしておきます。

ただし、茨城かすみ農協さんぐらいのところまで行くかどうかはちょっとわかりませんが、協力してくれるところで村もお願いをしてみたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） どうも、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

職員に関しては、専門職で異動されている方がある程度精神的なものを改善されながら、ずっとではないよという言葉伺いまして安心をいたしました。

ずっとでは、ちょっと申しわけないなと思うのと、あと、ずっとでないとなると、先ほど私が要望しました、結局、異動するときに、また新たな資格を持った方を採用してほしいという要望を今させていただいたわけですが、その年数によってもそれが難しくなってくるのかなとちょっと考えました。でも、もし必要であれば、やっぱり専門職の方が異動したときに、新たな人も専門職ということが理想的ではあります。ですので、その件もご配慮いただきながら人事面接をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、基金のほうでございますが、一応、筑波銀行のほうにも交渉していただけるということで了解をいたしました。それで、3月28日にA T Mが稼働されるということで、前に議会のほうからも要望したかと思うんですが、例えば、筑波銀行のキャッシングディスペンサーで常陽銀行引き出し金利をゼロにできますかという要望をしていて、その返事を聞いていなかった気がするんですけども、引き出し・入金手数料をゼロ円で提携しているのかどうかの確認をさせていただきます。

あともう一つ、資料の2ページ目で、学校施設建設基金とあと支払準備基金のところ、11番の支払準備基金のほうの右の備考欄で、自動解約というのがありまして、自動解約を

して、新規にまた預金入れをして定期を組んでいる部分と、10番の学校施設建設基金が自動継続になっている、満期が来たら継続をされているというやり方をしている部分と、この二つの差をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 会計課長大竹美佐子君。

○会計管理者兼会計課長（大竹美佐子君） ただいまの林委員からの質問でございますが、定期預金のほうに関しましては、満期が来た時点でまた同じような継続の更新手続をとらせていただいております。

それから、定期預金の利子等は、決済預金のほうに積み立てをしているケースもございます。それはずっと継続しているんですけども、定期に関しましては、この満期日をもって継続で処理をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） その件は了解させていただきました。

そうなりますと、11番の支払準備基金というのは、自動解約をして新規という扱いをとるわけですか。自動継続ではなく新規扱い、ということになりますか。

○会計管理者兼会計課長（大竹美佐子君） 済みません、11番の支払準備基金ですね。

○委員長（石川 修君） 課長、挙手をお願いします。

会計課長大竹美佐子君。

○会計管理者兼会計課長（大竹美佐子君） 済みません。11番の支払準備基金ですけども、これはやはり自動解約というようなことでありましたので、満期が来たときに自動的に解約になってしまいますので、また同じような条件で新たに更新はしております。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） そうしますと、11番の件は自動解約をして、また新規に継続手続をする。10番は、自動継続するのでずっと継続、満期日が来たら自動継続する、解約をせず自動継続する。

だから、一回解約をするものと解約をせず自動継続をする、定期の満期日が来たときの手続が2種類あるということでしょうか。

○委員長（石川 修君） 会計課長大竹美佐子君。

○会計管理者兼会計課長（大竹美佐子君） 自動解約と表現したものと、継続という表現をしておりますけれども、手続上は同じで、また新たに、はい、やっております。よろしいでしょうか。

○委員（林 昌子君） 違いはないということですね。

○委員（下村 宏君） 定期貯金は種類によって違うから。だから、自動継続の手続きのやつと……。

○委員長（石川 修君） それでは、前監査委員でございます下村 宏君のほうから説明をいただきます。

下村 宏君。

○委員（下村 宏君） 定期貯金には、定期貯金の種類の中に、自動継続になる定期貯金と指定した日にちが定期満期になる貯金がありますので、役場のほうの取り扱いはおおむね1年間の利息をきちんと踏まえて、それを別に会計に入れるので、通常は、定期の継続のないやつ、「普通定期」というやつなんですが名前でいうと、それになっていると思います。

それで、常陽銀行さんで持っているやつは、自動継続の定期貯金だと思います。ただ、自動継続になっているんですけれども、利息の支払いは別にある貯金というふうに解釈してもらっていいのかなと思います。以上です。

○委員長（石川 修君） 林 昌子君。

○委員（林 昌子君） じゃ、その定期の契約形態の種類が2種類あるということで、それにのっかって、こうやって継続になったり、自動解約で新規になったりという2種類があるということでしょうか。どうもありがとうございました。申しわけございません。了解しました。

○委員長（石川 修君） それでは、議案第19号 平成26年度美浦村一般会計予算を議題にいたします。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） 体育関係のほうで全然質問等がなかったもので、光と風の丘公園の管理について、ページ数は予算書のほうで239ページ、事業概要書のほうで280ページ。テニスコートの人工芝の改修と野球場のラバーについては、今年度予算化されております。

それで、それ以外にテニスの練習場のほうの、練習式というか試合前に練習するようなボードがあるんですけれども、その改修と、それとあわせて、野球場のほうのバックスクリーンの改修といいますか、それとあわせて、スコアボードですか、その修理等の計画がいつになるのか、その辺がわかっていれば聞かせていただきたいと思って質問をしました。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問なんですが、まずテニスコートの練習盤につきましては、いろいろ予算等の都合もございまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。26年度のほうではちょっと考えておりません。

それと、野球場のバックスクリーンですが、これにつきましては、がたいそのものはしっかりしているというふうなところもございまして、この間、右端のほうの色がちょっと剥けているというふうなところもございまして、職員のほうでペンキ塗りをさせていただいたところでございます。

今後につきましては、これから検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） バックスクリーンのほうは今、話を聞きましたけれども、スコアボードのほうの不具合が常に生じてしまって、もう部品の交換がなかなか古いものでできないというような話を聞いていますけれども、その辺の今後の改修といいますか、交換と申しますか、その辺の計画があれば聞かせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長飯塚尚央君。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） スコアボードのほうなんです、確かに小泉委員おっしゃるように、部品等がない状況でございます。今後につきまして、3カ年計画の中には盛り込みはしているんですが、なかなか予算の都合上、なかなかすぐというようなことにはなかなか難しい状況でございます。

ただ、いずれにせよ今後対応はさせていただきたいというふうには考えてございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○委員（小泉輝忠君） 光と風の丘公園の野球場に関しては、茨城県の大会、県大会の決勝なんかもここで、軟式野球ですけれども社会人なんかの決勝も行われて、去年はここでやったチームが全国大会で優勝しているような実績もあります。ですから、そういうようなことを踏まえて、結構茨城県全域から県大会の予選なんかの場合は結構来ていて、社会人のチームの中では、そういう全国大会を目指すような強いチームも出ていますので、できればそういう機会を見て、美浦村の体育施設を見ていただいて、今後の中に生かしてもらえればというような気持ちがありますので、早い時点で改修していただきたいというような気持ちがあって、確認をいたしました。以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○委員（飯田洋司君） 教育費、予算書195ページ、上から節のほうで07のICT支援員活用協働教育事業費ですか、そのうちの05、その下の20の学校ICT支援員業務委託料、これは3年前にもちょっと一般質問の中で質問したんですけれども、すばらしくなれてきて、支援員も4名、5名いたものが1名に減ってきているんですけれども、今後、学校側でもなれてくると思うんですけれども、この支援員をゼロにするとかというお考えというのはございますか。それとも、新たに職員として雇ってやっていくのか、その辺のところをお伺いしたいなと思うんですけれども、お願いします。

○委員長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、学校ICT支援員のお話をしたいと思います。

25年度は、ベネッセという委託会社がございますので、4校を、小学校3校、中学校1

校ありますので、4校を2人で曜日を決めながら巡回で見えておりました。それで、26年度につきましては、この学校ICTの支援員というようなことで、村の職員というようなことで1名採用してございます。26年度の配置につきましては、学校教育課に配置するというようなことになっております。それが1名です。それと26年度につきましても、今までどおりベネッセのほうにお願いいたしまして、ベネッセのほうからも1名ということになってございます。

それと、絆事業で入れました、3年ぐらいは前のお話になってしまいますが、そのときから、ベネッセのほうで週2回、村のほうに来ていただいている方がございます。これはまた、26年度も続くような形のもので、人数でいいますと3人の方が美浦村の小中学校を巡回していただくというようなことになってございます。

それと、今後のお話になるんですが、今後は、大分先生方のほうも、ICTの使い方につきましても大分上達している方もおります。それと、あと人事異動によって新たに入られてきているという方もおります。26年度はまだ発表になっておりませんが、そういう先生方もおりますので、これは、支援員をやめるということは到底できない話かなというふうに考えてございます。

それで、村のほうも26年度に村の職員というようなことで、ICTの支援員を採用してございますので、26年度以降につきましては、この支援員の方が中心となりまして、どのような学校の支援の方法が一番ふさわしいかとか、その辺につきましては、委員会の中でも協議しながら、この支援員についてはサポートしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第20号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

会議の途中ではございますけれども、一般会計が承認をされておりますので、一般会計関係の課長は退席してもらって結構でございます。

〔一般会計関係の執行部退席〕

○委員長（石川 修君） それでは、準備が整い次第、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の276ページ、277ページになります。

総務費、総務管理費の一般管理費で1,213万5,000円のマイナスになっています。これは一般管理費ですから、ほぼ人件費ということで、ページ数は示しませんが、後段の給与費明細書、きのうもご紹介いただきましたけれども、職員の数で、下の段が正職員、上の段が一般職非常勤という説明をいただきましたので、それを見ますと、やはり人数が1人減っていますし、合計で1,268万5,000円の減となっていますから、この一般管理費で1,213万5,000円というのは、その1人分の人件費が主に原因かと思えますけれども、その減った1名の方は、国保年金課の中でどういうお仕事をされていて、その減っている理由というか、例えば定年退職とか自己都合退職とかいろいろありますけれども。異動も確かに、きょういただいたので、国保年金課のほうにはほかからも移ってきておられますけれども、この予算とそれから給与費明細書から見ると、1人減っているということは想像するんですが、その点のことをお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長桑野正美君。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの質問で、人件費の関係で減になっているという理由なんですけれども、職員、国保係の人数的には減っておりません。

ただ、私、課長が25年4月1日付で年金係長を兼務ということになりました。今までですと、課長の給与関係が国保特会のほうの人件費から出ていましたけれども、年金係長ということで、私の給与のほうを一般会計のほうに切りかえたための減でございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 納得いたしました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

椎名利夫君。

○委員（椎名利夫君） 高額療養費の貸付金関係なんです。

○委員長（石川 修君） 椎名委員、ページ数。

○委員（椎名利夫君） 288、289ページあたりですか。

これは、美浦村では件数とか金額的に、300万円ですかこれぐらいで間に合っているのか

どうか、その点教えてほしいと思います。

○委員長（石川 修君） 高額医療の貸付金の話ですね。

○委員（椎名利夫君） お金がなくて常に……。

○委員長（石川 修君） 高額医療の貸付金の問題ですから、国保年金課長桑野正美君。

○国保年金課長（桑野正美君） 予算書の289ページ、保健事業費の中の疾病予防費の中で、21節貸付金ということで、高額療養費貸付金ということで300万円予算を提出しております。

これは、通常ですと、限度額適用認定証というものが普通は出るわけなんですけれども、滞納がある方には、この限度額適用認定証というものが出ません。その関係で高額医療費を、全額と言いましょうか納めるしかない。その医療費を本人が払えないなんていう場合に、この高額療養費貸付金ということで申請をしていただいて、高額に当たる部分を貸し付けをするという制度でございます。

滞納がなければ、今言いました限度額までしか払わなくていいですよという、そういう認定証が出ます。その対象にならない方が、これを高額になる部分だけを貸し付けをするという制度でございまして、これが、12月の補正のときにこの該当する方が大分ふえておりまして、というのは、一時的に借りるのではなくて、長期に入院する方がふえているということで、そうしますとこの高額療養費も一月一月なわけですから、入院が長引くと、その月ごとにまた貸し付けをしてくださいということで申請があります。そういう方がふえていまして、12月に補正をした経緯がございます。

そういう25年度、今までの経過を見込みまして、この26年度予算なんですけれども、前年度240万円から300万円に60万円増額したという経緯でございます。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 椎名委員、よろしいですか。

○委員（椎名利夫君） はい。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第21号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 予算全般なんですけれども、事業も落ち着いて減額で、予算的には少ないんですけれども、今後、前にも言いましたけれども、農集のほうも年数がたっておりますので、今後の農業集落排水事業を維持していく上でそろそろ先を見据えた改修というか、そういうものも考えていかなければならないと思うんですけれども、それというのは大体どれぐらいの、何年後とか、そういう見据えた構想というのはあるのかというのが1点と、あと、毎年汚泥処理業務の委託をしていると思うんですけれども、農集の場合は1,000万円ぐらい委託をしていると思うんですけれども、今、震災関連で前はあそこへ持っていったとか、ここへ持っていったとかという話があったんですけれども、今はどの辺に入れているのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えをいたします。

まず、農業集落排水事業なんですけど、スタートは供用開始でいいですよと、舟子地区が昭和62年の供用開始ということで、農業集落排水事業がスタートしております。その後、山内山王地区、後に安中地区に合併というか統合されるような形になりますが、山内山王地区、それから信太地区が平成5年の供用開始、それから安中地区が安中・大須賀津地区を含めまして、処理場としては平成9年からの供用開始ということで、ご指摘のとおり老朽化が少しずつ進んできております。

平成26年度の予算等にも、公共下水道のエリアで予算の計上をさせていただいておりますが、26年度、生活排水ベストプランの見直しということで、県のほうで国の指針に従いまして、大きく見直すという方向を出しております。国の補助事業としてそういう見直し事業を来年度計画をしております。そういう中で、あの老朽施設、美浦村の今後の下水道整備、今の更新工事等も含めて、ある程度方向性を出していきたいというふうに考えております。

管路については、一般的に35年とか40年とかといわれますが、確かに震災の影響も若干起きていますので、今後はそういう部分も含めて計画書をつくって、それに従って進んでいきたいということが一つあります。

それからもう一つ、上下水道あわせて、今アセットマネジメントという言葉をお聞きになったことがあると思いますが、施設の更新、それからその財源確保、それから、きっちとした料金体系と、いろいろな部分も含めて総合的に、長期で10年15年を見据えた計画を立てなさいということで現在進められております。

これについては、大きな市等では少し進めておりますが、まだまだ末端には行き届いておりませんので、県もしくは国のほうでは、資料説明会等を今盛んに行っている状況です。こういうのをうまく利用しながら、今後の更新計画は考えていきたいというふうに思っております。

もう1点なのですが、汚泥の処分ということだと思います。平成23年の震災以後、放射能の影響がありまして、相当量の汚泥、約3万4,000キログラム、34トンの汚泥を一次ストックをいたしました。これについては200ベクレルを超えるということで、原則的にちょっとそのときに搬出制限が国から入ってしまいまして、200ベクレルを超える汚泥については、移動禁止ということになりまして、美浦村も正確には3万4,970キログラム、約35トンの汚泥をストックいたしました。

その後、若干緩和されまして、本来、今まで処分していた堆肥化はできないものですから、これについては焼却処分ということで焼却、埋め立てということで処分をさせていただきました。焼却灰については、8,000ベクレル以下のものは通常処分と。そのときは、それ以上になると管理処分場での処分というような、いろいろ制限があったんですが、そういうことで処分をしております。平成23年当時ですと、最大で318ベクレルという汚泥があったものが平均で176.3ベクレルということで、若干高いものがございました。

現在平成25年度、1月7日現在で平成25年度をまとめますと、最大で135ベクレル、平均でも71.5ベクレルということで、濃度的にはかなり下がってきております。ということで、我々、通常処分と言っています堆肥化ということで100%リサイクルということで堆肥化をしております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。ぜひともすぐに改修、かなりの管路も、管路にしっかり施設にしっかり、範囲も広いですので一朝一夕にはできないと思いますので、長期的な計画というのはいち早くつくっていただきたいなと思います。

あと、汚泥処理に関しては今の説明で、放射能のレベルというのは平均71.5ベクレルまで落ちたということで、大変安心しているところなんですけれども、堆肥化という話が出ましたけれども、この後、電気事業関係でソーラーの話が出てくると思うんですけれども、やはり今、新潟県の村上市のほうで、下水の汚泥を利用したメタンガスを発生させて、バイオマスの発電というのをやっています、農集のほうでは1,000万円ぐらい、あと公共下水道のほうでも1,400万円ぐらいでしたか、今処分しているんでしょうけれども。

新しい技術なのでぜひとも村のほうでも、前に委員会等でもバイオマスの施設というのはいろいろと見てきていると思うんですけれども、また、今言った新潟県の村上市というところのやつは、この前、「報道ステーション」でもテレビでやっていたぐらい、結構注目の施設みたいなんですけれども、その下水汚泥だけじゃなくて、普通の家庭ごみとか、

もしくは可能性からするとトレセンの馬ふんというかそういうのとか、あと鶏ふんなんかも今やっているというんですけれども。

せっかく美浦村でソーラー事業に今度行くわけですから、ぜひともエコな村ということで目指していただいて、採算性がとれる事業であれば、ぜひ美浦村でもチャレンジしてもいいんじゃないのかなというのがありますので、ぜひちょっと検討をしていただければなというのがあるんですけれども、その点、どうでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 上下水道課長が聞いていたから、そっちへ振っているのかなと思ったんですけれども。

村全体の部分では、実は地域資源循環技術センターだっけか、もとの名前がね。その事業所が美浦村の舟子の処理場のわきに研究施設を持っていたんですけれども、ほぼ、ことしをもって事業所を閉めたいという。いろいろな研究をやってくれて、これは農水省の出先機関で、全国の農業集落排水の取りまとめの部分をやっていたところがあります。大体今は合併をされて、全国では800はちょっと切ったのかなというふうに思います。そういう中でまだ存続はしておりまして、施設の更新にもいろいろな部分で国から補助金をもらう指導なんかもしてくれております。

そのところで、汚泥を使ったバイオマスを開発しまして、小さいサイズのバイオマス発電の、これは平成19年くらいかな、そういうものを美浦村のところでオープニングをやりまして、発電ができますということでやったんですが、なかなか全国に広がっていかなかったという件があります。

そういう意味でも今、エコでまちおこしをするというのは、いろいろところで注目をされておりますし、美浦村の中ではこういう処理場の汚泥と、それから食品の残渣、そして家畜の糞尿という部分も踏まえると、村の残渣で出てくる部分、一般家庭までは想定はなかなか難しいんですが、学校給食の残渣とかそういうものまで入れて、あと家畜の部分まで入れると、ある程度環境的な部分は考えられる部分が大分あるのかなというふうには思います。

そういう意味で、昨年ですか、美浦トレーニング・センターの要するにコンポストの問題、なかなかおいについては住民からの苦情がたくさんありました。一時、なかなかそこが解決できなくて山積みしておいたやつが、特に興津地区の住民から苦情が出まして、ちょっと何カ月か対応を村のほうも要請はしたのですが、今はある程度ＪＡ茨城かすみさんの受け入れのほうとの金額の問題があったんですが、ある程度改善されて受け入れが始まっておりますし、また違うところでの受け入れも決まったようで、今はそういうおいの問題はＪＲＡさんのほうからは出ていないというふうには認識しております。

でも、これは根本的な部分は、美浦村は堆肥を金に変えて売るとというのがＪＲＡさんの考え方で、栗東市のトレーニング・センターのほうはＪＡさんも受け入れないということ

で、産業廃棄物としてお金をかけて処分をしているというのが一つあるように思うので、その受け入れの違いが、同じトレーニング・センターを持っている調教場の違いが一つ出てきているのも一つあります。

その辺も踏まえて、お金として、財産として考えている美浦トレーニング・センターの場長、副場長の考え方と、それがお金じゃなくて、そういう環境的な部分でバイオマスに使ってくださいよという部分が引き出せれば、多分、おもしろいバイオマス発電も可能なのかなというふうに思います。

その辺も踏まえて研究する、また、構築してみてもどのようになるかというシミュレーションは考えてみてもいいのかな。それが「何々市から」発信するよりは、「何々美浦村から」発信したほうが、いかにそのバイオマスという効果が、効果として捉えられるかなというふうに思いますので、ぜひいろいろなアイデアがあれば、村のほうから、J R Aさんのほうに持ちかけて、一つの事業としてできるかできないかを検討することは、これは地域の村おこしにもつながってくるかなというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ぜひとも、検討することは幾らでも検討はできると思うので、採算性のとれないもの、無駄なものは、当然やる必要はないんですけども、いろいろな角度で、村長が言ったように、J R Aさんも踏まえたり、いろいろな方面等を検討しながら、前から言われていますけれども、ごみというものをやっぱり資源に変えていくというのは、これからもずっと考えていかなくちやいけなと思いますので、せっかく今度メガソーラー事業をやるので、それにとどまらずいろいろな意味で、バイオマスで発電もしかり、その熱を利用して、さっき言った村上市というのは、ハウス栽培とか温熱を利用して南国フルーツをつくって、それを売って成功しているみたいなので、一石二鳥も三鳥もしている市だということで、何かかなり国のほうからも高い評価を得ているみたいなので、そういうのも参考にしながら、ぜひ美浦村としても進めていっていただきたいなということで要望します。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第22号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の348ページ、これは351ページに内容はかかわっているんですけども、公共下水道事業費、国・県支出金が1億6,650万円、内訳は、国が1億6,600万円と、県が50万円ということです。公共下水道事業費の中の公共下水道整備事業ということは、社会資本の整備に当たるということで、当然、国の補助として出ているわけですが、特に国の支出金の内訳なんですけれども、これが、全部社会資本整備総合交付金なのか、それとも別の名目での補助金なり交付金も交えてなのか、お聞かせください。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

今回、国から1億6,600万円ということで補助金をいただいております。これにつきましては、全て社会資本整備総合交付金でございます。以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 全て、社会資本整備総合交付金ということで納得いたしました。

こうした事業に関しては、ほぼ、公共下水道工事の部分の2億8,880万円が該当すると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 岡沢委員ご指摘のとおり、今回の交付金の対象になっておりますのは、工事費、ここで上げております2億円の部分と、あと委託料ですね。設計委託等も補助金の対象となっておりますので、大きなものは工事請負費の2億8,880万円、それから、委託料で測量設計監理委託料としまして6,730万円と、こういう部分が一番大きな部分になります。以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 一般会計のときも言ったんですけども、当初予算説明書の26年度の下水道の事業整備予定箇所ということで資料をもらいましたので、できれば課長のほうから説明をいただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 大変失礼しました。公共下水道事業に移ってすぐ説明しようと思っていたのですが、済みません。申しわけありませんでした。ちょっと見づらい

と思いますので、立って説明させていただきます。

まず、当初予算説明書の最後のページになります。美浦村平成26年度公共下水道事業整備予定箇所ということで、4色に分けて示させていただいております。青い部分については、もう既に施工済みということで、ほぼ供用開始をしている部分になります。

〔「白黒」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（青野道生君） 済みませんでした。

〔「カラーだよ」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（青野道生君） 済みません、カラーで行っていますでしょうか。

○委員長（石川 修君） カラーで来ています。

○上下水道課長（青野道生君） 大丈夫ですか。

青い部分については、既に施工済みで供用開始ということになっています。

それから、黄色い部分については、平成25年度施工ということで書いてありますが、これについては繰越分も含めて明示をしております。今回の補正予算の中で2億1,500万円の繰り越しのご承認をお願いしておりますが、そういう部分も含めてのものが黄色の部分ということになります。

平成26年度の予算の執行としましては、茶色い部分、これが実際の管渠工事、土木工事の部分です。

それから、これは南原地区ですね。南原地区がメインになりますが、設計業務ということで考えております。ちょうど土屋と南原地区、何も色が染まっていないところがポツンとありますが、これについては既に測量済みということで、今後の発注箇所ということで、今後はだんだん南原地区のほうに延ばしていく予定でおります。

平成26年度の予算での施工距離としましては、約2,000メートルを考えております。実質的に26年度内の施工といいますと、今般の繰越工事等もございまして今のところ、今回の繰越工事と26年度の予算ということで、総延長で約3,100メートルの布設を26年度は考えております。以上です。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

南原地区設計業務ということで26年度予定しているということなんですけれども、要は、今度稲敷市の庁舎ができて、稲敷市と美浦村が今度、道路でつながるということで、南原地区の位置づけというのが、いろいろな捉え方があるでしょうけれども、あそこは市街化なので、ちょっと変わってくるのかなというのがあって、ただ、そこで一番足りないのは下水道施設というか、水道は入っていますよね。下水道がまだ完備されていないということなので、この南原地区については、工事はいつごろになりそうですかね、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。今回の南原地区については、既に認可をいただいて、工事は、設計も認可をいただいていますので、設計業務にも入っていくということになります。認可の中では、平成29年度完成ということで、29年度完成を目途に今、事業のほうを進めております。以上です。

○委員長（石川 修君） 29年。

○上下水道課長（青野道生君） 申しわけありませんでした。29年度の認可区域ということになりますので、申しわけありませんでした。29年を目標に事業を進めております。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 29年では、もう多分市庁舎もできて、道路も多分できちゃっていますよね。

でも、認可がそれでは前倒しというのはできないでしょうから、なかなか難しいでしょうから。ぜひとも今度は、さっきも言ったように、ちょっとあそこの場所の位置づけというのも変わってくると思うので、まだまだ空いている土地があるので、いろいろ交通の問題とかもあるでしょうけれども、あそこの地域はせつかく市街化で残っているわけですから、どんどん新しい住民の方に来ていただけるような環境整備というのは、やっぱりいち早くやっていかなくちゃいけないと思いますので、ぜひともなるべく早くできるように、努力のほうをしていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） ご指摘のとおり、できるだけそういう状況もありますので、できるだけ早く進めていきたいというふうには考えております。ぜひ目標にはおくれなように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

椎名利夫君。

○委員（椎名利夫君） 土屋地区で実際は、阿見地番に住んでいて美浦村に登録されているかたから結構聞かれるんですけども、そっち関係の見通しというか、いつごろ下水道をやってくれるんだということで、うちのすぐ裏の人にも聞かれていますので、見通しをちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） これは、上下水道課のほうで、阿見町のほうと調整をしております。実は水道に関しても、上水に関しても、道路を一本隔てて、道路は供用で使っているんですけども、半分から向こうは阿見町、こちらは美浦村というやつも、水は美浦村から阿見町に売って、新たに本管は向こうで整備するよというような話もありまして、その辺がなかなか、君島寄りのほうの阿見町のほうの方との境界、そして、椎名委員がいると言ったら、椎名委員の庭の半分は阿見町とか、そういう話がありますので、その辺のところは阿見町となかなか、これは寄留法という法律が、昔あって。それは本当は市町村の

境界の部分で本当はきちっとしなくちゃいけない部分があったんですけれども、美浦村と阿見町の取り決めの中で、美浦村の中に、固定資産税は阿見町に払うけれども、日常生活の部分は美浦村でという部分が了解をされて、現在そのようになっているということで、通常の生活は美浦村の中で行っているということに関すれば、通常の生活なので、本当は上下水道も通常の生活の部類だと私も思います。そういう意味では、阿見町との調整が。

ただ阿見町としては、戻ってきてくれれば人口もふえるという部分が、目論見はあるみたいなんですけれども、いかんせんなかなか整備をするのにはしばらく、美浦村よりはもっとおくらせてしまうという部分があります。ただ、その辺の阿見町との下水道のほう、上水道のほうとの取り決めをきちんとできれば、整備した部分を阿見町から事業費としていただく。そして、水と下水の処理は、美浦村から水は売る、処理は美浦村でしてあげる、そのかわり、そこをいただくというふうな部分は、私は可能ではないのかなと思っておりまますので、その辺、せつかく寄留法の中で美浦村の中に生活をしている方たちに対しても、そういう合意がなされれば、当然整備するお金は阿見町のほうで出すのかどうなのかという部分も含めて検討、今、ちょっと出していきたいなというふうに思います。

生活は今まで美浦村の中でやってきている方がほとんどなので、その辺も含めて、いらっしゃる方は、「いや、私は美浦村です」とはっきり言うてくださる方がいますから、それはもう、「境界から向こうは阿見町でやってください」とばかりもなかなか言えないところがありますから、その辺を、外国に住んでいるわけじゃないので、ここに住んでおりますから、その辺の取り決めをきちんとできればいいのかなと。

できれば、固定資産税までこちらでもらえれば一番いいんですけれども、なかなかそこは阿見町も許しませんので、面積は美浦村には譲りたくないというのが一つありますから、その辺も含めて、議員も大変でしょうけれども、地元から突き上げを食っているかと思えますけれども、こちらも穏便に余り負担がないような部分で、阿見町に負担をしていただくような形も考えて、整備ができればというふうに思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第23号 平成26年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 予算書の396ページ、397ページになります。

地域包括支援センター費の一般管理費で940万2,000円のマイナスになっています。これは人件費ということはわかっているのですが、先だって、厚生文教常任委員で地域包括支援センターのレクチャーを受けました際に、これまでは保健師と社会福祉士とケアマネジャー3人プラス1名の4人で、地域包括支援センターをやっていたものが、1人去年やめましたんですということなんですけれども、これはやめた人の分の補充はないということなんでしょうか。

今通常国会で介護保険改正の議論が始まる場所ですけれども、制度がかなり今度変わってくることも予想されますから、この地域包括支援センターの役割は介護保険事業の中で大切なものだと考えているんですけれども、この点に関しては、人事異動内示にも社会福祉士さんの資格を持っている方が新規採用ということにもなっていますけれども、補充はあるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 地域包括支援センターにつきましては、3人、ケアマネと保健師と社会福祉士という3人がセットで行える事業でございまして、昨年までは事務担当が1人おりましたけれども、それが異動になりまして減になったということで、予算のほうは減っているわけなんですけれども、その分をその3人の中で賄っているというのが現状でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢 清君。

○委員（岡沢 清君） 先ほども申しましたけれども、介護保険制度の内容が、制度改正されるとなると、この地域包括支援センターの業務というのも大変になってくるんじゃないかなと私は思っていたんですけれども、じゃ、その事務を担当していた方がおられなくても、地域包括支援センターの業務というのは従来どおりというか、制度の改正に対しても対処できるような業務が続けられているという判断の中で補充しないということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） その3人の中の個々の事務の負担割合というのは、少しふえているかと思うんですけれども、そこを協力し合ってやってもらっております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○委員（下村 宏君） ページが384、385ページの中で、事業計画推進委員会費というやつが、前年と比較すると407万円ほどふえております。これの内容と推進委員の人数とか、それから、これが国保の補助なのか、それから策定についてはどこが策定するのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） こちらにつきましては、3年後を見据えた第6期分の計画を策定するものでございまして、この計画の中で、保険料の基準額とか計画策定におきましては、豊富な実績と手法を有する業者に委託して進めてまいりたいと考えております。

メンバー的には、学識経験者とか議会代表、医療関係、施設の職員など15名、ほか事務局で構成されております。

○委員長（石川 修君） 下村 宏君。

○委員（下村 宏君） この事業は、単独事業ですか。それとあと、15名というようなことで、報酬20万2,000円組んであるようですけれども、その辺の会議の回数とかそういうものもわかったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長秦野一男君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 財源につきましては、一般財源となっております、会議の回数は4回を予定しております。

○委員（下村 宏君） 了解しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第24号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第25号 平成26年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○委員（下村 宏君） 454ページの欄の中で、給水収益がマイナス3,075万円というように、かなり水道事業、これからも厳しい事業というのは見受けられます。

それで、営業外収益の中で、3番のところに長期前受金戻入というような科目があります。この科目の性格を教えてくださいたいと思います。それで、性格の明細は、節の中に書いてあるんですけれども、この節の中のものが、今後継続して続くのか、あるのかどうか、というものをお伺いしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 下村委員のご質問にお答えをいたします。

今回、長期前受金戻入というような項目が、企業会計の確か46年ぶりの改定というように、大きく改定をされております。その中での一つ大きな部分の一つになります。これは、長期前受金戻入という、ちょっと初めて聞くような言葉だと思います。恥ずかしいんですが、私も今回の改定で初めて見るような言葉になっています。

中身としましては……。

○委員長（石川 修君） ちょっとマイクの交換をしてください。

○上下水道課長（青野道生君） 済みません、電池切れのようです。

ページ449ページをちょっとお開きいただきたいんですが、その資本の部の6番の(1)資本剰余金といわれるものがあります。国、県からの補助金、それから工事負担金、それからいろいろな他会計からの負担金、もろもろあります。こういうものの中で特に補助金

関係については、この予算書の中に注記というようなことでちょっと書かせていただいているんですが、その中で、みなし償却なんていうことになっています。その部分について、今までみなし償却ですから、償却資産として計上、資産の減償になっていまして、償却対象外というような取り扱いになっておりました。

それについて今度は、資本剰余金についても償却の対象にしますよと、そして会計処理をしてくださいという制度に変わっております。そういう中で償却するのですが、それを今年度分について、26年度分についても歳入で見なさいと、まず。償却はしますが、歳入も見なさいということになりました。そういう制度の改正がありまして、資本剰余金の平成26年度分の償却分、これを歳入として見るようにという会計制度の変更がございましたので、今回こういう形で計上させていただいています。

ということになりますので、当然、補助金等で資産を構築したものも、まだ減価償却期間として残っておりますので、金額の変動はもちろんございますが、当面ほぼ同じぐらいのような金額が営業外収益の中にのってくる形となります。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

椎名利夫君。

○委員（椎名利夫君） 予算書の435ページなんですけど、一番最初の給水戸数6,088戸とありますけれども、実際の給水できる範囲内の戸数からいうと、これはどのぐらいのパーセンテージなんですか、その点が知りたい。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 椎名委員のご質問にお答えをいたします。

村内の割合ということになるのかなと思います。いわゆる普及率といわれる部分になると思いますが、95%に当たります。

○委員長（石川 修君） 椎名利夫君。

○委員（椎名利夫君） 上水道から下水を出すということなので、これは非常に大事な要件になってくると思うので、これからはどんどんパーセンテージを上げるように努力してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

飯田洋司君。

○委員（飯田洋司君） 先ほどの説明で、資産をみなしでできるというような話ですけども、これは農業集落排水事業のほうには全然適用はできないのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 飯田委員のご質問にお答えをいたします。

企業会計制度をとっているものに関してということになりますので、上水道になります。

現状では、農業集落排水、それから公共下水道に関しては、法適用外の特別会計という扱いになりますので、純然たる企業会計でありませんので、適用外ということになります。

以上です。

○委員（飯田洋司君） ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第26号 平成26年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） この電気事業会計でございますけれども、美浦村の取り組みとして初めての取り組みでございますので、ここでは担当の木鉛主任主査と、あと椎名主任、この兩名をここに入室をご許可いただければと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 許可いたします。

〔企画財政課木鉛主任主査・椎名主任、入室〕

○委員長（石川 修君） それでは、平成26年度美浦村電気事業会計予算の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○委員（飯田洋司君） これからつくるんですけれども、資産として約7億2,000万円ですか、これの、土地は別としても設備のほうの償却、こういうものというのは、まだ法律上、まだできたばかりなのでしょうけれども、今後みなし資産で償却できるのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの飯田委員のご質問でございますが、償却につ

いては、償却できるようにというふうに思っています。

○委員長（石川 修君） 下村 宏君。

○委員（下村 宏君） この電気事業については、できるだけ詳細な工程と内容の見積もりをできたら欲しいんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの下村委員のご質問でございますが、プロポーザルを終了し、今、詳細の打ち合わせをしている段階でございますので、その打ち合わせを終了後、どういう段階で設計、それから工事というような形でいくかという内容のご説明はできると思います。

また、それに伴いまして、皆様方に議決をしていただかなくてはなりませんので、契約になりますと6月の定例議会、もしくは、できればその前に臨時議会等を開いていただきまして、早いうちに売電ができれば、それだけの収入がございますので、というふうにこちらとしては、事務局では今、考えているところでございます。

○委員長（石川 修君） 下村 宏君。

○委員（下村 宏君） 実施することについては異議はありませんけれども、やる中で、こういうふうに決まっちゃったからこうだよというような、後で説明では困るので、その前にできれば、その経過も議員のほうに報告していただきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの下村委員のご質問でございますが、議員各位、自治研とかやっておられますので、そういう機会を利用しまして示せるところは示していきたい、ご相談できるところはご相談したいというふうに考えてございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 全協のときにもちょっとお話ししたんですけども、この予算で計上されている部分が建設工事費、また見ている部分が保守点検委託料だとか、そういうのしかないんですけども、結局、維持管理費だとかそういうもろもろ、これで契約して、また補正だ何だでこれぐらい今度かかるんですよいうのでは、到底ちょっと納得が私はいかないので、どの辺まで把握して、今進めていられるのか。やはりその辺をもうちょっと明確に、これでは今詰めているというんですけども、何かこう、どの辺まで予算の中で見ているのか不透明な部分がちょっと多いので、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの沼崎委員のご質問でございますけれども、維持管理費につきましては、保守点検料等々で3カ月分は今回の予算案には載せてございます。当初20年分を8,000万円くらいで提示がありましたので、それを20年で割って、さらに

3カ月分、発電を3カ月見るということで、3カ月分の保守点検料等を提示してございます。

これにつきましては、467ページの支出、1款電気事業費用の中の第1項営業費用の4,725万9,000円のところに、東京電力負担金と保守点検料、そのほかに役務費、需用費、旅費、時間外報酬等を入れているところでございます。

それと、続きまして同じく資本的収入及び支出の支出、第1款資本的支出の第1項建設改良費のほうで、設計費540万円、さらに工事費の6億7,410万円を計上しているところでございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） そうしますと、維持管理費は今後もこの程度の金額でできるということで、これ以上の例えば、途中途中で大きな負担というのは想定はできないということですか。その辺をもうちょっと詳しく。これでもう全部賄えるということでしょうか。もうそのほかはかかってこないということで。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの沼崎委員のご質問でございますが、建設発電が始まってから10年目、10年後ぐらいには、パワーコンディショナーの入れかえが発生すると思われます。大体それが7,500万円くらいかなということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） じゃ、行政のほうで考えているのは、その10年目のパワーコンディショナーの金額だけ想定で、あとはさほど、この予算の中で賄えるということで理解していいんですかね。

○委員長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎委員のご質問でございます。

メンテナンス費用は、先ほど企画財政課長が申しましたように、8,000万円を20年間で見込んでいるといったことございまして、これを単純に20年で割ると、1年間400万円の支出になるのかなと。そのほかに法定点検がございます。これは20年で2,888万円を見込んでございます。それを単純に20年で割ると、144万4,000円が法定点検の費用で持ち出す金額となってございます。

そのほかに、落雷というかそういう不慮の事故で施設が壊れたといったときの保険といったところで、これは20年で2,001万3,000円の金額となってございまして、これを20年で割ると100万650円と、これがメンテナンスにかかる費用なのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） わかりました。じゃ、全協で話をした通路の草刈りとかあの辺の

やつは、羊とか牛とか何かを飼って、そういうので食べてもらおうという方向で。後で、草刈り費用だって結構な維持管理費で、冬の時期は草が生えないからいいですけども、草は多分結構生えてくるんじゃないのかなというのがちょっと心配されるので、その辺と、あとは工事費の部分。工事設計費の部分で6億7,000万円という金額なんですけれども、どれが妥当でどれが妥当じゃないかというのがちょっとあれなんですけれども、何か同規模の太陽光発電事業でちょっと話を聞いたところによると、もう少し安くできるんじゃないかというのもちっと聞いたんですけれども、その辺の金額の妥当性というのはどういった判断で決めたんでしょう。

この3社を見比べてというのが一番大きいんでしょうけれども、そのほか何か価格を決める上で何か、参考にした部分があるのかどうかちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今回のこの電気事業会計については、自治体でやっているところは一つもないという部分があります。これは多分、よそからも注目をされているだろうと思いますし、県のほうもいろいろ指導を受けるために聞いても、まず美浦村さんがやってよ、というような部分を県のほうでも言うぐらいなので、これは本当であれば、40円のときにやるのが一番妥当な部分だったんだらうというふうに思いますけれども、たまたま財務省で持っている部分がそのような意向になかなか働かなかったということがありまして、36円という10%減ったところでこういう事業を美浦村の中で立ち上げたわけでございますので、あくまでもプロポーザルで3社でやりました。

ただ、それについてもこの前、全協の中で、なぜもっと出なかったのかという質問が出ましたけれども、これはホームページで掲載した中で3社が応募した。そして、この事業の中のもっと細かい数字を、多分議会の皆さんにお示しをしたときには、いろいろな細かい部分がもっと数字として提供できるだろうというふうに思います。

今のところは、プロポーザルで点数が一番高かったところ、まして、筑波大の先生の中でリスクの一番少ないところを選びなさいというところで、この業者に決まったんだと思います。多分、パネルも保証がないものはだめです、という部分がありまして、日本の京セラとか東芝とかそういうところで、保証をしてくれないところはだめですという部分がありました。

実際、美浦村の中で今、事業を二つ、メガソーラーをやっておりますけれども、これは、中国のサンテックというところを使ったり、中国でもまた今は違うところで、インリーとかというところでも、日本経済新聞に一面で載せてPRをしていたりするところもありますけれども、今、パネルの値段がかなり下がってもございます。そういうところも踏まえて、何が妥当な金額で出てきているのか。

それで、今回、この3社だけの部分で値段が正当だという部分じゃなくて、沼崎委員お

っしゃるようによそでやっている太陽光の事業の工事の部分とか、それからメンテの部分とか、それから保険の部分も含めて参考にして、美浦村が突出しておかしいような工事とかメンテとか含めて精査をした上の数字を積み上げて、議会に示していきたい。その上の合意の中で説明できないようなものがあっては、時期がおくれますけれども、皆さんにご承認をいただいた中でこの事業は進めていかざるを得ないだろうというふうに思います。

初めて自治体としてやるのには、よそから、美浦村でやってよかった事業の一つだねと言われるぐらいの部分は、せっきくの電気事業会計として、44市町村の茨城県の中では美浦村だけしかこういう会計、特別会計の部分がありませんので、その辺はこの前の、今、ヤギとか羊とか牛を飼うという話がありましたけれども、それをやるよりも、舗装で置いたほうが20年間のコストが削減できるのかどうかですね。その辺も踏まえて検討をするということとはしていきたい。

何が村にとって、再生可能エネルギーを導入して、教育にも使える、村の財政の一端を担える、要するに財政の一端というのは、村の公共事業の電気料を払う部分の節減を、一般会計から出す分をこの太陽光発電でどれだけ賄えるかという部分も含めて、削減をこの太陽光でできるか。一番いいものを皆さんと協議をして、承認をいただいて、それから契約は、その前にはできませんので、承認をいただいて、示して、それで契約を再承認をお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○委員（沼崎光芳君） 今、村長のほうから、もっともなご意見をいただきまして、当然初めてやる事業なので、誰もが手探りということなのでしょうけれども、専門家ではないのでわからないですけれども、やっぱり村長が言うように、県内で初めてやる事業ですので、ぜひとも私たち議会も成功させたいと思っていますし、どうせやるなら、いいものをつくってもらいたい。

そのためには、やっぱり後で、いや、これは後からこんな金が出てきちゃったよと、補正、補正でこんなに維持費がかかるのではやらないほうがよかったんじゃないか、というふうになったのでは困るので、今いろいろ聞いているんですけども、やっぱりその辺のリスク回避というか、それはやる前にやっておかないと、決まる前にやっておかないといけないので聞いているのであって、ぜひとも村長が言われるように、当然、今度決まってくれば、議会のほうにも報告があるんでしょうけれども、やっぱりわからないながらも、やっぱり事業者よりも先に立って、契約のときには有利な契約というのをやっぱり結んでいかなければ、村民の尊い税金を使う事業でありますし、多くの住民が注目している事業ですので、ぜひともその点を十分配慮して、気を使って事業のほうを進めていってもらえればと思います。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 多分、担当部署、工事までは企画財政課のほうで進めていきます

けれども、この工事とかいろいろな部分の数字を細かい部分も提示して、議会のある程度の了解をいただいた上での契約をして、契約をしたやつの承認もいただいた上で、事業の開始をしていきたいというふうに思います。

ぜひ、美浦村でやったやつがちょっと変な方向に向かっているね、ということ言われないうちに、この管理するところも、生活環境課というところで、ランニングコストも含めて、そこが一つの電気事業の取り扱う課になっていくと思いますから、数字を提示されたものを、議員の皆さんもご了解の上で進めていくということ、私のほうからもお約束をいたしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 羽成邦夫君。

○委員（羽成邦夫君） 今、総務部長のほうから、20年後までも計算ができていくというようなことでメンテナンスのほうもあったわけですがけれども、そのメンテナンスの会社とかそういうのは、今度だめになった、申しわけないけどそういうことを言っちゃ。

そういうのがなった場合には、その後に来るメンテナンスの会社も同じ金額でやっていただけるのか、その辺、ちょっとこう。済みませんけれども。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） はい、羽成委員のメンテナンス会社が20年先までもという部分があって、実は学識経験者の筑波大の先生も、この20年という部分があるので、20年会社が、例えばパネルをつくった会社、そういうところが果たして20年保証できるんですかということは、リスク工学専攻の先生だったので、その辺も言っていただきました。だから外国の、まして中国の、というようなことが出てくると、20年、果たしてあるのかという部分が一つあったと思います。

ですから、日本の京セラとか東芝とかそういうところであれば、20年間の保証をある程度つけられるような会社のパネルを選びなさい、それから、先ほどパワーコンディショナーは10年ですよというのは、その寿命の部分で10年ということで、20年の間には取りかえるしかないということもあります。

また、メンテナンスも含めて、その会社が20年存続するのかというと、なかなかそれは約束はできませんけれども、同規模のこういう事業は、民間でも至るところでやっておりますし、同じようにそのメンテの部分は、高くなるか安くなるかというのは私もここでは言いませんけれども、それを管理する会社は多分残っていくだろう。この20年間という部分を国が約束違反をして、この36円は払えませんかというのは、国が、また国民とかいろいろなこういう事業者と契約違反をするという部分になりますので、それは、日本の国が存続できない一つの契約だろうというふうに私は思いますので、日本の国を私たちは信じてやっておりますので、その辺は、この保証についてはいいのかなというふうに、私は考えています。

羽成邦夫君。

○委員（羽成邦夫君） 今、村長の説明で、20年間は大丈夫だろうというような話なので、村長を信じますので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 塚本光司君。

○委員（塚本光司君） はい。ただ、世の中絶対ということはありませんので、ちょっとその辺が心配なんです、うちらでいえば、花王さんの例なんかもありますからね。

私ちょっと思ったのは、15分20分でこの問題が終わっちゃっていいものなのかなというふうなのがまず一つあるのと、全協のときに説明を受けたときに、決して揚げ足を取るわけではないんだけど、この会社が稲敷市の江戸崎カントリー倶楽部の奥のほうですか、あと阿見町の云々というふうな説明を受けたわけなんです、本来であれば、この事業が始まってまだ1週間10日の世界で話し合っている世界ですから、そこへ行って、この会社がどんな仕事ぶりをして、そこにつくったというのを見ていませんよ、それで構わないと思いますよ、1週間とか。でも、これが数カ月も前からもし進んでいる事業なのであれば、私が、民間レベルでの頭の考えでいえば、もう現地行ってどんな仕事ぶりをしているんだとそこに足を運んでいます。私であれば。

その辺、どうだったんでしょうかというのもお伺いしたいし、やっぱりそのくらいの意気込みでやっていかないと、私ら住民のほうを代表して、じゃ、それで行きましょうよ、美浦村さんで行きましょう、この内容で進めましょうよ、というふうにオーケー出すわけですから、やっぱりいろいろなこの辺の近隣の、農協さんじゃないですけども、後で理事さんが1人100万円、200万円出したよと。議員、お前ら、そういうのをオーケー出して、5年後、10年後、20年後じゃないけれども、報酬全部あれだぞ、というのもやはりありますから、その辺どうなんでしょうかと。

もっと真剣にやっていかないと、もちろん真剣にやっていないとは申しません。そのくらいとことん突っ込んで掘り下げていかないとだめな内容ですねということです。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それは、製品の保証とか工事の保証という部分は、あくまでもついてきます。その辺の部分は、その保証も入れていかないと、工事の契約は成り立ちません。この工事を、20年も30年も手がけてやっているというのは、ごくわずかな会社なんです。太陽光が始まったのはもう20年ぐらい前からやってはいるんですけども、ただ、性能的にはものすごくアップはしてきておりますけれども、当時のやつでも約もう20年近く、パネルに関しては損傷がないという事例は出てきているので、それで今、20年間は保証しましょう。実際は25年という部分なんですけれども、20年で切っているのが現実です。

だから、その、ここ2、3年でこれは始まったからということじゃなくて、実質の太陽光についてのそういうパネルを大規模じゃないんですけども、やってきているのは、もう20年ぐらいは実績があるということなので、国も20年という一つの部分ができたんだと思います。

国も何も検証しないで、これ20年ですよと言うのは、製薬会社の間違ったデータで厚生省が認めたという部分があったかもしれないけれども、そうそう同じような事例ばかりじゃないと思いますので、ひとつその事例に基づいてこの自然再生可能エネルギーの20年というものをつくったわけですから、これをいい加減で国がつくったとしたら、それは国がおかしいです。

○委員長（石川 修君） 塚本光司君。

○委員（塚本光司君） わかりました。一つ一つを細かく、それで当たってやっていっていただければと思います。

やっぱりそれに、じゃオッケーだよという形で、結局議会サイドで出すということは、じゃ、それで行きましょうよということですから、やっぱり一つ一つ細かく当たっていただく。あと、気持ちを入れながらひとつお願いできればと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

飯田洋司君。

○委員（飯田洋司君） 特別償却というような、もちろん民間でもこの事業をやっていると思うんですけども、今言ったように、保証とリンクはしているんでしょうけれども、全国で自治体が資金を出してやっているところというのは、めちゃくちゃ少ないと思うんですね。茨城県でも、多分美浦村かなと思うんですけども。

全国で調べてもらって、自治体のほうで、美浦村みたくやる気のある自治体があったらば、ぜひそこと手を組んで国に特別償却をお願いしたらどうですか、スクラム組んで。そういうのはちょっと無理でしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 済みません、飯田委員。自治体だけが特別に償却できるということがあったとしたらば、それは大きく、この近くにも、22メガぐらいの事業を計画している民間の会社もあります。これも多分36円で行くんだと思いますけれども、そういうところが償却も含めてできるかといったら、これは会計制度の中で自治体だけが優遇されるという部分は、多分ないものだと思います。

大体、自治体が経済活動的な部分で、民間からお金を、税収とか社会税とかそういうあれとは違って、売電でというのは今までも臨んだことはなかった部分がありますよね。だから、その辺については、特別償却というのは自治体だけでできるかというのは、研究はしておきますけれども、調べてはおきますけれども、そこが優遇されるという部分は私は多分ないのかなと、今の中ではちょっとそれしか答えられないので、あったら、それは適用させていただいて、自治体だけ優遇させていただきたいということはやっていきたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は、全て終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、ご苦勞さまでございました。

午後零時 12 分閉会